

# 史跡楯築遺跡保存活用計画

令和6年

倉敷市教育委員会



# 例 言

- 1 本書は、岡山県倉敷市矢部に所在する国指定史跡楯築遺跡の保存活用計画である。
- 2 この計画は、倉敷市教育委員会が事務局となり、令和5年度及び令和6年度の国庫補助金を受けて策定した。
- 3 この計画は楯築遺跡保存整備委員会での検討を経て、文化庁の指導・助言のもとに策定した。
- 4 本書の第2章に掲載する楯築遺跡の「発掘調査の経過と概要」及び「特徴と歴史的意義」は、近藤義郎 1992『楯築弥生墳丘墓の研究』（楯築刊行会）、福本明 2007『吉備の弥生大首長墓・楯築弥生墳丘墓』（シリーズ「遺跡を学ぶ」034, 新泉社）などの報告・文献を参考にした上で、現時点での最新かつ総合的な調査研究成果である宇垣匡雅 2021『楯築墳丘墓』（岡山大学文明動態学研究所・岡山大学考古学研究室）に基づいて整理した。
- 5 本書に掲載した図版のうち、図 2-25、図 2-26、図 2-27、図 2-28、図 2-29、図 2-30、図 2-31、図 2-32、図 2-33、図 2-34、図 2-35、図 6-1 は宇垣匡雅 2021『楯築墳丘墓』（岡山大学文明動態学研究所・岡山大学考古学研究室）からの転載、図 2-23、図 2-24、図 2-36 は同書掲載の図版をもとに加工して作成した。
- 6 本書に掲載した写真のうち、写真 2-9、写真 2-10、写真 2-11、写真 2-12、写真 2-13、写真 2-14、写真 2-15、写真 2-16、写真 2-17、写真 2-18、写真 2-19、写真 2-20 は、岡山大学文学部考古学研究室からの提供による。
- 7 本書の編集等にかかる業務は株式会社スペースビジョン研究所に委託した。

# 目 次

## 例言

### 第1章 序論

1-1	計画策定の背景と目的	1
1-2	計画の構成と策定の流れ	3
(1)	計画の構成	3
(2)	計画策定の経過	4
1-3	計画の位置づけ	5
(1)	他計画等との関係	5
(2)	計画の対象範囲	7
(3)	計画の期間	8

### 第2章 楯築遺跡の概要

2-1	位置と環境	9
(1)	位置	9
(2)	自然環境	10
(3)	歴史環境	14
(4)	社会環境	18
2-2	史跡指定の状況	28
(1)	史跡指定に至る経緯とその後の経過	28
(2)	史跡指定の内容	30
(3)	史跡指定地及び対象区域の状況	31
2-3	発掘調査の経過と概要	34
(1)	調査の経過	34
(2)	遺構・遺物の概要	37
2-4	楯築遺跡の特徴と歴史的意義	52
(1)	楯築遺跡の特徴	52
(2)	楯築遺跡の歴史的意義	53

### 第3章 楯築遺跡の価値

3-1	本質的価値	57
3-2	副次的価値	59
3-3	地区区分	61
3-4	構成要素	62

## 第4章 楯築遺跡の現状と課題

4-1 保存	65
(1) 保存の現状	65
(2) 保存の課題	66
4-2 活用	68
(1) 活用の現状	68
(2) 活用の課題	68
4-3 整備	70
(1) 整備の現状	70
(2) 整備の課題	70
4-4 運営・体制	72
(1) 運営・体制の現状	72
(2) 運営・体制の課題	72

## 第5章 大綱・基本方針

5-1 大綱（基本理念）	73
5-2 基本方針	74

## 第6章 保存

6-1 保存の方向性	75
6-2 保存の方法	77
(1) 通常管理	77
(2) 緊急時の対応	77
(3) 調査・研究	78
(4) 史跡景観及び周辺環境の保全	78
(5) 現状変更等の取扱	78

## 第7章 活用

7-1 活用の方向性	81
7-2 活用の方法	82
(1) 楯築遺跡の価値の理解促進	82
(2) 観光資源としての活用	82
(3) 地域資源としての活用	84

## 第8章 整備

8-1 整備の方向性 .....	85
8-2 整備の方法 .....	86
(1) 保存のための整備 .....	86
(2) 活用のための整備 .....	86

## 第9章 運営・体制の整備

9-1 運営・体制の整備の方向性 .....	89
9-2 運営・体制の整備の方法 .....	90
(1) 史跡指定区域の管理体制 .....	90
(2) 楯築遺跡の保存・活用・整備の体制 .....	90

## 第10章 実施計画及び経過観察

10-1 実施計画 .....	93
10-2 経過観察 .....	94
(1) 経過観察の方向性 .....	94
(2) 経過観察の方法 .....	94

# 第1章 序論

## 1-1 計画策定の背景と目的

楯築遺跡は、岡山平野の西北部に位置する西山丘陵の北端、片岡山（標高 46.6m）の頂上に位置する弥生時代最大の墳丘墓である。

大正 10 年（1921）、永山卯三郎によって巨大な横穴式石室をもつ古墳が崩壊した址と捉えられ、「片岡山古墳址」として報告されて以降、大きな注目を集めることはなかった。しかし、その約 50 年後の昭和 45 年（1970）、岡山大学法文学部考古学研究室の近藤義郎によって、墳丘墓上に位置する楯築神社の祠に安置された御神体の弧帯文石、祠の周囲に立ち並ぶ巨石や平坦な円形の面とその斜面にみられる川原石などが再度注目された。そして、それまでの常識をはるかに超える墳墓遺跡である可能性が認識され、その後、北東と南西の両方向に突出部をもつことも明らかとなった。

しかし、この突出部の発見と時を同じくして、楯築遺跡を含む丘陵全体での大規模な住宅団地の開発が計画された。近藤は保存を申し入れたが、昭和 48 年（1973）には、円丘部のみを残して突出部は削り取られ、南西側の突出部には住宅団地に上水を供給するための給水塔が建設された。この突出部の破壊は、その後の楯築遺跡の調査・研究による価値の解明、さらには保存・活用の両側面において大きな足枷となってきた。

その後、昭和 51 年（1976）から昭和 54 年（1979）にかけての岡山大学を中心とした調査団による 3 次につながる調査により、特殊器台や弧帯文石などを伴う弥生時代の巨大な墳丘墓であることが確認され、昭和 56 年（1981）12 月、弥生時代から古墳時代への墓制を考える上で貴重な遺跡として、円丘部の一部が史跡に指定された。そして、史跡指定後は、倉敷市教育委員会が事業主体となって、岡山大学を中心とした調査団が調査を実施する体制で、昭和 58 年（1983）の第 4 次調査から平成元年（1989）の第 7 次調査の 4 次につながる調査を実施し、墳丘墓の構造や埋葬施設の把握などを進めてきた。このような調査の推進と併せて、昭和 57 年（1982）6 月に「旋帯文石」として重要文化財に指定された楯築神社弧帯文石の収蔵庫の新設、王墓の丘史跡公園としてのトイレや四阿、ベンチ、散策路、案内・解説板の整備など、楯築遺跡の活用のための周辺環境の整備を実施してきた。

一方、平成 18 年（2006）の観光立国推進法制定以降、平成 19 年（2007）10 月の「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」では、地方公共団体による文化財の保存・活用のマスタープランとなる歴史文化基本構想の策定の重要性が提言され、平成 27 年（2015）には日本遺産制度が創設された。さらに、平成 30 年（2018）には文化財保護法が改正され、文化財保存活用地域計画制度や個別の文化財の保存活用計画の認定制度が創設され、文化財の保存を前提とした上での観光やまちづくりへの積極的な活用を推進するための制度的な基盤も整えられてきた。このような流れの中で、倉敷市では、平成 28 年（2016）に『倉敷市歴史文化基本構想』、平成 30 年（2018）に『倉敷市歴史文化保存活用計画』を策定し、楯築遺跡を「古代吉備に関連する遺跡群」の中心となる文化財として位置づけ、当該遺跡群の核となる拠点づくりを行う方針を示した。また、平成 30 年（2018）には、「桃太郎伝説」の生まれたまち おかやま ～古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語～」が日本遺産に認定され、楯築遺跡はその構成文化財の一つとして広く周知されるとともに、来訪者用の駐車場の整備や解説板の新設、各種情報発信事業などを実施してきた。

このように楯築遺跡は、活用に向けた基盤が整えられてきており、保存を前提とした上で、観光やまちづくりへのより積極的な活用が求められているのが現状である。しかし、楯築遺跡自体に目を向けると、これまで保存のための整備は、傾いていた立石の復元整備以外は実施しておらず、史跡指定区域においても、既に一部の円礫が露出している状況が見られる。また、活用のための整備も、楯築遺跡の価値の伝達という点

では、解説板の設置にとどまり、立石がつくる固有の景観は多くの人々の興味・関心を惹きつけるものの、視覚的に捉えることができないその他の価値は伝わり難く、十分に理解されていない状況にある。そして、その大きな要因の一つは、突出部の破壊とそこにそびえる給水塔にある。

倉敷市では、令和4年（2022）6月の倉敷市議会において、この給水塔を撤去し、楯築遺跡の整備を実施する方向性を示した。給水塔の撤去工事は、令和6年度（2024年度）からの実施を予定しており、工事にあたっては、給水塔周辺に遺る突出部に係る遺構を確実に保存した上で実施することが求められる。また、給水塔撤去後の遺跡の整備及び活用の方向性を示していく必要もある。

本計画は、このような背景を踏まえて、楯築遺跡の恒久的な保存を長期的な視点のもとに適切に実施するとともに、市民や観光客等に親しまれる遺跡としてより一層の活用を図るために、遺跡の価値を明確にし、保存、活用、整備、運営・体制の方針や方法等を示すことを目的として策定するものである。

## 1-2 計画の構成と策定の流れ

### (1) 計画の構成

本計画は、最初に楯築遺跡をとりまく自然環境、歴史環境、社会環境並びに史跡指定の状況や発掘調査の経過と遺構・遺物の概要などの楯築遺跡の概要の整理（第2章）を踏まえて、楯築遺跡の価値を明確化する（第3章）。その上で、楯築遺跡の「保存」、「活用」、「整備」、「運営・体制」の現状と課題を整理し（第4章）、史跡の保存・活用の基本となる考え方として「大綱・基本方針」を示す（第5章）。この「大綱・基本方針」のもとに、「保存」（第6章）、「活用」（第7章）、「整備」（第8章）、「運営・体制」（第9章）ごとに、それぞれの施策の方向性及び方法を示す。そして、最後に、本計画に基づく施策を着実に推進するための「行動計画」を示し（第10章）、計画の進捗管理と見直し等の「経過観察」の方向性と方法を整理（第11章）する構成としている。

なお、本計画で用いる「保存」、「活用」、「整備」の各用語は、『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（平成27年3月、文化庁文化財部記念物課）に基づき、次のように定義されるものである。

#### 保 存

保存とは、史跡の本質的価値を現在から未来へと確実に維持・継承し、その望ましい状態を創出することである。

そのためには、史跡指定地に係る基本情報の把握、本質的価値を明らかにするための学術的な調査研究が不可欠であり、それらに基づいて法的・行政的・技術的な措置を実施することである。

保存に係る法的措置とは、史跡の本質的価値を十分に把握して範囲を設定し、文化財保護法に基づき史跡に指定すること、また、史跡指定地内で行われる現状変更等の許可に関することなどが含まれる。

保存に係る行政的措置とは、史跡指定地内を確実に保存できるように、土地の公有化、適切な保存と活用を実施するための「保存活用計画」の策定、維持管理の施策等を行うことである。

保存に係る技術的な措置とは、史跡について周知し保存を確実にするための保存施設（標識・説明板・境界標等）、防災施設等の設置をはじめ、き損及び衰亡の状態から復旧（修理）を行うことなどである。また、所有者又は管理者が行う見回り等の管理又は清掃等の日常的な維持管理に関する施策の実施及び周辺環境の改善等も含まれる。

#### 活 用

活用とは、地域に生きる人々が史跡の本質的価値を理解・享受し、それを適切に現代社会に活かすことである。

活用には、来訪者に対して史跡を開放する「公開」、開放する空間において、安全で快適に過ごし、本質的価値が理解できるようにする「諸施設の設置」、活用するための企画の立案及び宣伝、学習等の情報提供等を行う「ソフト面の各種施策」、史跡を核とするまちづくり・地域づくりをはじめ、これらに関わる地域連携の促進及び市民活動への支援等の施策を実施する「運営」の大きく4つの内容がある。

活用を実施するうえでは、活用に関した各計画に準じて事業等を行うことが重要であり、活用するための環境づくりの手段として整備も必要になる。本質的価値を損なうことなく保存し、さらに活用を前提とした整備が求められる。また、整備過程において、見学会や勉強会を開催するなど、公開を意識して行うことが望まれる。整備中には様々な技術的な情報が得られることが多くあり、それらの市民との情報共有も活用の一環と言える。

#### 整 備

整備とは、保存と活用の間にある矛盾を調和的に解決し、両者が相乗効果を生み出せるようにするための技術的な方法である。史跡が持つ本質的価値の望ましい保存状態を維持・創造し、地域社会に活用と発展の効果をもたらすような公開・活用の場を提供するための手法だと言って良い。

整備には、史跡の保存を目的とするものと、活用を目的とするものがある。

史跡の保存を目的とする整備には、見回り・清掃・除草等の維持的措置、防災施設の設置、保存施設（標

識、説明板、境界標等)の設置、応急的な復旧等を含む措置がある。また、史跡がき損及び衰亡している場合にき損・衰亡前にもどす復旧措置である。

史跡の活用を目的とする整備には、適切に公開していくための安全で快適に過ごせる空間づくり、来訪者の史跡への理解を助けるための施策をはじめ、来訪者が史跡の本質的価値を容易に理解できるようにそれらを顕在化すること、また、史跡を学習し、憩い、その他の高揚を発揮させるために施策を行うことである。

『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』(平成27年3月、文化庁文化財部記念物課)をもとに倉敷市教育委員会で整理

## (2) 計画策定の経過

保存活用計画の策定にあたっては、楯築遺跡保存整備委員会を設置して検討を行った。委員会の構成と検討の流れは、表1-1～表1-2のとおりである。

表1-1 楯築遺跡保存整備委員会の構成

区分	氏名	所属・役職名等	備考	
委員	観光	芦田 雅子	倉敷芸術科学大学 准教授	令和6年2月まで
	観光	石野 正人	倉敷観光コンベンションビューロー 専務理事 倉敷市観光推進マネージャー	令和6年6月から
	考古	宇垣 匡雅	岡山県立博物館 学芸員 元岡山県古代吉備文化財センター 所長	
	民俗	尾崎 聡	岡山学院大学・短期大学 教授 倉敷市文化財保護審議会 会長	会長
	まちづくり	楠 敏明	楯築神社 総代 岡山歴史研究会 会長	
	考古	澤田 秀実	くらしき作陽大学音楽学部 教授 倉敷市文化財保護審議会 副会長	副会長
	考古	福本 明	岡山商科大学経営学部 特任教授	
	考古	松木 武彦	国立歴史民俗博物館考古学研究系 教授	令和6年3月まで
	考古	松本 直子	岡山大学文明動態学研究所 所長	令和6年6月から
	考古	光本 順	岡山大学文学部考古学研究室 教授	
オブザーバー	浅野 啓介	文化庁文化財第二課史跡部門 文化財調査官		
	浜原 浩司	岡山県教育庁文化財課 課長		

表1-2 検討の流れ

年月日	内容
令和5年(2023)11月12日	第1回楯築遺跡保存整備委員会
令和6年(2024)3月7日	第2回楯築遺跡保存整備委員会
令和6年(2024)5月31日	令和6年度第1回倉敷市文化財保護審議会
令和6年(2024)7月31日	第3回楯築遺跡保存整備委員会
令和6年(2024)10月21日	第4回楯築遺跡保存整備委員会

## 1-3 計画の位置づけ

### (1) 他計画等との関係

本計画は、『倉敷市第七次総合計画』及び『倉敷市歴史文化基本構想』、『倉敷市文化財保存活用計画』を上位計画とし、都市計画やまちづくり、景観、公園緑地、観光、教育等の関係部局の各種関連計画と連携・調整しながら計画目的を遂行するものとする。

#### ア 総合計画における位置づけ

令和3年(2021)3月に策定した『倉敷市第七次総合計画』では、「豊かな自然と 紡がれた歴史・文化を次代へ繋ぎ 人と人との絆と慈しみの心で 地域を結ぶまち倉敷」をめざす将来像とし、「慈」(子ども・子育て・教育)、「紡」(文化・産業)、「繋」(生活環境・防災・都市基盤)、「結」(保健・医療・福祉)、「絆」(SDGs・市民協働・コミュニティ・行財政)の5つの分野からめざすまちの姿や施策・基本方針等を示している。このうち「紡」(文化・産業)の施策として「歴史文化や伝統の保存・継承と活用を図る」を掲げ、日本遺産の発信・活用や文化財の保存・継承などの基本方針を示している。よって、本計画は、この施策・基本方針のもとに策定する計画と位置付けられる。また、この他にも倉敷の魅力を発信し、受入環境を整備して交流人口の増大を図ることや、地域の歴史・文化を学ぶ機会を増やすことなどを掲げており、本計画はこれらの関連する施策・基本方針の推進を後押しする重要な役割も併せ持つ計画であるといえる。

#### イ 倉敷市歴史文化基本構想／倉敷市文化財保存活用計画における位置づけ

倉敷市では、平成28年(2016)12月に、倉敷市の歴史文化の豊かな環境を守り、育み、活かす取組を市全域に展開し、地域の魅力と活力の向上につなげていくことを目的として、歴史文化を活かしたまちづくりのためのマスタープランとなる『倉敷市歴史文化基本構想』を策定した。同構想では、倉敷市の歴史文化の特徴を「進取の気風と新旧の調和の精神のもとに育む風格ある歴史文化」と整理し、「歴史文化を活かした地域の魅力と活力の向上」を目標に掲げ、「歴史文化を守り、育み、活かすための基盤を整える」、「歴史文化を適切に守り、育む」、「歴史文化をまちづくりに効果的に活かす」の3つの方針を定めて具体的な取組の方向性を示している。さらに、関連する文化財をストーリー立てて結びつけ、一体的・総合的に保存や活用に取り組みんでいくために、5つの関連文化財群と12の歴史文化ストーリーを設定しており、楯築遺跡は、関連文化財群「暮らしと文化を支える流通・交易」の「海と川を介した流通・交易」及び「陸上交通による人や物資の往来」の2つの歴史文化ストーリーを構成する文化財として位置付けられている。

平成30年(2018)3月には、同構想に基づく取組を計画的に推進するために『倉敷市歴史文化保存活用計画』を策定し、目標の実現に大きな役割を担う「関連文化財群」の保存・活用の具体的な方向性や方策等を示した。さらに、同計画では、関連文化財群の戦略的な保存・活用を推進するために、優先的・重点的に保存・活用に取り組むテーマとして、「繊維に育まれたまち」と「古代吉備に関連する遺跡群」の2つを設定して、それぞれの保存活用計画を作成している。このうち、「古代吉備に関連する遺跡群」の保存活用計画では、計画の対象とする歴史文化保存活用区域の一つに「庄エリア」を設定し、保存・活用の方針や事業計画、推進体制を定めている。保存・活用の全体方針では、「指定文化財を中心とした区域の歴史文化の拠点並びに関連する文化財を中心とした連携拠点を形成し、各拠点をつなぎ、吉備の国に含まれる当区域がもつ歴史文化の魅力を感じられる周遊空間の創出を図ること」、「各地域では、歴史文化の価値を再認識してまちづくりに活かし、周遊空間の魅力の向上を図ること」としている。また、具体的な方針の中では、楯築遺跡

について、「保存管理計画の作成を進め、適切な保存管理を図るとともに、整備・活用に向けた基本的な考え方の整理を進めること」、「給水塔の移設や史跡整備等により遺跡の価値を高めるとともに、当区域の歴史文化の拠点としてのガイダンス施設の整備を検討し、地域住民や観光客等の多くの人々が憩い、学び、交流できる環境づくりを進めること」を示している。

## ウ 関連計画における位置づけ

### (ア) 倉敷市都市計画マスタープラン

令和3年(2021)3月に策定した『倉敷市都市計画マスタープラン』では、『市民と創る ころゆたかな 倉敷』～豊かさ創造、豊かさ実感～をまちづくりの理念として、「①拠点の強化と地域連携による快適で活力あるまちづくり」、「②安心して暮らせる災害に強いまちづくり」、「③水・緑・文化 豊かな地域資源を活かすまちづくり」、「④景観・美あふれる風格あるまちづくり」、「⑤市民協働のまちづくり」の5つの目標を設定している。同計画の庄地区のまちづくり方針では、目標のひとつに「歴史・文化的資源を活かした特色ある交流環境づくり」を掲げ、「吉備の歴史・文化的資源を活かした、歴史を学び親しむ散策路や古代の歴史を体験する場など、憩いと交流のある魅力あふれる環境づくりを進める」こととしている。また、この目標に基づくまちづくり方針として、吉備史跡県立自然公園や楯築遺跡、上東遺跡などを中心に点在する歴史・文化的資源と足守川などの水辺をつなげて、歩きたくなる回遊空間の形成を図るとともに、自転車の快適な通行空間について検討し、「自然・歴史などの地域資源を活かした緑地環境とネットワークの充実」を図ることとしている。

### (イ) 倉敷市景観計画

令和3年(2021)4月に策定した『倉敷市景観計画2021』では、「瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくり」を景観づくり基本理念として、「豊かな自然環境のなかに歴史的資産が活きる都市景観づくり」などの基本目標を掲げている。類型別景観形成の方針のうち、歴史・文化的景観では、史跡等の保全を図るとともに、資源を引き立たせるよう配慮し、地域の魅力づくりに活用することや、歴史・文化的景観資源の周辺においては、その資源に配慮した景観づくりを行うことを基本とすることなどを示している。また、庄地区の地域別景観形成の方針では、王墓の丘史跡公園を歴史・文化的景観の資源としてあげ、その周辺地域においては、「緑や歴史資源に囲まれた落ち着いたある住宅地景観を維持保全する」ことを方針としている。

### (ウ) 倉敷市緑の基本計画

平成28年(2016)3月に策定した『倉敷市緑の基本計画』では、「豊かな緑と水に囲まれた環境、花と緑あふれる暮らしを未来につなぎます。」を基本理念とし、「保全」、「創出」、「展開」の3つの視点から基本方針を設定している。庄地区の緑のまちづくりの方針では、楯築遺跡を含む吉備史跡県立自然公園について、「歴史・文化的資源と一体となった郷土景観、自然環境の保全に努める」こととしている。

### (エ) 倉敷市文化振興計画

令和3年(2021)5月に策定した『倉敷市第二次文化振興基本計画』では、「倉敷。生活に文化が薫るまち」を基本理念とし、「継承・育成」、「創造・活動」、「参加・交流・発信」、「感動・共感」の4つを基本的視点のもとに、「Ⅰ. 子どもも大人も文化と暮らすまち」、「Ⅱ. 文化が息づく活力豊かなまち」、「Ⅲ. 文化を発信し世界とつながるまち」の3つの目指す方向を示している。このうち、Ⅱの取組項目の一つとして、「文化財の保存と活用」を掲げ、具体的な取組項目として「①有形・無形文化財の保存と活用」と「②埋蔵文化財の保護・保存と活用」を示している。そして、①では「指定文化財の保存と活用を推進するとともに、未指定の文化財についても継続的に調査を実施し、文化財の現状把握に努めること」と「文化財に関する情報

を、デジタル技術等を用いて、広く活用を図ること」、②では「地域や学校と連携し、埋蔵文化財の保護思想の普及や学習活動の支援を図ること」としている。

#### (オ) 倉敷市観光振興プログラム（第2期）

令和3年（2021）3月に策定した『倉敷市観光振興プログラム（第2期）』では、『倉敷市第七次総合計画』の基本目標の一つに示す「倉敷の魅力国内外にPRし、たくさんの人が訪れるようになっている」を理念（目指すまちの姿）とした上で、「戦略1 競争力の高い魅力ある観光地域の形成」、「戦略2 広域観光の推進」、「戦略3 誘致・プロモーション活動の強化」、「戦略4 受入環境の充実」、「戦略5 外国人観光客の誘致拡大」の5つの戦略を掲げている。そして、戦略1では、日本遺産を活かした倉敷ならではの滞在コンテンツの拡充や文化財を生かした観光資源の開発等、戦略2では、岡山市などの周辺都市との連携や旅行会社・交通事業者等との連携強化等、戦略3では、多様な媒体を用いた観光情報の発信等、戦略4では、観光インフラの整備や観光案内機能の強化、おもてなし人材の育成等、戦略5では、海外へ向けた情報発信や外国人観光客の受入態勢の充実等の具体的な施策の方向性を示している。また、資料編の「倉敷市観光ゾーニング」では、「庄エリア」における観光客の楽しみ方の一つに楯築遺跡をあげている。

#### (カ) 倉敷市教育大綱／倉敷市教育振興基本計画

令和3年（2021）3月に策定した『倉敷市教育大綱』では、“From Kurashiki”が誇りとなるひとづくり」を基本理念に掲げ、同大綱のもとに、同年3月に策定した『倉敷市教育振興基本計画』では、その実現に向けて14の基本施策と30の個別施策に取り組むこととしている。基本施策⑬の「歴史文化や伝統の保存・継承と活用を図る」では、個別施策に「文化財の適切な保存と活用、継承」と「文化財に親しむ機会の充実」の2つをあげて、文化財の適切な保存と活用に努め、文化財に関わる情報を広く市民に公開して後世に引き継いでいくこと、歴史や文化の魅力をつたえることにより子どもたちや市民が郷土を愛する心を育み、個性豊かな人材の育成につながるよう努めることなどを、主な事業や今後の取組としている。

#### (キ) 倉敷市地域防災計画

令和5年（2023）2月策定の『倉敷市地域防災計画・倉敷市水防計画』では、文化財の防災についての考え方も示している。災害予防としては、市や県は、文化財に対する市民の愛護意識を高め、防災知識の普及を図ることや、文化財の所有者や管理者に対して防災意識の高揚を図り、管理・保護の指導・助言を行うこと、文化財及び周辺環境の整備を実施することなどを示している。また、被災時の応急対策としては、国指定の文化財が滅失、毀損した場合、当該文化財の管理者は文化財保護法の規定に基づいて倉敷市教育委員会、岡山県教育委員会を経由して文化庁に届け出ることとし、応急修理については、文化財としての価値を損なうおそれがあるため、国、県、市の技術指導により実施することとしている。

## （2）計画の対象範囲

楯築遺跡は、倉敷市矢部字向山及び日畑字西山にまたがる丘陵（片岡山）上に位置する墳丘墓で、かつては円丘の主墳部から北東と南西に突出部をもっていたが、住宅団地の開発により突出部の大部分は削られている。これまでの発掘調査により、全長は主軸方向（北東-南西方向）で83～85m、円丘部直径は主軸直方向（北西-南東方向）で49mと推定されている（2-3（2）ア参照）。それに対し、現在の史跡指定区域は、円丘部上の1,023㎡（東西最大幅約38m、北東-南西方向約43m）である。このため、楯築遺跡の価値を確実に保存するためには、史跡指定区域に加え、推定される墳丘の範囲とその周縁10m以上の区域を対象とする必要があることが指摘されている<sup>1)</sup>。

<sup>1)</sup> 楯築弥生墳丘墓発掘調査団1987『倉敷市楯築弥生墳丘墓 第V次（昭和60年度）・第VI次（昭和61年度）発掘調査概要報告』

一方で、遺跡の活用面では、王墓の丘史跡公園として、活用に必要な施設等の整備を行いながら、周辺地域の遺跡や公園と一体的となった効果的な活用を推進していくことが求められる。

したがって、本計画では、史跡楯築遺跡の指定区域を中心としつつ、その周辺に広がる王墓の丘史跡公園の楯築遺跡地区全体（図 1-1、青色の枠内）を計画の対象範囲とする。

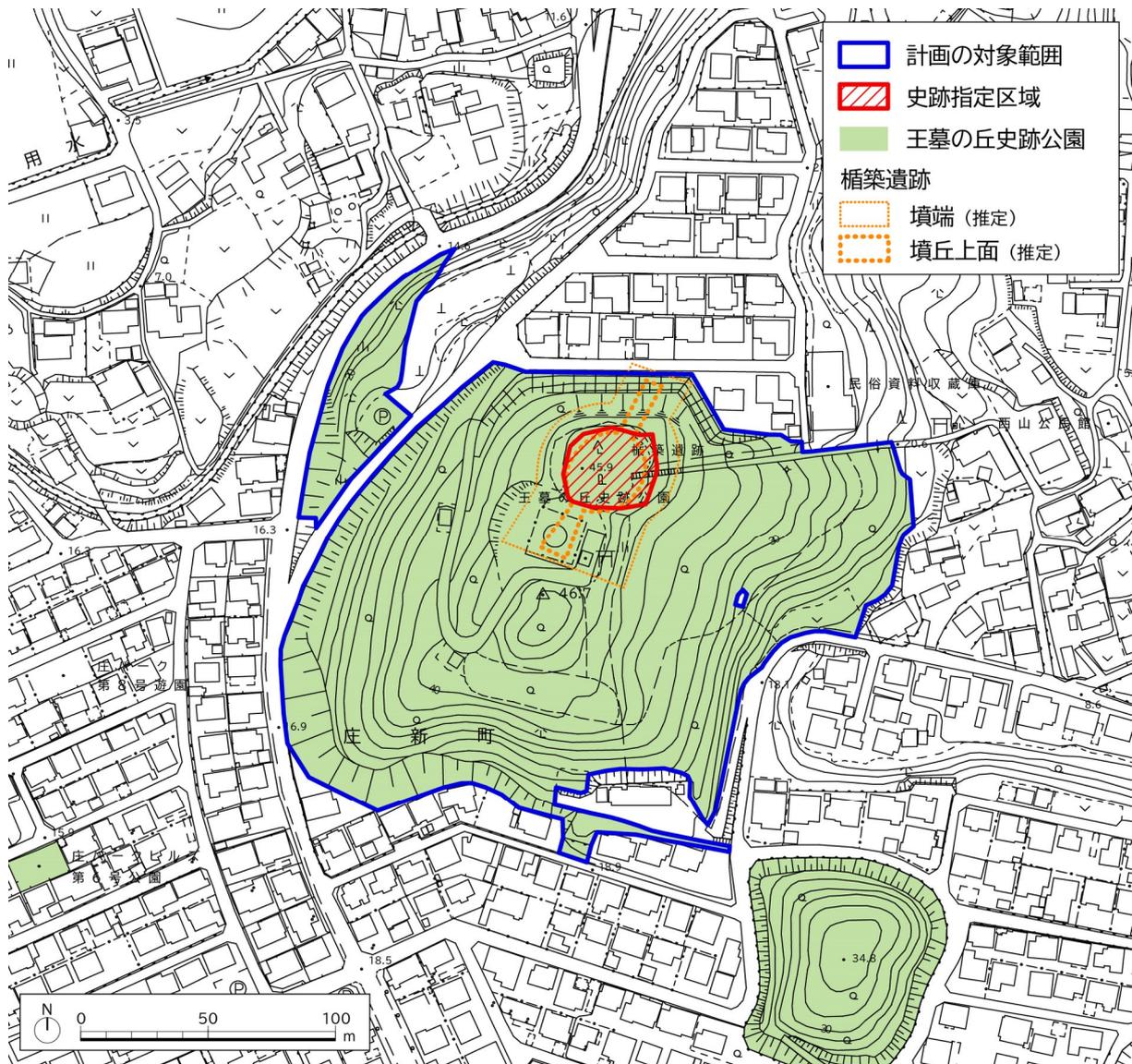


図 1-1 計画の対象範囲

### (3) 計画の期間

本計画の計画期間は令和 15 年度（2023 年度）末までの 10 年とする。ただし、毎年度点検を行い、史跡の追加指定や整備の進捗状況などに応じて、適宜見直しを行うとともに、計画策定後 5 年を目安に計画内容の全体的な見直しを行うこととする。

## 第2章 楯築遺跡の概要

### 2-1 位置と環境

#### (1) 位置

楯築遺跡のある倉敷市は、岡山県南西部に位置し、南は瀬戸内海に面し、東は岡山市、早島町、玉野市、西は矢掛町、浅口市、北は総社市に隣接している。面積は355.63㎏で、県土の約5%を占めている。楯築遺跡は、倉敷市の北東部、岡山市との境界である足守川右岸の小丘陵上（片岡山）に位置し、倉敷市の中心市街地からは北東に約9km、岡山市の中心市街地からは西に約8kmである。歴史的な沿革、地理的条件及び地域の生活圏などに基づく地域・地区区分（倉敷地域、児島地域、玉島地域、水島地域、庄地区、茶屋町地区、船穂地区、真備地区）では庄地区に属す。

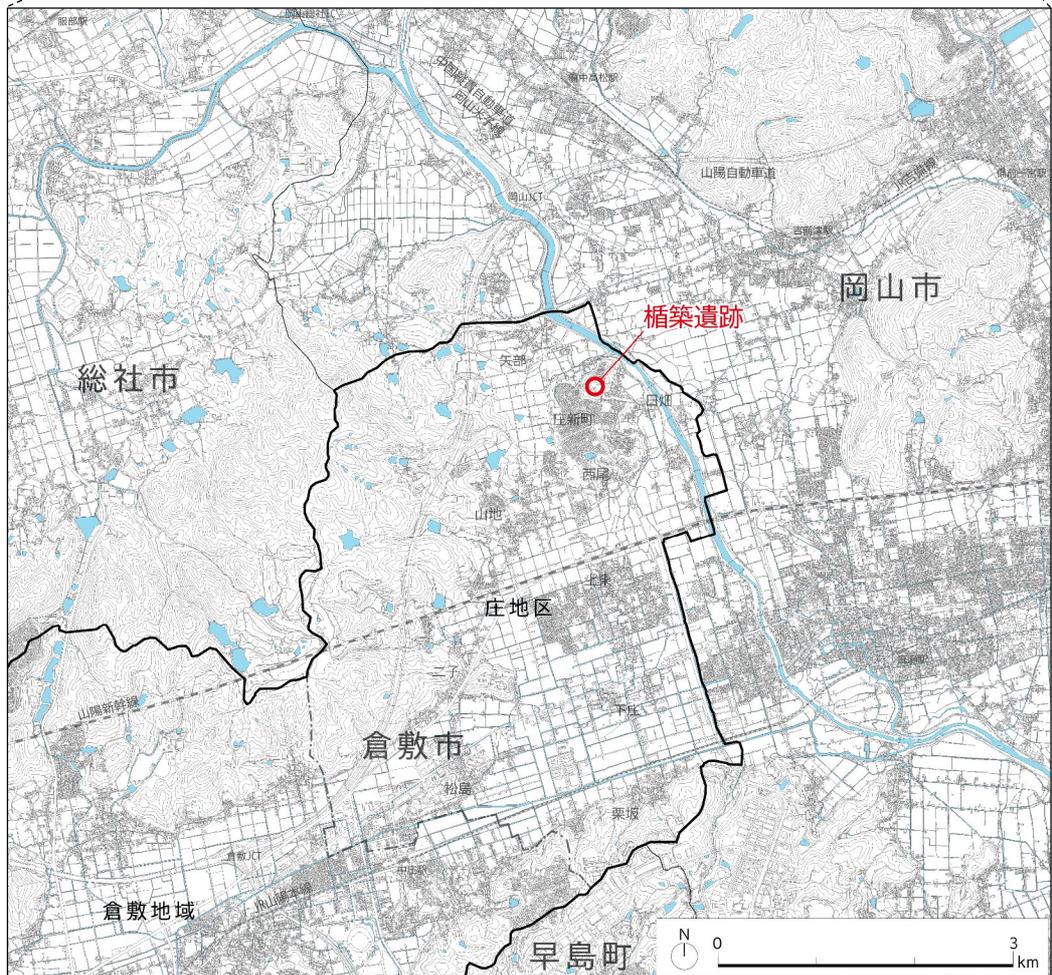
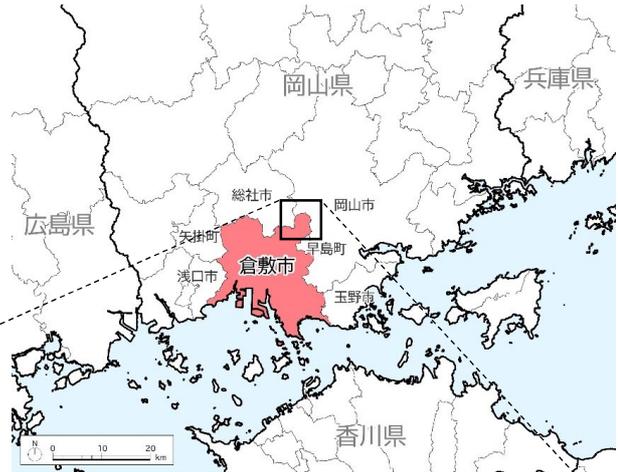
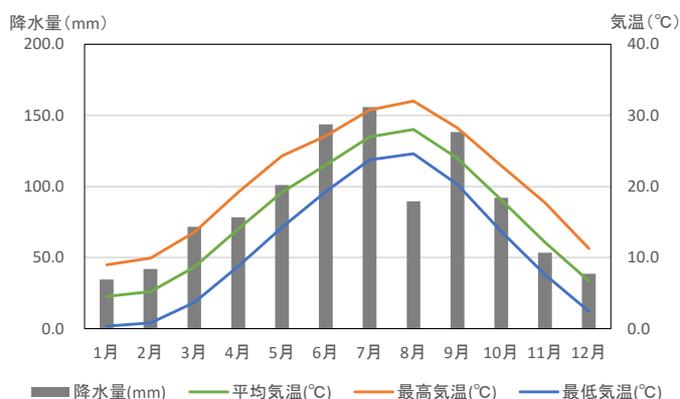


図 2-1 楯築遺跡の位置

## (2) 自然環境

### ア 気候

倉敷市の気候は、乾燥内陸性の瀬戸内式気候であり、晴天が多く、比較的雨が少ない。平成5年(1993)から令和4年(2022)までの30年間で、年平均気温は摂氏15.9度、年平均総降水量は1,038.5mmである。また、南に瀬戸内海を介して急峻な四国山地があるため、台風が岡山県に直接上陸する件数もわずかで、その影響も比較的少なく、自然条件には恵まれた地域である。しかし、平成16年(2004)に連続して襲来した台風は、これまで経験したことの無い高潮被害をもたらし、平成30年(2018)7月豪雨では、3日間で275.5mmという記録的な大雨により小田川が氾濫するなど甚大な被害をもたらした。このように、地球温暖化による影響といわれている局地的な集中豪雨など、特異的な気象現象により災害が各地で発生しており、本市でも、このような災害への対策を講ずることが必要となっている。



(気象庁データ(岡山地方気象台倉敷地域気象観測所)より作成)  
図2-2 倉敷市 雨温図(平成5年～令和4年の平均)

### イ 地勢

#### (ア) 地形

倉敷市は岡山県南部に広がる岡山平野の西端に位置し、平野部を取り囲むように低く緩やかな丘陵や山が広がる。この平野部は河川の堆積作用や17世紀からの新田開発を目的とした干拓等によって作り出されたものである。このため、現在の楯築遺跡は、平野部の北部に位置し、瀬戸内海の海岸線からは遠いが、弥生～古墳時代頃には内海が深く入り込み、海岸線は遺跡の南約2.5kmに位置していた。

楯築遺跡の北には、大平山(192m)、龍王山(287m)などの200～300mの丘陵が広がり(いずれも岡山市)、北西には古代山城の鬼ノ城が築かれた鬼城山(397m、国史跡、総社市)がある。東には備中国と備前国の国境が通り、吉備津彦命の墓とされる中山茶白山古墳(陵墓)がある吉備中山(162m、岡山市)が位置する。西には江田山(227m)、仕手倉山(224m)などの山々が連なり、そこから東に伸びる尾根に楯築遺跡が所在する西山丘陵がある。足守川右岸に位置する西山丘陵は、現在は住宅団地の造成によりかつての地形は大きく失われているが、明治期の地形図からその様子を知ることができる(図2-3)。丘陵は南北1.1kmに延び、北から片岡山、王墓山、真宮山があり、このうち最も高い片岡山の頂部に楯築遺跡が位置する。

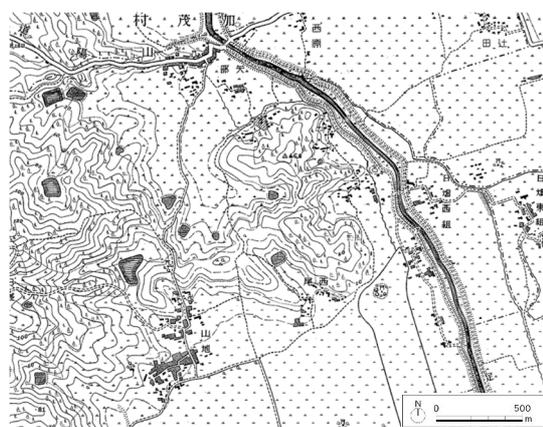


図2-3 明治時代中期の地形図

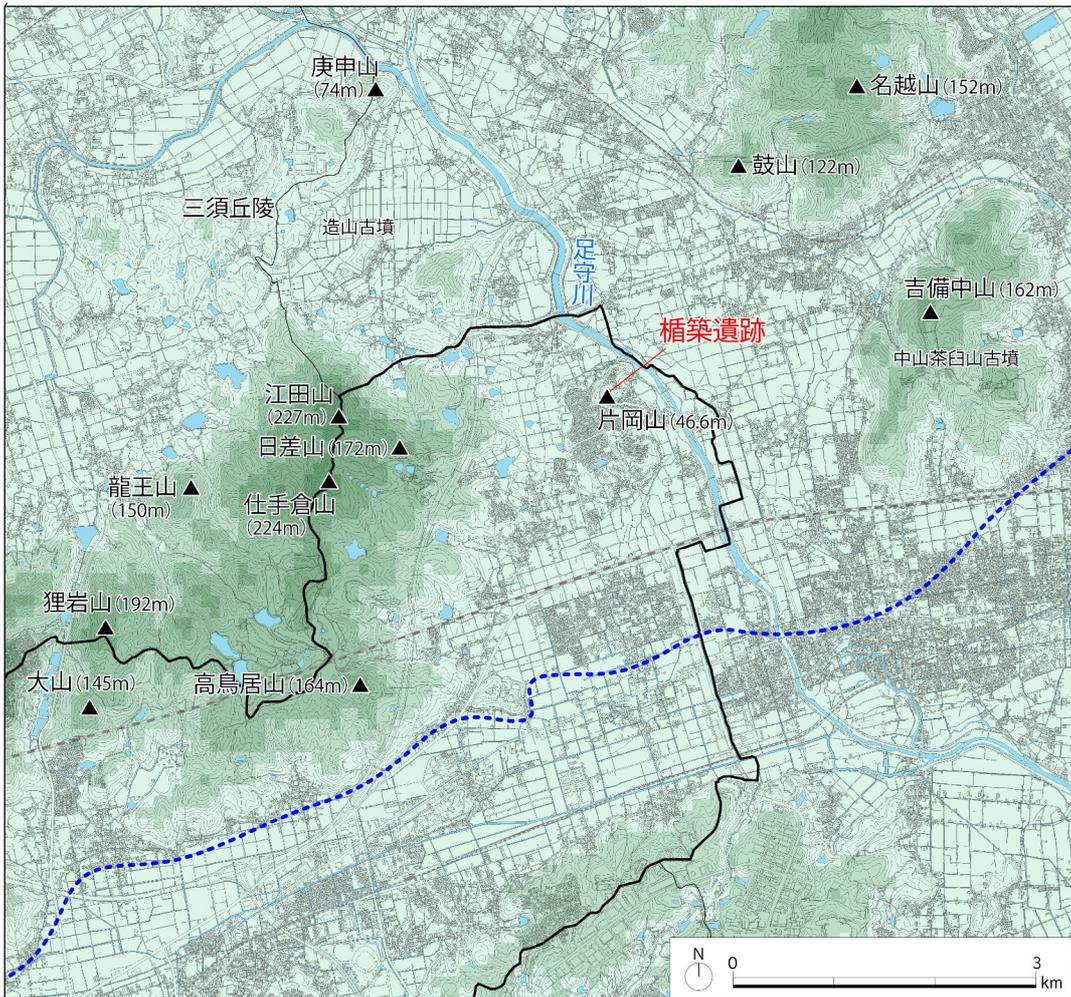
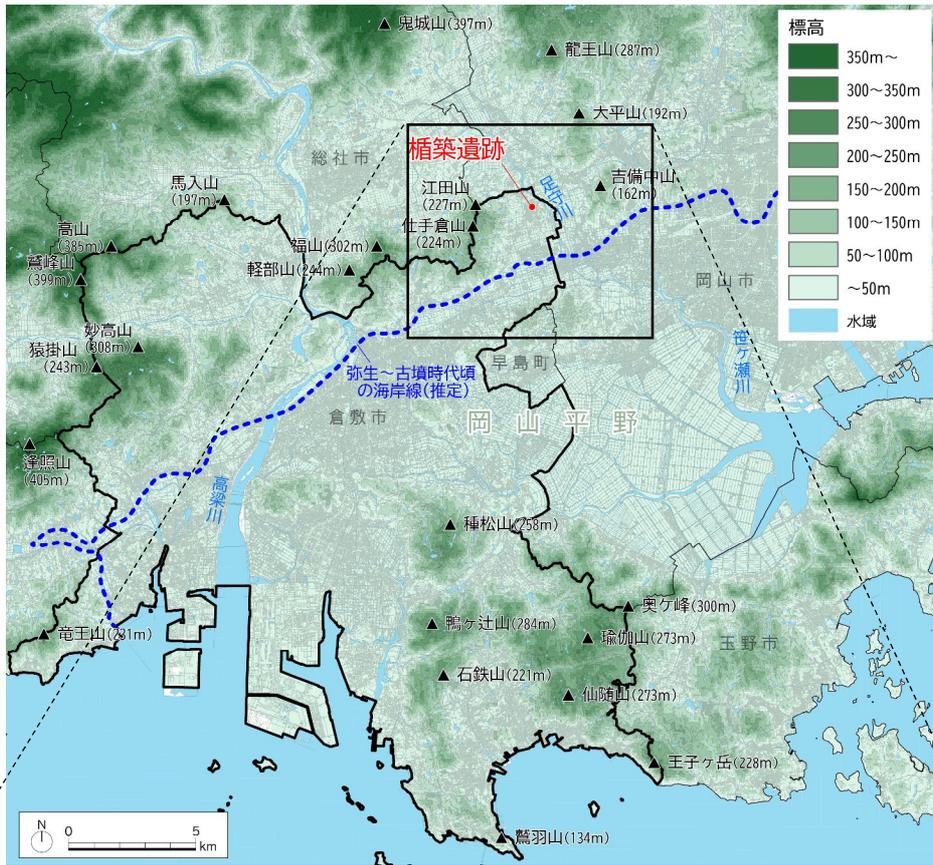


図 2-4 地勢図

## (イ) 地質

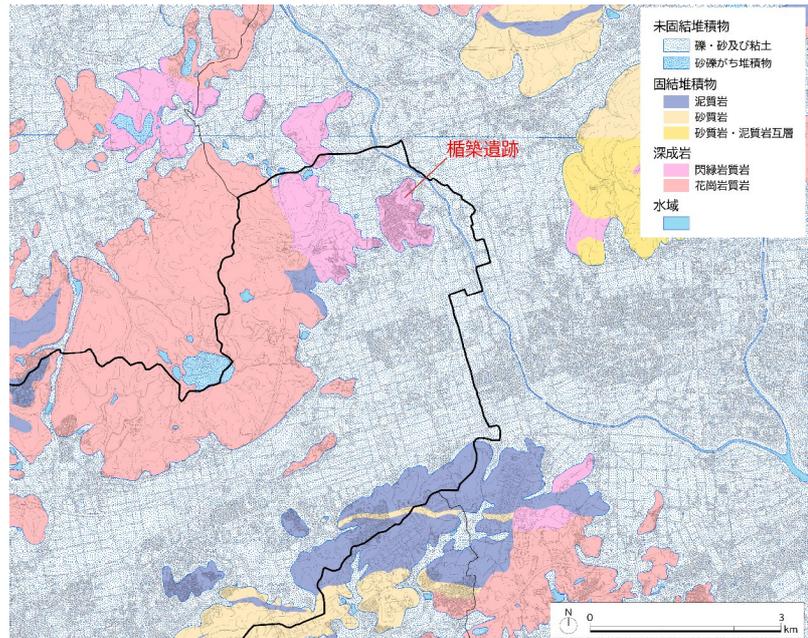
倉敷市の平野部は、河川の堆積作用や干拓により形成されてきた地域であるため、その表層地質は礫・砂・泥が広範囲に広がる。一方、丘陵や山地には花崗岩が広く分布しており、これらは中生代白亜紀（約1億4,500万年前～6,600万年前）に冷却固結して地下深くに生じた深成岩である花崗岩がゆっくりと隆起し、上を覆う地層が削り取られる中で地表に露出したものとされている。

楯築遺跡が所在する西山丘陵も、西の江田山や仕手倉山などの山々から続く花崗閃緑岩が見られる。それらは風化が進んで風化土（マサ土）となっており、丸みのある巨石・コアストーンが露出する箇所も見られる。

## ウ 植生

倉敷市の山地・丘陵地の植生のうち、児島地域を中心とした瀬戸内海沿岸域の丘陵地にはコナラ群落が多く分布し、中国山地から伸びる本市北部の山地・丘陵地には、コナラ群落やアカマツ群落が多く分布している。

西山丘陵は住宅地の造成により大半が市街地になっているが、一部に残存植生も見られ、アカマツ群落を中心にコナラ群落が分布している。

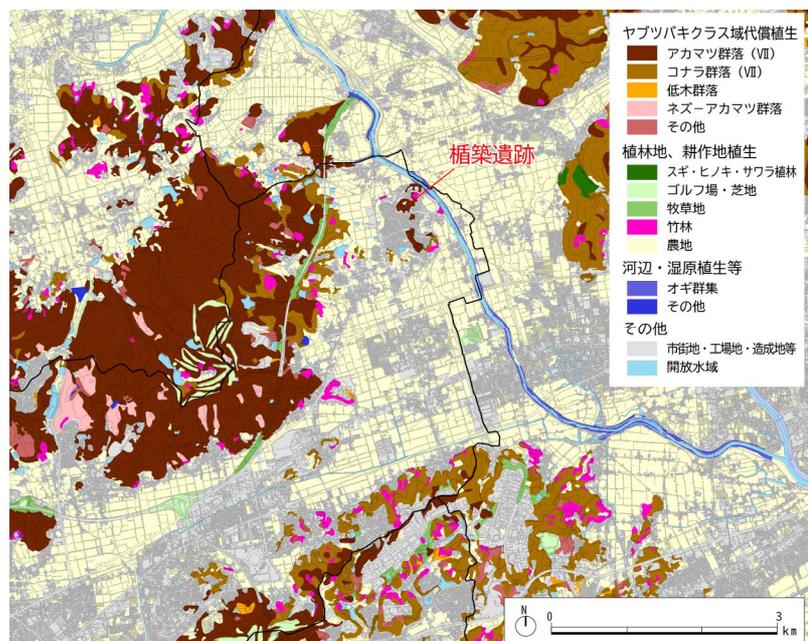


(20万分の1土地分類基本調査(表層地質図)より)

図 2-5 表層地質図



写真 2-1 露出する花崗岩 (左：楯築遺跡西側、右：楯築神社参道)



(自然環境保全基礎調査(環境省)より)

図 2-6 植生図

## エ 景観

楯築遺跡は、西山丘陵北端の片岡山上に位置することから、かつては東・北・西の3方向に視界が開け、眼下に広がる足守川流域の平野や遠方の山並みを見渡すことができたと考えられる。現在は、墳丘墓築造後に生育した樹林に囲まれているため、広がりのある眺望は得られないが、木々の間から遠方の鬼城山や吉備中山などの山並みを望むことができる。また、これらの樹林は、円丘部とそこに立ち並ぶ立石がつくる楯築遺跡固有の景観をより一層象徴的なものになっている。しかし、中高木を中心とした樹林であるため、円丘端部では周囲の住宅団地の建物が垣間見える箇所もあり、活用のための整備にあたっては、周辺地域の住民のプライバシーの確保に配慮した修景措置等が求められる。

楯築遺跡の周辺には、1970年代の住宅団地の造成によって形成された住宅地景観が広がる。戸建て住宅が区画整然と建ち並び、楯築遺跡が位置する片岡山の樹林が、庭木が連なる住宅地内の道路景観のアイストップ又は背景となっている。

さらにその周辺地域は、市街化調整区域として開発行為が制限される中で、広がりのある農地が残されている。そのため、農地越しにまともに残る片岡山の樹林を望むことができる。特に西からの中景では、片岡山が独立丘の様相を呈し、緑の塊が地域の景観のランドマークとなっている。一方、片岡山東側は浄安寺裏山の樹林とつながるため、南北からの中景では丘陵上の樹林が緑の帯として連なって見える。

片岡山上の楯築遺跡は2方向からアクセスできる。一つは、住宅団地造成時に給水塔の管理用道路として整備された北西側からの公園園路であり、遺跡へのアクセスのメインルートである。沿道に整備されたトイレや四阿、ベンチ、案内・解説板などの施設は、木材、石材、擬木等を用いて、周囲の自然景観との調和を図っている。しかし、頂上に辿り着くと目の前にはフェンスに囲まれた巨大な給水塔がそびえ、歴史的な風情を阻害するものとなっている。もう一つは、東側からまっすぐ伸びる楯築神社参道であり、鳥居をくぐった先には樹林の間に細い坂道が続き、所々に花崗岩が露出している。また、道沿いには石灯籠が置かれ、頂上付近には天和元年(1681)銘の石段標のある石段が残るなど、地域の自然や歴史・文化を感じられる趣のある参道景観がみられる。



写真 2-2 住宅団地からの景観



写真 2-3 西側からの片岡山への眺望



写真 2-4 北側からの片岡山への眺望



写真 2-5 円丘部の景観



写真 2-6 円丘端部から垣間見える住宅団地



写真 2-7 管理用道路の先にそびえる給水塔

### (3) 歴史環境

#### ア 縄文時代

矢部貝塚や西尾貝塚、大内田貝塚などの立地から、縄文時代には海が深く入り込み、楯築遺跡の位置する西山丘陵付近まで海が迫り、西山丘陵は半島のように海に突き出していたと考えられる。また、それらを構成する貝が、カキやハイガイを主とする海水産のものからヤマトシジミを主とする汽水・淡水産のものへ移行していくこと<sup>1)</sup>が知られており、当時高梁川の支流や足守川が運ぶ土砂の堆積作用により徐々に沖積化が進みつつあった状況が推定できる。縄文時代の遺跡としては、若宮神社東遺跡、上東中嶋遺跡、矢部寺田遺跡などが知られ、矢部奥田遺跡や吉野口遺跡には集落の遺構も確認されているが、いずれも規模は小さい。

#### イ 弥生時代

弥生時代には、沖積化が進んで海岸線は後退し、沖積地の微高地上に集落が営まれた。上東遺跡では製塩炉や製塩土器、弥生時代末頃の波止場状遺構が検出されていることから、楯築遺跡が築造された頃には、楯築遺跡の南2.5kmほどの場所に海岸線があったと考えられる(図2-8)。

弥生時代前期では、岩倉遺跡、川入遺跡など、中期前葉・中葉では新邸遺跡などの小規模な集落が数多く確認されている。中期後葉になると、後池内遺跡、前池内遺跡、矢部堀越遺跡、矢部奥田遺跡、矢部大坑

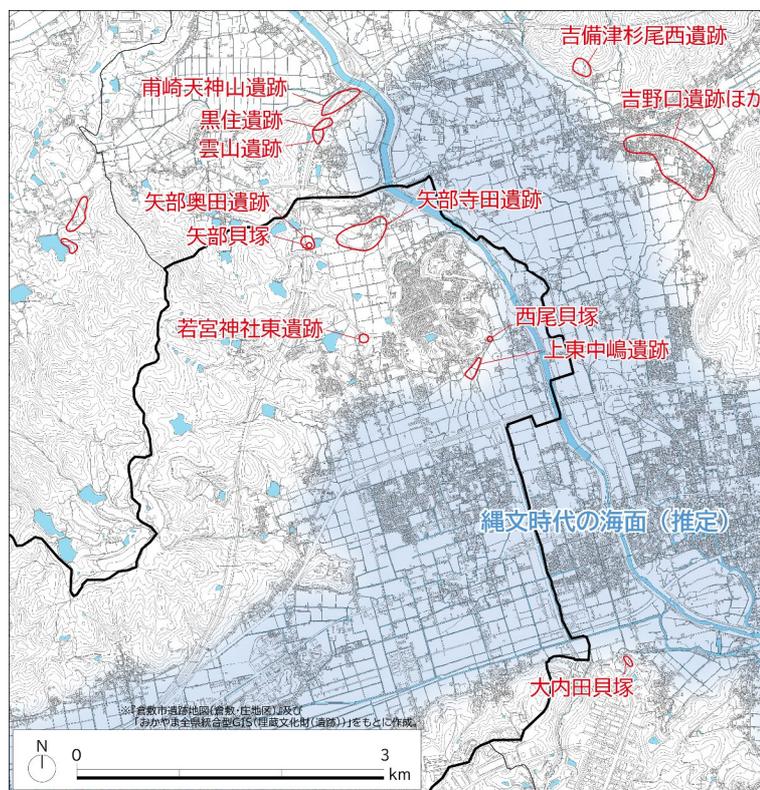


図 2-7 縄文時代の遺跡

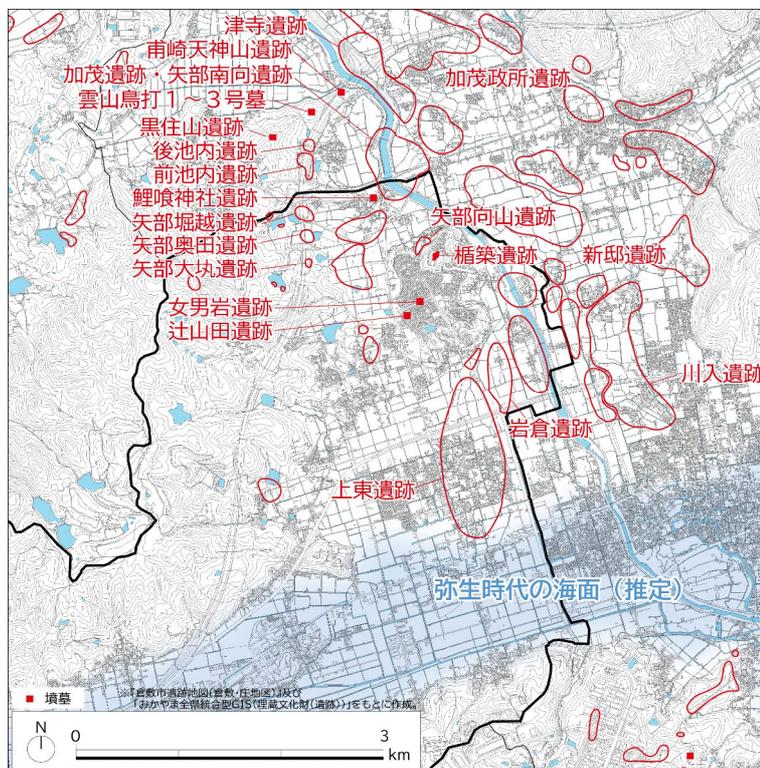


図 2-8 弥生時代の遺跡

1) 平田英文 1951「三備地方貝塚集成概説 1」『吉備考古』81・82 合併号

遺跡などの中小規模の集落が江田山東麓に集中して営まれ、備中南部の拠点的な集落を形成していたと考えられている<sup>2)</sup>。

続く弥生時代後期には、前述の上東遺跡をはじめ、川入遺跡、加茂遺跡、矢部南向遺跡、津寺遺跡、加茂政所遺跡、高塚遺跡といった大規模な集落が足守川周辺の微高地に連なって形成される。これらの集落遺跡は、いずれも遺構密度が高く、国内各地や大陸との関係を示す銅鐸や貨泉、銅釧、銅鏡などの青銅製品を含む遺物が多数出土している。こうした弥生時代後期を中心とした足守川周辺における大規模集落の形成・集中が、楯築遺跡を生みだす母体となったと考えられている<sup>3)</sup>。

弥生時代前期・中期の墓は、楯築遺跡周辺地域では確認されていないが、吉備の他の遺跡の事例から、集落域の縁辺に営まれていたと考えられ、後期に入ると墓は集落から分離して丘陵上に設けられるようになる<sup>4)</sup>。そして、後期後葉の大規模墳丘をもつ楯築遺跡（楯築墳丘墓）の築造へと至る。楯築遺跡の築造後も、西山丘陵及びその周辺地域では、特殊器台や特殊壺、高杯、脚付直口壺などに加え、弧帯文石も採集された鯉喰神社遺跡（鯉喰神社弥生墳丘墓、方形 40m）や、4基の土壙墓や溝状遺構から鉄器や特殊壺、台付家形土器（県指定）などが出土した女男岩遺跡（墳丘墓、約 20m）、小形特殊器台などを出土した辻山田遺跡（土壙墓群）などの墳墓が築造されている。

## ウ 古墳時代以降

古墳時代前期（3世紀後半～4世紀後半）には、足守川流域の楯築遺跡周辺地域では、西側の矢部丘陵に矢部大塚古墳（前方後円墳 47m）、東側の吉備中山に吉備津彦命の墓に治定される中山茶臼山古墳（前方後円墳 105m）や尾上車山古墳（前方後円墳 122m）などが築かれるが、旭川下流域・吉井川下流域の備前地域に比べると墳丘規模は小さく、築造数も少ない。

しかし、中期（4世紀末～5世紀後半）になると、全国的にも際立った規模を有する造山古墳（前方後円墳 350m）が築造され、その後も作山古墳（前方後円墳 282m）をはじめ、小造山古墳（前方後円墳 146m）や宿寺山古墳（前方後円墳 116m）などの大形前方後円墳や中小の古墳が数多く築かれ、足守川右岸の三須丘陵とその周辺地域に造山・作山古墳群が形成される。西山丘陵では法伝山古墳（方墳 40m）や西の平古墳が築造されている。

後期から終末期（5世紀末～7世紀）には、丘陵上に横穴式石室をもつ古墳が多数築かれる。造山・作山古墳群では、6世紀後半に巨大な横穴式石室をもち、浪形石の家形石棺を備えるこうもり塚古墳（前方後円墳 100m）や江崎古墳（前方後円墳 45m）などの有力古墳が築かれている。西山丘陵においても、60基以上の横穴式石室墳が築造されており、中でも王墓山古墳（円墳 25mか）は浪形石の家形石棺を持つ横穴式石室墳である。

古代律令制下では、吉備中山に備中国と備前国の国境が設けられ、楯築遺跡付近は備中国都宇郡に属した。また、官道である古代山陽道が楯築遺跡の北部を東西に通じ、矢部遺跡は津峴駅家跡と推定され、津寺遺跡では官衙遺構も検出されている。古代寺院としては、西山丘陵の東裾に位置する備中式の軒丸瓦を出土した白鳳時代創建の日畑廃寺や、長さ 2m、幅 1.5m の巨大な塔心礎をもつ惣爪廃寺などが造営されている。日畑廃寺から南西に約 2.5km 離れた山裾には、7世紀初頭から始まる二子御堂奥窠跡群があり、日畑廃寺の瓦もここで焼成されている。続く平安時代には二子堂屋敷廃寺や日差廃寺などの山岳寺院が知られる。

平安時代後期には備中国でも荘園が成立し始め、中世へと至る。楯築遺跡付近では、北部の岡山市

2) 宇垣匡雅 1999 「吉備弥生社会の諸問題」『論争吉備』考古学研究会岡山例会シンポジウム記録 1

3) 福本明 2007 『吉備の弥生大首長墓・楯築弥生墳丘墓』シリーズ「遺跡を学ぶ」034, 新泉社

4) 宇垣匡雅 2021 『楯築墳丘墓』岡山大学文明動態学研究所・岡山大学考古学研究室

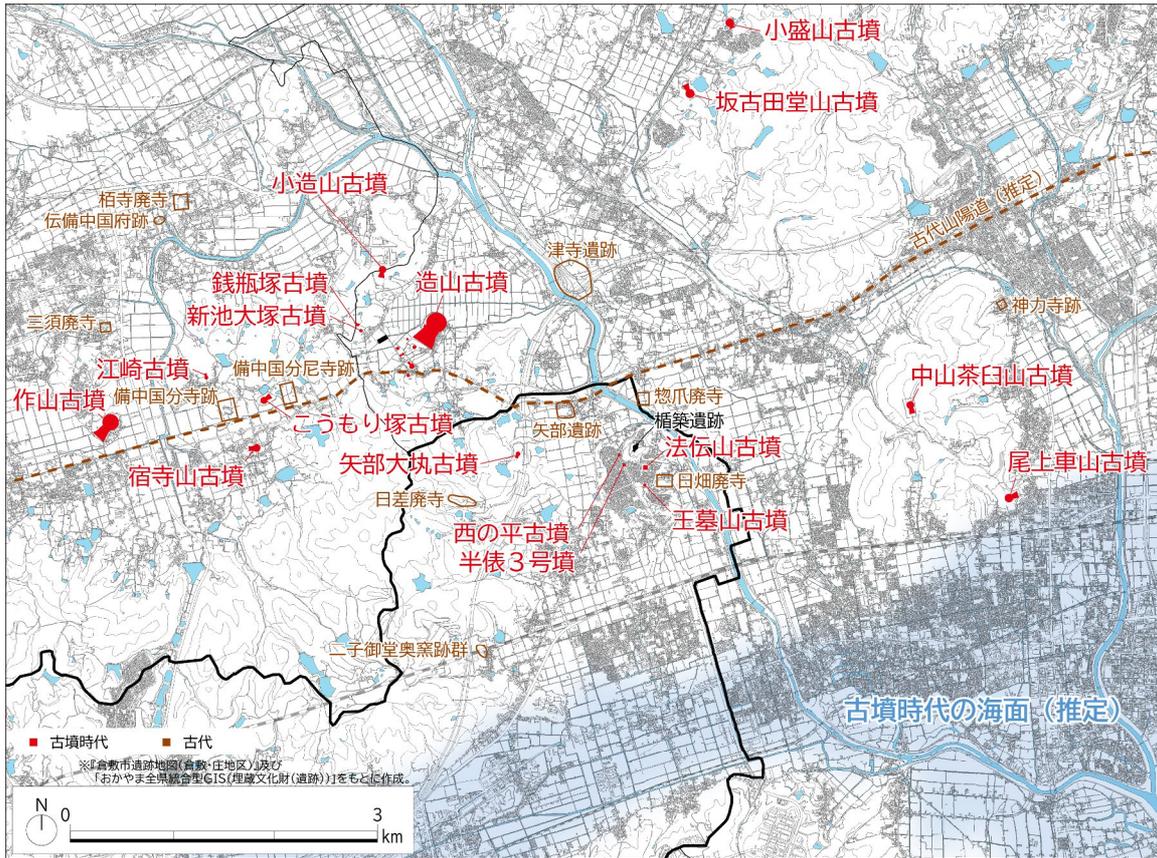


図 2-9 古墳時代の主な古墳及び古代の山陽道・寺院等に係る遺跡

加茂付近に河面荘、さらに北西には生石荘が成立していた。一方で国衙領も存続し、河面郷（岡山市津寺・新庄・惣爪・加茂付近）や撫河郷（岡山市撫川周辺から倉敷市庄地区）が存在していた。この頃の楯築遺跡は、遺構や出土遺物から、墳頂に掘立柱建物が設けられて仏教の祀りの場などとして用いられていたと考えられている<sup>5)</sup>。王墓山丘陵東麓の小丘には日幡城が築かれ、備中高松城の水攻めでは、毛利勢と羽柴勢のせめぎ合いを象徴する境目城の一つとして重要な役割を担った。

高梁川下流域は高梁川の沖積作用で堆積が進み、近世初頭から本格的に始まった干拓によって陸地化した。江戸時代には瀬戸内海とつながる運河である倉敷川の上流部が物資の集散地として人口が急増したため、幕府の直轄地として代官所も置かれ、現在の倉敷美観地区周辺が備中南部の政治・経済の中心地となった。明治時代以降は紡績業が盛んになり、鉄道駅も現在の場所に置かれたことで、中心地は倉敷駅周辺に移った。なお、楯築遺跡が位置する矢部村は、江戸時代には庭瀬藩領となり、楯築遺跡の墳頂に弧帯文石を御神体とした楯築神社が建てられて信仰対象となった。そして、大正時代以降、楯築遺跡は「遺跡」として評価されたが、昭和 40 年代には都市化に伴う開発圧力の高まりを受けて、周辺に住宅団地が造成された。

## エ 楯築遺跡の解釈と研究

### (ア) 伝説・史料にみられる楯築遺跡

「楯築」の名前の由来は、吉備に古くから伝わる「吉備津彦命の温羅退治」の伝説に基づくと考えられる。この伝説は桃太郎伝説の原型に当たるといわれる説もあり、その概要は次のとおりである。

5) 宇垣匡雅 2024 『楯築遺跡』新日本の遺跡④, 同成社

### 「吉備津彦命の温羅退治」の伝説の概要

その昔、岡山（吉備）平野が吉備の児島に囲まれた内海だったころ、人の身の丈をはるかに超える温羅と呼ばれる鬼は、平野を見下ろす山の上に城<sup>①</sup>を築き、村人を襲い悪事を重ねていた。大和の王から温羅退治の命令を受けた吉備津彦命は、吉備の地に降り立ち、吉備の中山<sup>②</sup>に陣を構え、その西の小高い丘の頂には温羅の矢を防ぐ巨石の楯を築いた<sup>③</sup>。弓の名手であった命は、岩に矢を置き<sup>④</sup>温羅に向かって矢を放つ。温羅も応戦し城から矢を放つが、互いに放った矢は何度も喰い合って落ちていった<sup>⑤</sup>。しかし、命が力を込めて放った矢は、ついに温羅の左目を射抜く。温羅の目からは血が吹き出し、川のように流れた<sup>⑥</sup>という。たまたま雉に化けて逃げる温羅を、鷹になって命が追う。温羅は雉から鯉に化けて血の流れる川に逃げたが、命は鷹から鵜となり、鯉を喰い上げ<sup>⑦</sup>、見事に温羅を退治し、その首を白山神社の首塚<sup>⑧</sup>にさらした。

#### ※伝説と舞台となる文化財の対応

- ①鬼城山（総社市） ②吉備の中山（岡山市） ③楯築遺跡（倉敷市） ④矢置岩（岡山市）  
⑤矢喰宮（岡山市） ⑥血吸川（岡山市・総社市） ⑦鯉喰神社（倉敷市） ⑧白山神社の首塚（岡山市）

（『備中吉備津宮縁起』等の資料より作成）

「吉備津彦命の温羅退治」の伝説は時代によって変化しており、異なる内容のものもある。しかし、天正11年（1583）に成立した吉備津神社の記録である『備中吉備津宮勸進帳』には吉備津彦命による鬼退治の記録があり、伝説自体は中世後半には成立していたと考えられる。また、元禄13年（1700）筆写の『備中吉備津宮縁起』の鬼退治伝説には「石楯を築く」という記述があることから、楯築遺跡の墳頂に立石が存在していたことがうかがえる。このように楯築遺跡は、墳頂に巨石が立ち並ぶ特異な様相から、古くから「伝説」に位置づけられて解釈されてきた。

元和元年（1615）の『中国兵乱記』には、羽柴秀吉による備中侵攻に備えた毛利氏の布陣予定地の一つに「楯山」があげられており、これは楯築遺跡の場所を指している可能性が高い<sup>6)</sup>。その後の近世における楯築に関する史料には、『備中集成志』（宝暦7年（1757））や『備中誌』（嘉永6年（1853）頃）、『楯築神社縁起書』（成立年代不明）などがある。これらは、いずれも伝説に関連づけた楯築神社の由来・縁起、御神体石に関する事項（2-3（2）エに詳述）などを記載したものであり、立石が遺跡に伴うものであるとは考えられてこなかった。

#### （イ）遺跡としての解釈と研究

近代に入ると、楯築遺跡は「遺跡」として解釈されるようになる。その端緒は、大正10年（1921）の永山卯三郎による報告<sup>7)</sup>である。永山は、立石は横穴式石室の石材の一部であり、この遺跡は横穴式石室が破壊された円墳（基底の直径32間（約58m）、頂上の直径18間（約33m）、高さ約6間（約11m））と判断し、「片岡山古墳址」として報告している。

その後、この古墳址としての解釈により、特に注目されることはなかったが、昭和45年（1970）頃、岡山大学法文学部考古学研究室の近藤義郎によって再度光が当てられる。そして、昭和51年（1976）から本格的な発掘調査が行われ、遺跡の価値の解明に向けた調査・研究が進められ、弥生時代の最大級の墳丘墓であることが判明する。

これまで7次にわたる発掘調査が実施され、楯築遺跡の様相が明らかとなっており（2-3参照）、その成果は主に次の報告書にとりまとめられている。

6) 楯築遺跡で出土したこの頃の遺物は、備前焼すり鉢片1点のみであり、大規模な軍勢は布陣されていないと考えられる。

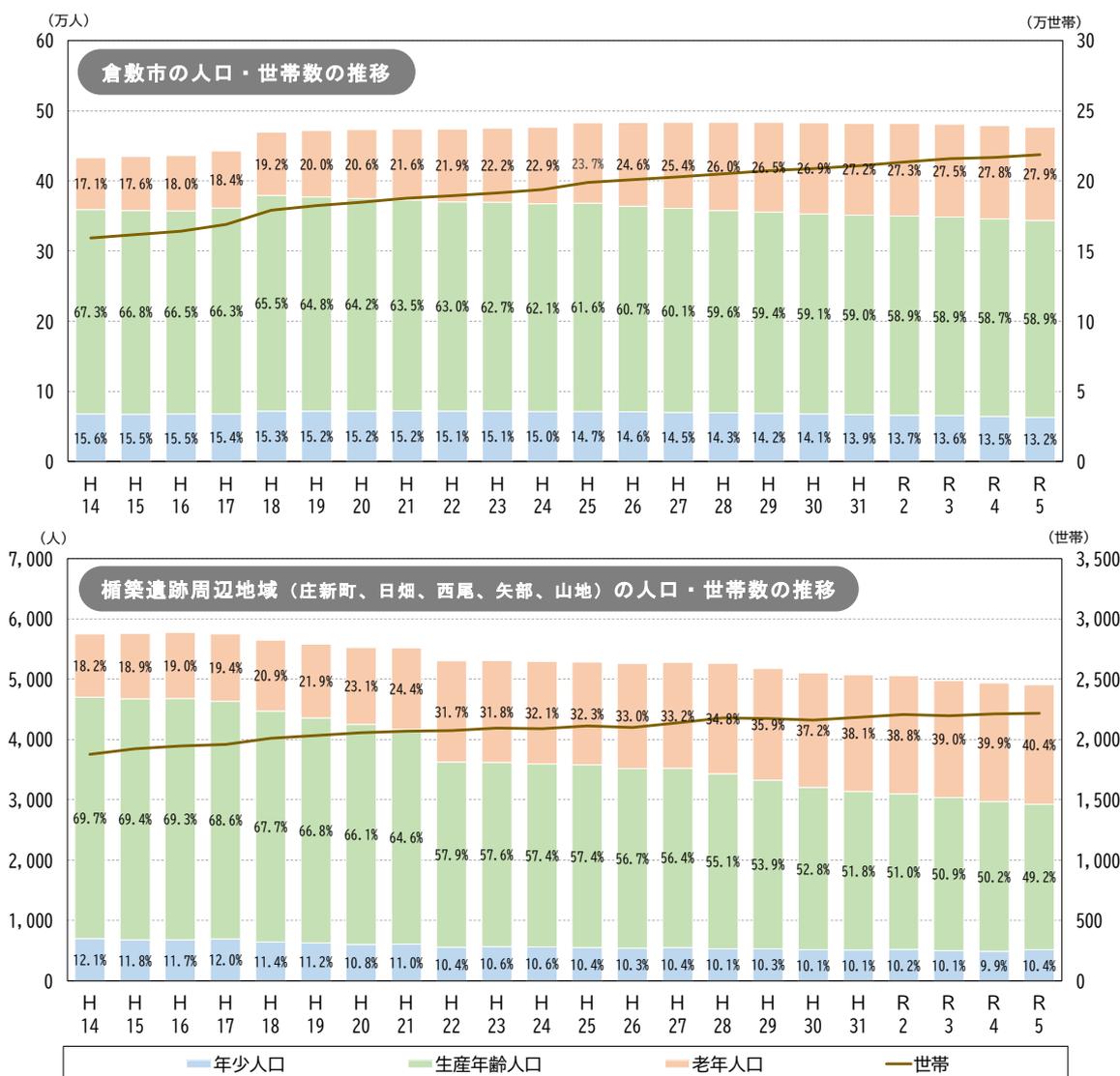
7) 永山卯三郎1921「片岡山古墳址」『岡山県史蹟名勝天然記念物調査報告』第1冊、岡山県史蹟名勝天然記念物調査会

- ・ 楯築弥生墳丘墓発掘調査団 1987『倉敷市楯築弥生墳丘墓第Ⅴ次（昭和 60 年度）・第Ⅵ次（昭和 61 年度）発掘調査概要報告』倉敷市教育委員会
  - ・ 近藤義郎 1992『楯築弥生墳丘墓の研究』楯築刊行会
  - ・ 宇垣匡雅 2021『楯築墳丘墓』岡山大学文明動態学研究所・岡山大学考古学研究室
- この他にも、これらの調査成果に基づいて考察等を加えた文献・書籍等が数多く発行されている。

## （４）社会環境

### ア 人口・世帯数

倉敷市の令和 5 年（2023）3 月末の人口は 476,710 人、世帯数は 218,626 世帯であり、これは岡山県の人口の約 25.8%に当たる。平成 28 年（2016）までは増加傾向にあったが、以降は減少が続いている。年齢区別の人口割合では、年少人口と生産年齢人口の減少及び老年人口の増加が進み、平成 21 年（2019）には高齢化率（全人口に占める老年人口の割合）が 21%を超えて超高齢社会となった。令和元年（2019）に行った将来推計では、令和 27 年（2045）には人口 442,676 人、高齢化率は 35.0%



（住民基本台帳（各年 3 月末）より作成）

図 2-10 倉敷市及び楯築遺跡周辺区域の人口・世帯数の推移

になると見込みである。

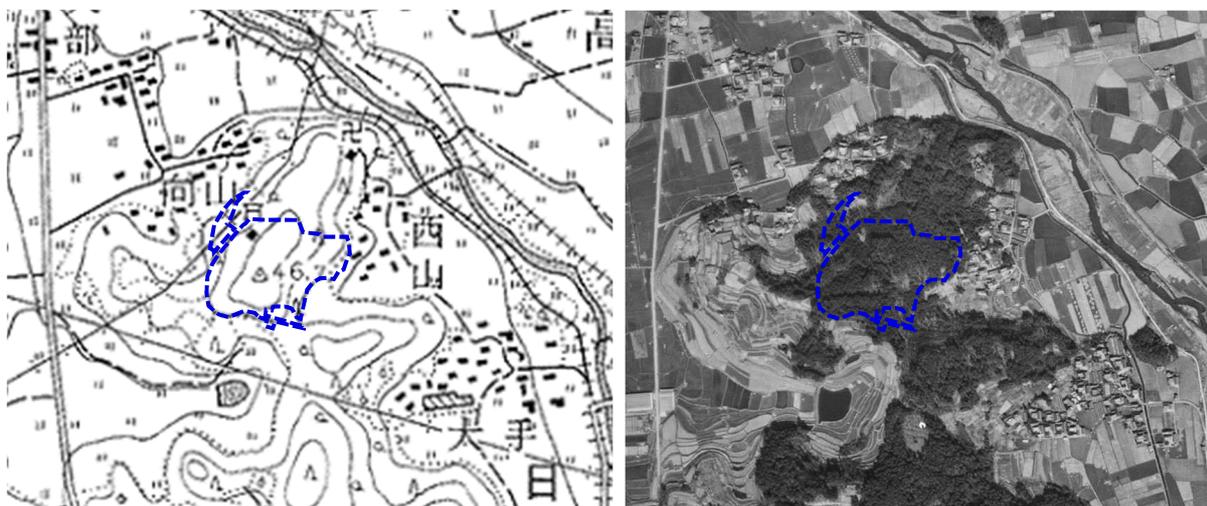
一方、楯築遺跡の周辺地域（便宜上、庄新町、日畑、西尾、矢部、山地の5地区とする）の人口は、平成16年（2004）の5,774人をピークに減少を続け、令和5年（2023）3月末には4,908人となり、20年間の人口減少率15.0%と大幅な減少が見られる。また、年少人口と生産年齢人口の減少及び老年人口の増加も顕著であり、特に平成14年（2002）に18.2%であった高齢化率は、平成19年（2007）に21.9%となって超高齢社会となり、令和5年（2023）3月末では40.4%まで上昇している。このように、楯築遺跡の周辺地域は、倉敷市内でも特に人口減少や少子高齢化が顕著な地域の一つといえる。

## イ 土地利用の変遷

史跡指定以前の昭和42年（1967）頃の地形図及び航空写真（図2-11）から、本計画の対象区域には、片岡山の樹林が広がり、片岡山の西から南には山裾の緩やかな斜面を利用した棚田が広がっていたことがわかる。

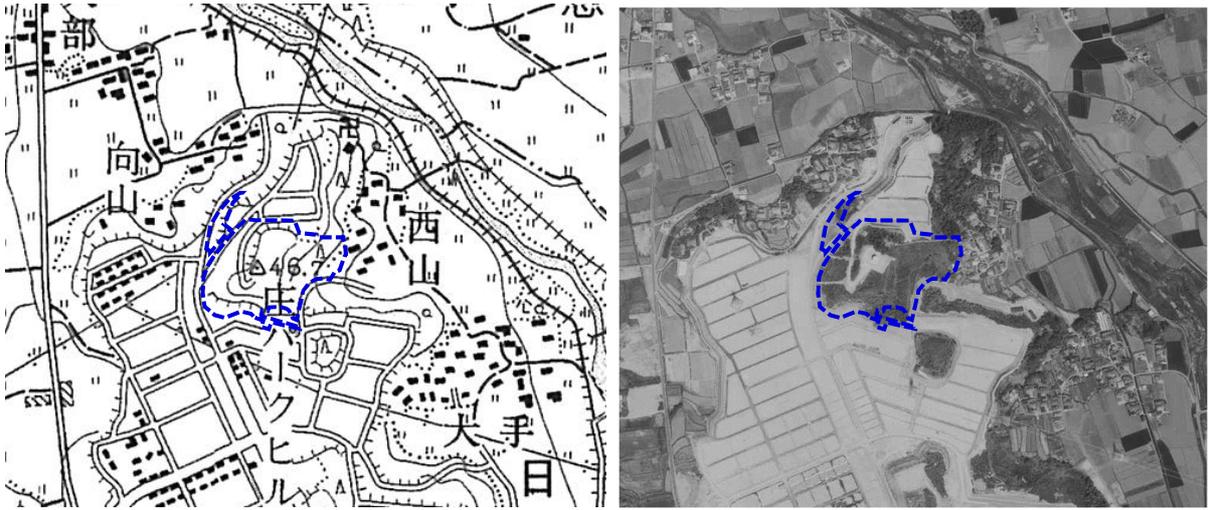
昭和47年（1972）頃から住宅団地の造成工事が進められ、昭和50年（1975）頃の地形図及び航空写真（図2-12）からは、楯築遺跡周辺や法伝山古墳、王墓山古墳などの一部の樹林を残して片岡山及び南へと延びる西山丘陵の樹林の多くが伐採され、山裾の棚田も整地され、広大な住宅団地の区画道路が造成されていること、また、片岡山上にはそれらの住宅地に水を供給するための給水塔及び管理道路が建設されていることがわかる。

昭和55年（1980）頃の地形図及び航空写真（図2-13）からは、造成された住宅団地に住宅が建ち並んできている様子がうかがえる。当地域一帯は市街化調整区域であるため、その後は大きな土地利用の変化も見られず、住宅団地の周辺には現在も広大な農地が広がる（図2-14）。



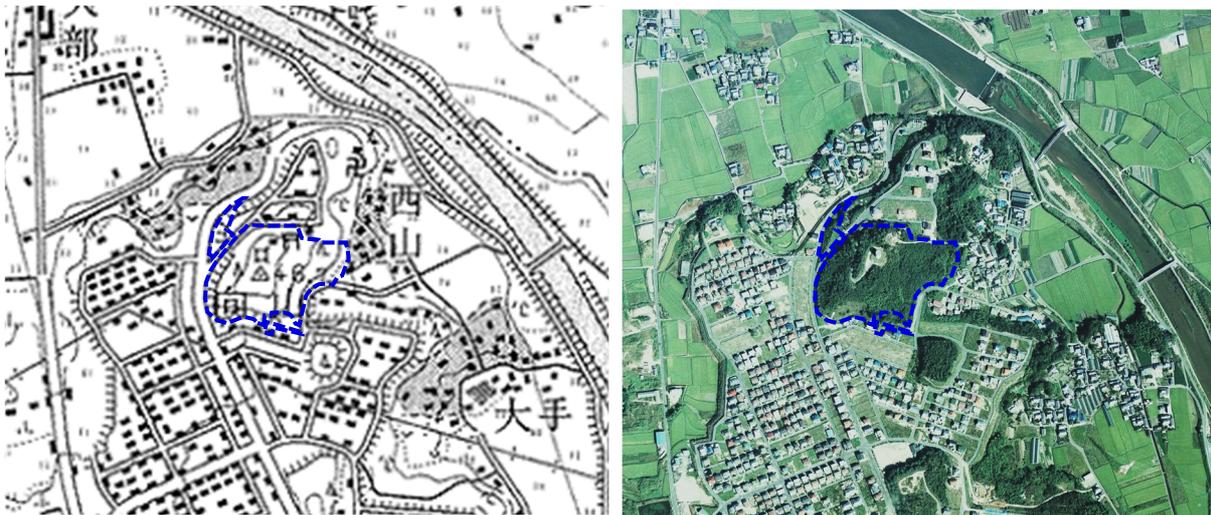
（国土地理院：1/25,000 地形図「倉敷」（昭和42年改測、昭和44年5月30日発行）、航空写真（昭和42年3月2日撮影）

図2-11 昭和42年（1967）頃の地形図と航空写真



(国土地理院：1/25,000 地形図「倉敷」(昭和50年修正、昭和52年3月30日発行)、航空写真(昭和49年5月6日撮影))

図 2-12 昭和50年(1975)頃の地形図と航空写真



(国土地理院：1/25,000 地形図「倉敷」(昭和56年二改、昭和58年2月28日発行)、航空写真(昭和55年10月2日撮影))

図 2-13 昭和55年(1980)頃の地形図と航空写真



(国土地理院：1/25,000 地形図、航空写真(令和2年6月16日撮影))

図 2-14 現在の地形図と航空写真

## ウ 交通網

楯築遺跡周辺の広域交通網は、一般道路では、西に県道 73 号線が南北にとおり、南で県道 389 号線・県道 162 号線に合流して倉敷市中心市街地方面へと通じる。また、県道 73 号線は、県道 389 号線との分岐点で東に折れた後、ばら園北口交差点で南下して国道 2 号につながる。なお、このばら園北口交差点と庄新町の住宅団地（庄パークヒルズ）への西側入口となる赤坂池東側の交差点を結ぶ形で都市計画道路箕島矢部線が計画されている。一方、楯築遺跡の北では倉敷市・岡山市の境界付近の岡山市内で、かつての西国街道と並走・一部重複しながら東西に走る県道 270 号線と合流し、東側で国道 180 号と合流して岡山市中心市街地方面へと通じ、西側で国道 429 号につながる。

高速道路では、楯築遺跡から北西約 4 km に中国縦貫自動車道岡山米子線の岡山総社 IC が位置し、IC から南東約 2.5 km（楯築遺跡からは北西約 1.5 km）にある岡山 JCT で山陽自動車道とつながる。

鉄道では、楯築遺跡の北を東西に走る JR 吉備線の駅が近く、北東約 2.2 km に吉備津駅、北約 2.5 km に備中高松駅（いずれも岡山市）がある。一方、遺跡の南を東西に走る JR 山陽本線では、南東約 3.4 km に庭瀬駅（岡山市）、南西約 4.5 km に中庄駅（倉敷市）が位置する。中庄駅からは庄新町地区コミュニティタクシーが運行しており（要予約）、楯築遺跡公園入口が楯築遺跡の最寄りの停車場となる。

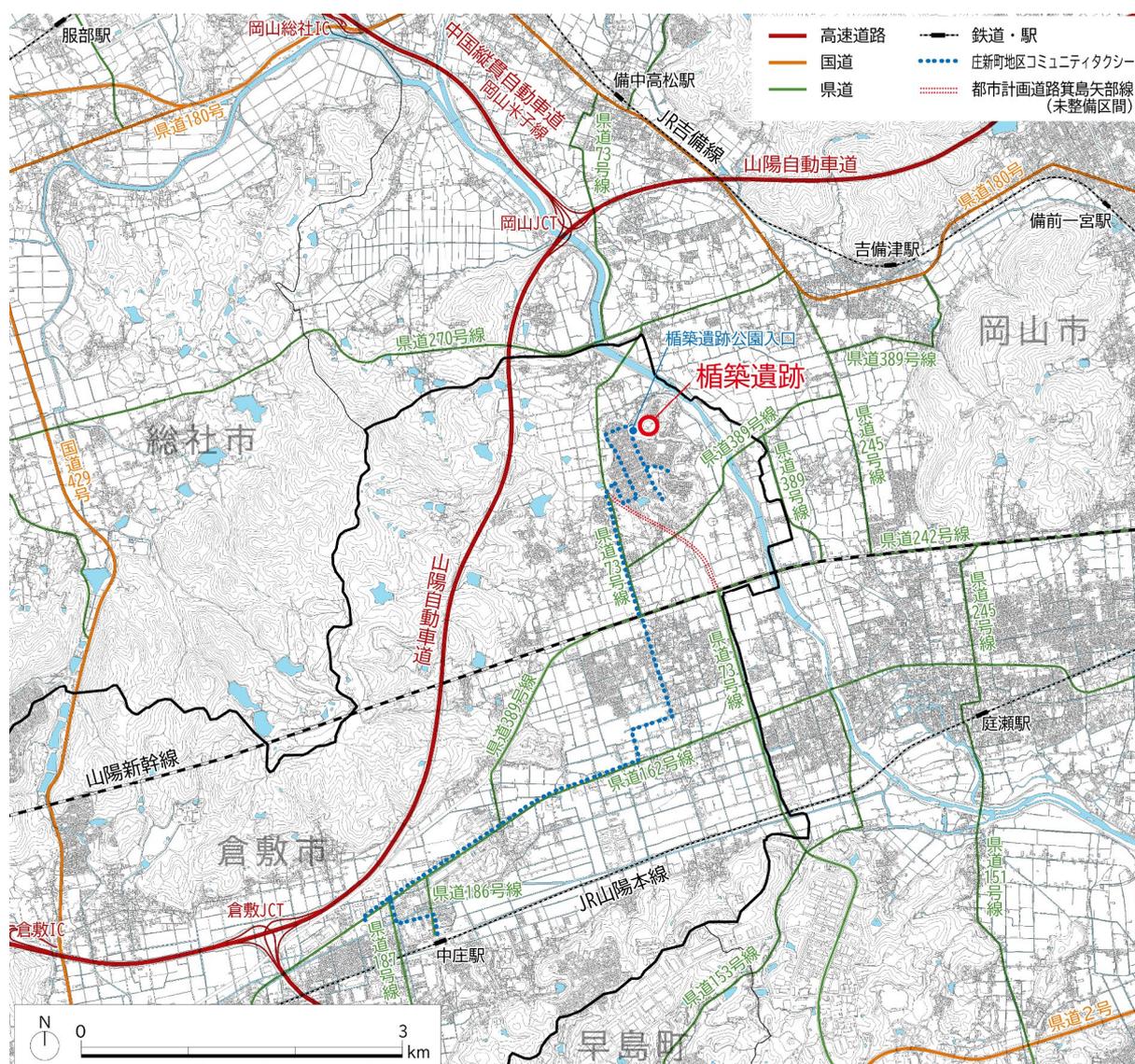


図 2-15 交通網

## エ 公園緑地等

倉敷市の市民一人当たりの都市公園面積は 8.07 m<sup>2</sup>/人で、全国の都市公園等面積の約 10.8 m<sup>2</sup>/人（令和 4 年（2022）3 月）を下回っているが、中でも楯築遺跡が位置する庄地区は 1.95 m<sup>2</sup>/人と特に少ない。しかし、庄地区には、都市公園ではないものの、倉敷市教育委員会文化財保護課が整備した王墓の丘史跡公園が整備され、北部は広く吉備史跡県立自然公園に指定されており、楯築遺跡もこれらの区域内に位置している。

王墓の丘史跡公園は、住宅団地造成時に開発事業者と岡山県教育委員会、倉敷市教育委員会の間でとりかわされた覚書に基づいて、古墳の存在する部分を緑地として保存したもので、昭和 57 年（1982）に開発業者から倉敷市に寄付されたのを受け、市が国土庁（当時）の補助を受け、史跡公園として整備したものである。王墓山丘陵に残された貴重な遺跡群を広域的に保存・公開するために整備を行った約 6.5ha の区域であり、公園は、楯築地区、日畑赤井堂地区、王墓山地区の 3 つの地区に分かれている。公園内には史跡楯築遺跡をはじめ、県指定史跡の王墓山古墳、市指定史跡の日畑廃寺の他、総数約 60 基にのぼる古墳が残されており、園内にはトイレや四阿、ベンチ、散策路、案内板・解説板・方向指示板等も整備されている。



写真 2-8 王墓の丘史跡公園の施設  
（上：四阿・解説板）  
（下：散策路・方向指示板）

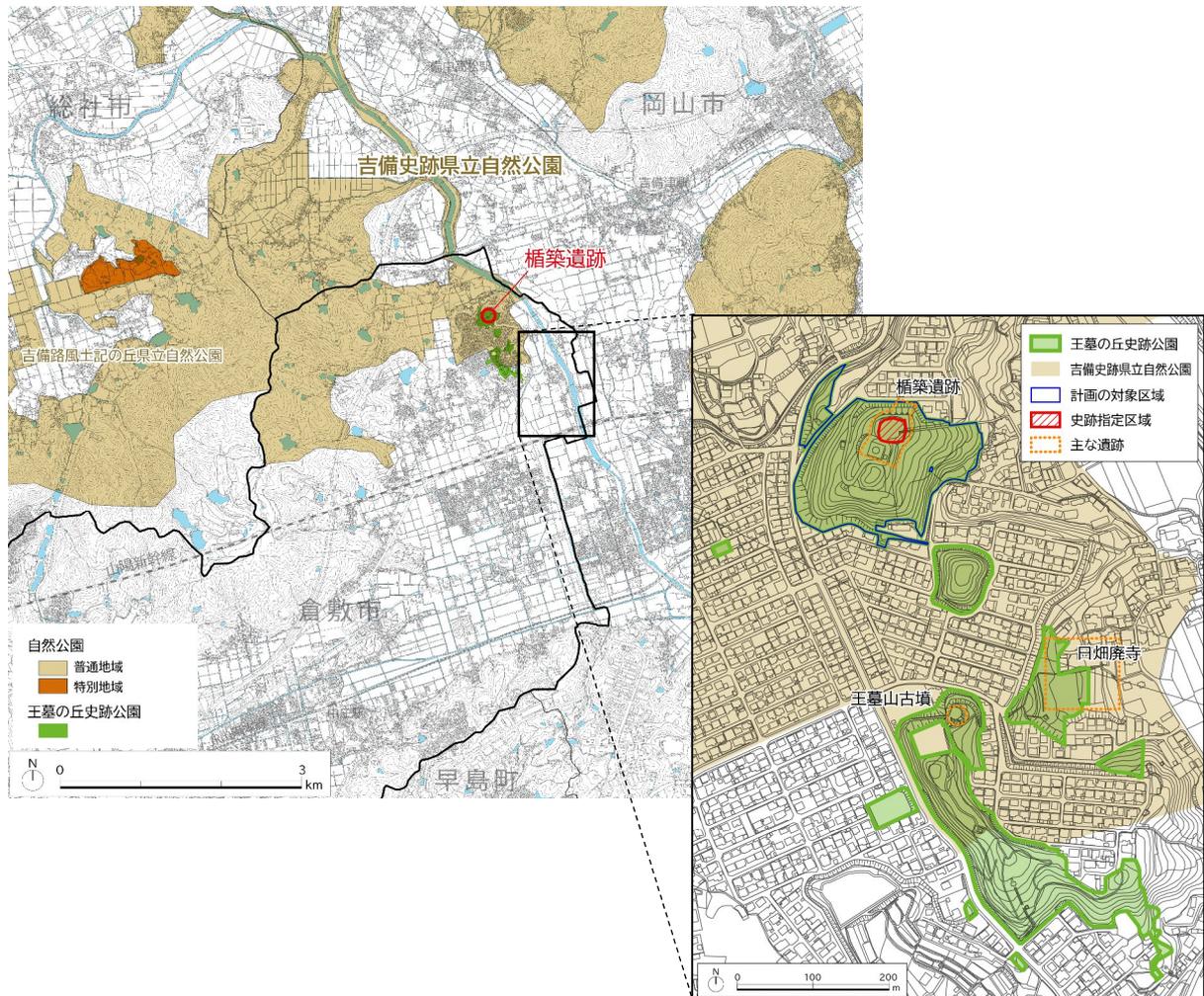


図 2-16 公園緑地等（自然公園、史跡公園）

## オ 観光

倉敷市全体の観光入込客数は、令和元年（2019）までは、500万人前後で推移してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2～3年（2020～2021）は200万人程度に半減している。楯築遺跡の位置する庄地区の観光入込客数は、茶屋町地区とあわせて集計されている。令和元年（2019）までは20～25万人程度であったが、令和2年（2020）は約4万人、令和3年（2021）は約6万人と大幅に減少している。

楯築遺跡周辺の観光資源には、王墓の丘史跡公園内の王墓山古墳や日畑廃寺、北部の鯉喰神社や惣爪塔跡、南部の岩倉神社がある。また、広域では、東部には吉備津彦神社や中山茶白山古墳等、西部には造山古墳や備中国分寺等があり、それらを結ぶ形で中国自然歩道の吉備路ルート「吉備国分寺と古墳を訪ねるみち」や吉備路自転車道が通っている。

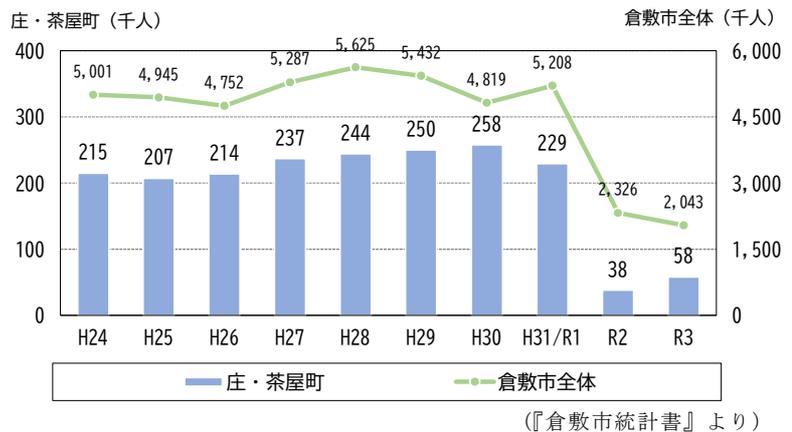


図 2-17 観光入込客数の推移

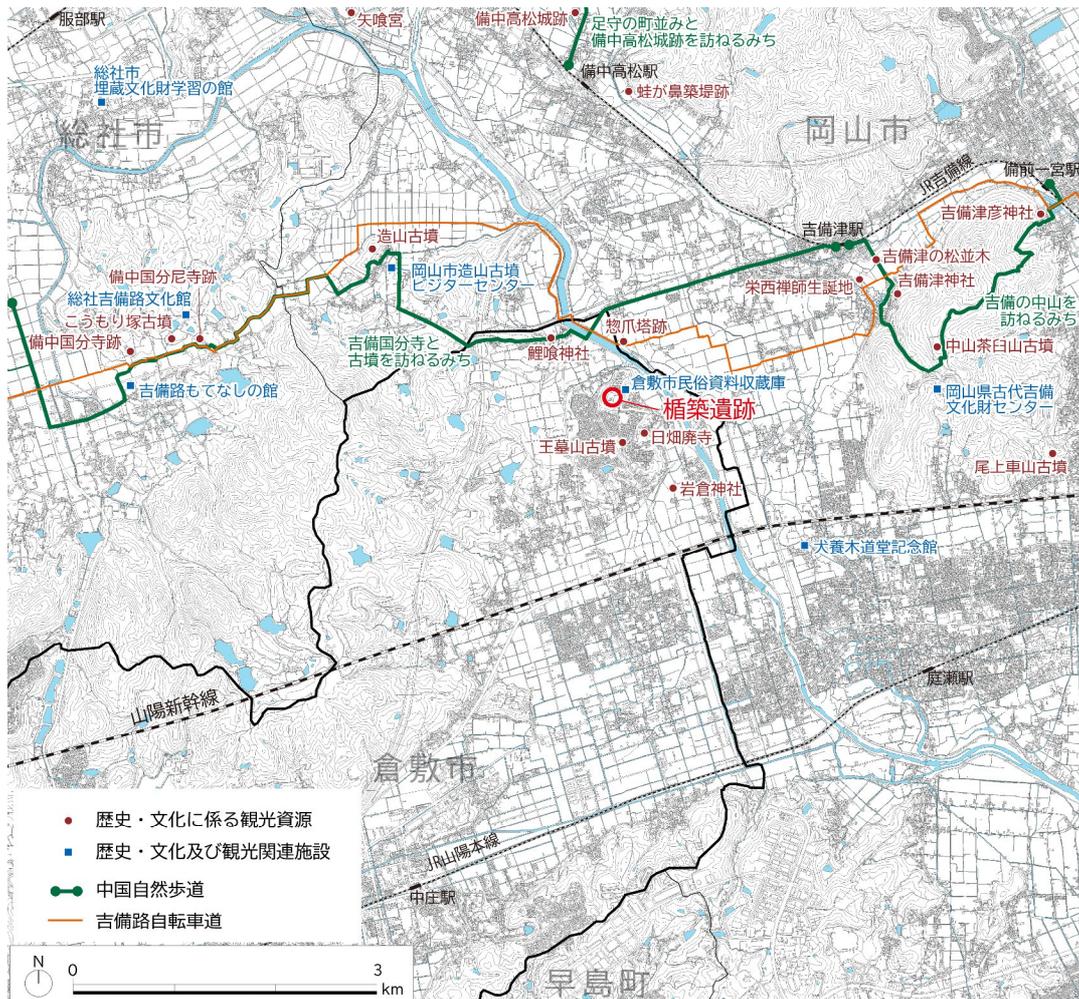


図 2-18 観光資源分布図

## カ 対象区域にかかる関係法令

### (ア) 史跡指定地（文化財保護法）

史跡楯築遺跡は、1,023 m<sup>2</sup>が文化財保護法に基づく国の史跡に指定されている。文化財保護法第125条により、史跡範囲内で、現状を変更する行為あるいは保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化庁長官の許可を得る必要がある。

### (イ) 埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法）

対象区域には、楯築遺跡の史跡指定区域以外の区域と、王墓山向山1・8・9・11・14・15・16号墳及び王墓山西山2号墳の計8基の古墳が、周知の埋蔵文化財包蔵地とされる。周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等や調査を目的として発掘する場合には、文化庁長官への届出（文化財保護法第92条及び第93条）若しくは通知（同法第94条）を行う必要がある。



計画の対象区域内の埋蔵文化財包蔵地	
158	楯築遺跡
166	王墓山向山1号墳
167	王墓山向山8号墳
168	王墓山向山9号墳
169	王墓山向山11号墳
170	王墓山向山14号墳
171	王墓山向山15号墳
172	王墓山向山16号墳
175	王墓山西山2号墳

【参考】 周辺地域の埋蔵文化財包蔵地	
160	西の平古墳
163	王墓山半依1号墳
164	王墓山半依3号墳
165	王墓山半依4号墳
173	王墓山向山17号墳
174	王墓山西山1号墳
224	矢部向山遺跡

※『倉敷市遺跡地図(倉敷・庄地区)』より作成。  
図中番号は、倉敷市遺跡地図の番号による。

図 2-19 埋蔵文化財包蔵地

#### (ウ) 市街化調整区域（都市計画法）

対象区域は、岡山県南広域都市計画区域内に位置し、線引きにより全域が市街化調整区域（建蔽率60%、容積率200%）となっている。市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であることから、一定の要件に適合する場合を除いて開発行為は許可されないこととなっている（都市計画法第34条）。ただし、公益上必要な建築物の中には開発許可制度自体が適用除外されるものもあり（同法第29条）、倉敷市が行う開発行為は、市長との協議が成立することをもって開発許可があったものとみなされることとなっている（同法第34条の2）。

#### (工) 景観計画区域（景観法、倉敷市都市景観条例）

『倉敷市景観計画』では、市全域を景観計画区域とし、一定規模以上の建築物の建築・工作物の建設を対象に、景観法・倉敷市都市景観条例に基づく届出制により、「共通基準」、「類型別基準」、「建築物の高さ」、「場所限定基準」の4つの景観形成基準に基づいて景観誘導を図っている。なお、史跡指定区域において、文化財保護法に基づく許可を得て行う行為は届出制度が適用除外となる（景観法施行令第10条第3項）。また、倉敷市が行う行為は、届出制度は適用除外となり、通知制度が適用される（同法第16条第5項）。対象区域は、「共通基準」、「類型別基準」の「自然的景観／②農業景観」の基準、「場所限定基準」の「歴史的な地区や景観資源の周辺／歴史・文化的な資源の周辺」の基準が適用される。

#### (オ) 自然公園（岡山県立自然公園条例）

対象区域は、岡山県立自然公園条例第5条に基づいて指定された「吉備史跡県立自然公園」に属している（図2-16参照）。自然公園区域内の区分は普通地域であり、一定規模以上の工作物の建設等や広告物の掲出等、土地の形質の変更などにあたっては、知事への届出が必要となる（同条例第21条第1項）。そして、知事は、自然公園の風景を保護するために必要な限度において、当該行為の禁止、制限、必要な措置の命令ができることとされている（同条例第21条第2項）。なお、倉敷市が公園事業の執行として行う行為については、知事との協議が必要となる（同条例第9条第2項及び第4項）。

## キ 楯築遺跡に関連する文化財

### (ア) 関連文化財群と文化財保存活用区域

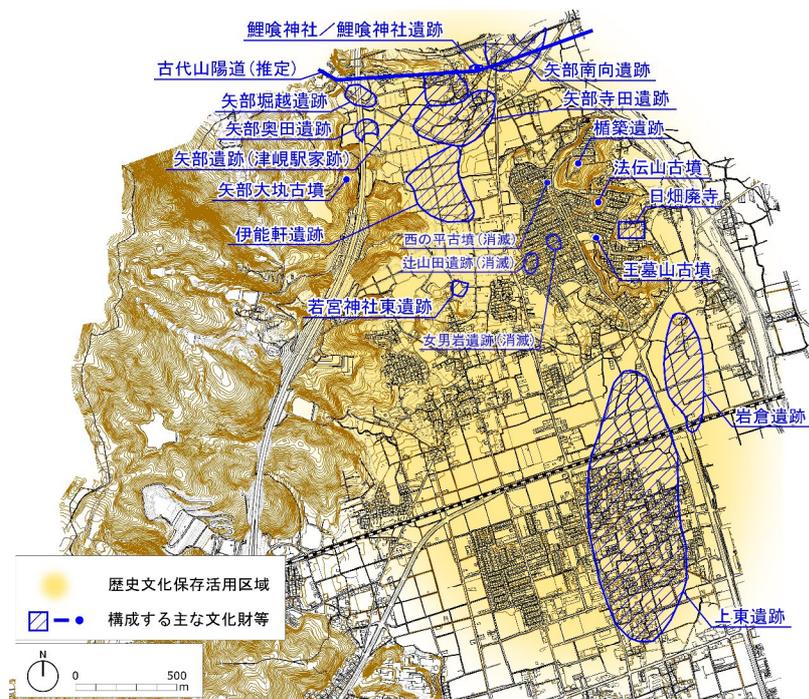
『倉敷市歴史文化基本構想』では、楯築遺跡は、関連文化財群「暮らしと文化を支える流通・交易」の中で、かつての瀬戸内海と河川との結節点に位置する重要な遺跡の一つとして位置づけており、倉敷市においてその後も連綿と続く「海と川を介した流通・交易」という歴史文化ストーリーを構成する各種文化財と関連づけて捉えている。また、桃太郎伝説の視点からは、同関連文化財群の歴史文化ストーリー「陸上交通による人や物資の往来」、古代吉備の勢力の視点からは、関連文化財群「要衝の地に刻まれた記憶」の歴史文化ストーリー「勢力の狭間」にも関係する遺跡と位置づけられる。

同構想のもとに策定した『倉敷市歴史文化保存活用計画』では、複数の関連文化財群を再編する形で、倉敷市の歴史文化の特徴を顕著に表し、施策展開の緊急性の高いテーマを設定している。その一つとして「古代吉備に関連する遺跡群」を設定し、「庄エリア」と「真備エリア」の2つの歴史文化保存活用区域を設定して保存活用計画を策定している。楯築遺跡は「庄エリア」に属し、対象区域の歴史文化の特徴を次のように整理し、構成する主な文化財を図2-20のとおり設定している。

#### 歴史文化の特徴 古代吉備に関連する遺跡群（庄エリア）

倉敷市内でも比較的早くから平野が発達した当区域では、定住～集落の形成～有力者層の誕生といった現代社会へとつながる人々の暮らしの原初を伝える。同時に、楯築遺跡出土の特殊器台や弧帯文石に見られる特徴的な文様は、この地域が古くから中央勢力と関係があったことを物語っている。そして、その素地の上に、中国山地の豊富な鉄資源と大陸からの優れた製鉄技術が相俟って、当区域を含む一帯には畿内勢力に対抗しうる強大な力を有する吉備の国が形成された。このような中で育まれてきた吉備地方の文化は、古墳に立ち並ぶ円筒埴輪を生み出すなど、わが国の文化にも大きな影響を与えてきた。

弥生時代～古代にかけて、吉備地方における中心地のひとつであった当区域は、吉備の国の源流を示し、その文化を支えてきた歴史の痕跡を各所にとどめている。



(『倉敷市歴史文化保存活用計画』より)

図2-20 「古代吉備に関連する遺跡群（庄エリア）」の保存活用計画の対象区域

(イ) 日本遺産 「桃太郎伝説」の生まれたまち おかやま ～古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語～

「桃太郎伝説」の生まれたまち おかやま ～古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語～」は、平成 30 年（2018）5 月に日本遺産に認定された。岡山市、倉敷市、総社市、赤磐市が連携したシリアル型であり、構成する文化財は 4 市にまたがる。認定されたストーリーの概要と構成する 28 件の文化財は次のとおりである。

ストーリーの概要 「桃太郎伝説」の生まれたまち おかやま ～古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語～

いにしえに吉備と呼ばれた岡山。この地には鬼ノ城と呼ばれる古代山城や巨大墓に立ち並ぶ巨石などの遺跡が存在する。これら遺跡の特徴から吉備津彦命が温羅と呼ばれた鬼を退治する伝説の舞台となった。絶壁にそびえる古代山城は、その名の通り温羅の居城とされ、巨石は命の楯となった。勝利した命は巨大神前に祀られ、敗れた温羅の首はその側に埋められた。

鬼退治伝説は、古代吉備の繁栄と屈服の歴史を背景とし、桃太郎伝説の原型になったとされ、吉備の多様な遺産は今も訪れる人々を神秘的な物語へと誘ってくれる。

表 2-1 構成する文化財

番号	文化財の名称	指定等の状況	所在都市
①	鬼城山（鬼ノ城）	国史跡	総社市
②	鬼の釜	市重文（工芸品）	総社市
③	楯築遺跡	国史跡	倉敷市
④	楯築神社の旋帯文石	国重文（考古資料）	倉敷市
⑤	矢置岩と矢立の神事	未指定	岡山市
⑥	矢喰宮	未指定	岡山市
⑦	鯉喰神社（鯉喰神社遺跡）	未指定	倉敷市
⑧	血吸川	未指定	岡山市、総社市
⑨	吉備津宮勸進帳	未指定	岡山市
⑩	備中国大吉備津宮略記	未指定	岡山市
⑪	吉備の中山	未指定	岡山市
⑫	吉備津神社	国宝、国重文、県重文	岡山市
⑬	吉備津神社御釜殿	国重文	岡山市
⑭	鳴釜神事	未指定	岡山市
⑮	吉備津神社境内古図	未指定	岡山市
⑯	吉備津神社の鬼面	未指定	岡山市
⑰	吉備津彦神社	県重文ほか	岡山市
⑱	特殊器台	国重文（考古資料）	岡山市
⑲	造山古墳 第一、二、三、四、五、六古墳	国史跡	岡山市
⑳	作山古墳 第一古墳	国史跡	総社市
㉑	両宮山古墳	国史跡	赤磐市
㉒	こうもり塚古墳	国史跡	総社市
㉓	牟佐大塚古墳	国史跡	岡山市
㉔	箭田大塚古墳	国史跡	倉敷市
㉕	上東遺跡出土の桃の種	未指定	岡山市
㉖	岡山の桃	未指定	岡山市、倉敷市、総社市、赤磐市
㉗	きびだんご	未指定	岡山市、倉敷市、総社市
㉘	白山神社の首塚	未指定（遺跡地）	岡山市

## 2-2 史跡指定の状況

### (1) 史跡指定に至る経緯とその後の経過

楯築遺跡は、立石を配した特異な景観から、中世後半以降、「吉備津彦の温羅退治」の伝説の舞台の一つとして捉えられ、語り継がれてきた。遺跡としての解釈が試みられたのは近代に入ってからである。大正10年(1921)に永山卯三郎により「片岡山古墳址」として報告され、以降、古墳の跡とみなされ、注目を集めることはなかった。しかし、昭和45年(1970)頃になると岡山県内の研究者の間で、楯築神社の御神体の石が取り沙汰されるようになる。そして、昭和45年(1970)、当時の楯築神社総代の赤木匡と岡山市在住の郷土史家黒住秀雄が、岡山大学法文学部考古学研究室の近藤義郎に楯築神社の祠に安置された御神体の石を見せるために遺跡を訪れたことを契機に、楯築遺跡の調査・研究が大きく進展していくこととなる。近藤は、御神体の石(後に「弧帯文石」と命名)に描かれた文様と弥生時代後期の特殊器台の文様の類似性や祠の周囲に立ち並ぶ巨石、古墳に比べて大きな円形の平坦面とその斜面にみられる川原石などから、これまでの常識をはるかに超える墳墓の遺跡であると考えた。そして、近藤は度々訪問する中で、北東と南西の両方向に細長く突き出た部分があることを発見する。しかし、この突出部の発見と時を同じくして、楯築遺跡を含む丘陵全体での大規模な住宅団地の開発が計画されていた。昭和46年(1971)3月に、団地造成事業の主体であるA社と岡山県教育委員会、倉敷市教育委員会の三者は、造成工事に伴う遺跡の取り扱いについて、楯築神社周辺は公園緑地として保存すること、発掘を要するものは倉敷市教育委員会の指導で行い、発掘には専門研究者をあて、その費用はA社が負担すること、工事中の発見遺跡については、ただちに協議して適宜の措置をとることなどの内容からなる覚書をかかわしている。昭和47年(1972)10月、近藤はA社の社長と発掘関係者などに現場で会い、両突出部も楯築遺跡の一部であることを説明し、その保存と将来の調査を申し入れて善処を願い、A社社長もそれに快く応諾した。しかし、翌昭和48年(1973)、円丘部のみを残して突出部は削り取られ、南西側の突出部には給水塔が建設されることとなった。両突出部を含めた楯築遺跡の価値が十分に理解されず、覚書中にある「工事中の発見遺跡」にあたらぬと認識されたのであろう。同年10月、近藤を中心とした岡山大学考古学研究室が、突出部破壊後の現状の記録と将来の本格的な発掘調査に向けた準備として墳丘の地形測量を実施しており、この地形測量図が7次にわたる調査のベース(第4次調査前の昭和57年(1982)2月には、岡山大学が誤差修正や周辺地形の把握のために再度地形測量を実施)となっている。

近藤は、楯築遺跡の発掘調査に向けて、楯築神社の氏子である地元の人々に歴史的な重要性や発掘調査の必要性を繰り返し説き、昭和51年(1976)春、調査についての了解が得られ、本格的な発掘調査が開始されることとなった。

昭和51年(1976)から昭和54年(1979)にかけての岡山大学を中心とした調査団による3次にわたる調査により、特殊器台や弧帯文石などを伴う弥生時代の巨大な墳丘墓であることが確認された。そして、昭和56年(1981)12月に、弥生時代から古墳時代への墓制を考える上で貴重な遺跡として、円丘部の一部が史跡に指定された。また、昭和57年(1982)6月には、楯築神社の弧帯文石が「弧帯文石」として重要文化財に指定された。史跡指定後は、倉敷市教育委員会が事業主体となって、岡山大学を中心とした調査団が調査を実施する体制で、昭和58年(1983)の第4次調査から平成元年(1989)の第7次調査の4次にわたる調査を実施し、墳丘墓の構造や埋葬施設の把握などを進めてきた。

そして、これらの調査・研究の成果をとりまとめる形で、平成4年(1992)には『楯築弥生墳丘墓

の研究』(近藤義郎、楯築刊行会発行)、令和3年(2021)には『楯築墳丘墓』(宇垣匡雅、岡山大学文明動態学研究所・岡山大学考古学研究室発行)が発刊された。なお、本項の「史跡指定に至る経緯とその後の経過」は、これらの報告書を参考に整理したものである。

表 2-2 楯築遺跡の沿革(概要)

時期/年月		内 容
弥生時代後期	—	楯築遺跡の築造
中世後半	—	「吉備津彦の温羅退治」の伝説が成立か
大正10年(1921)	—	永山卯三郎が「片岡山古墳址」として報告する
昭和45年(1970)	—	近藤義郎(岡山大学)が楯築遺跡を訪れ、弥生時代の墳墓遺跡と示唆、北東と南西の突出部を発見
昭和46年(1971)	3月	団地造成事業主体(A社)と岡山県教育委員会、倉敷市教育委員会の3者により造成工事に伴う遺跡の取り扱いについての覚書を取りかわす
昭和47年(1972)	10月	近藤義郎(岡山大学)がA社社長や発掘関係者などに、楯築遺跡の価値の説明及び保存と将来の調査について申し入れる
昭和48年(1973)	—	住宅団地の造成・給水塔の建設により突出部が破壊される
	10月	地形測量(岡山大学)
昭和51年(1976)	7～8月	第1次調査(岡山大学)
昭和53年(1978)	7～8月	第2次調査(岡山大学)
昭和54年(1979)	2～5月	第3次調査(岡山大学)
昭和56年(1981)	12月	楯築遺跡の円丘部が国史跡に指定される
昭和57年(1982)	2月	墳丘・周辺部の地形測量(岡山大学) ※円丘部斜面下方の誤差の修正と周辺地形の測量
	6月	楯築神社の弧帯文石が「旋帯文石」として重要文化財に指定される
昭和58年(1983)	8～9月	第4次調査(倉敷市、岡山大学)
昭和60年(1985)	9～10月	第5次調査(倉敷市、岡山大学)
昭和61年(1986)	9～10月	第6次調査(倉敷市、岡山大学)
昭和62年(1987)	7月	『倉敷市楯築弥生墳丘墓第V次(昭和60年度)・第VI次(昭和61年度)発掘調査概要報告』(近藤義郎、倉敷市教育委員会発行)の発刊
昭和63年(1988)	11月	立石の実測調査の実施(岡山大学) ※斜面の立石、石祠の石材、墳頂に所在する石材の実測
平成元年(1989)	8～9月	第7次調査(倉敷市、岡山大学)
平成3年(1992)	12月	『楯築弥生墳丘墓の研究』(近藤義郎、楯築刊行会発行)の発刊
令和3年(2021)	12月	『楯築墳丘墓』(宇垣匡雅、岡山大学文明動態学研究所・岡山大学考古学研究室発行)の発刊

## (2) 史跡指定の内容

楯築遺跡は、昭和56年(1981)12月9日付けで、次のとおり国の史跡に指定されている。

名 称：楯築遺跡

所 在 地：岡山県倉敷市矢部

種 別：史跡

指 定 基 準：史跡1(その他この類の遺跡)

指 定 年 月 日：昭和56年(1981)12月9日

指 定 理 由：岡山平野の中央北部に、片岡山・王墓山丘陵と呼ばれる小高い丘陵があり、この丘陵北端の頂上平坦地に楯築神社の小祠が建っている。この祠の中には、全面に帯状の弧文が線彫りされた九〇センチ大の石が納められ、御神体として地元の崇拝の対象となっている。この御神体の装飾は、弥生時代後期の埋葬儀式に用いられたと考えられる大形器台を飾る文様と同種のものであることが注目されるに至ったのはそう古いことではない。さらに、この祠の周囲には高さ三メートルに及ぶ巨石が五個立ち並び、神社のある円丘の斜面にも一〇数個の立石が並んでいることが確認されるにいたって、この円丘が弥生時代末期頃の遺跡ではないかと推定されるようになった。昭和五一年から五四年にかけて実施された岡山大学による発掘調査によって、この遺跡の全容がほぼ明らかとなった。

本遺跡は弥生時代末期頃の墳丘墓であって、墳丘には二方向に突出部がつく。墳丘の規模は、径四〇メートル・高さ五メートルというこれまで知られている弥生時代墳丘墓の中でも群を抜く巨大なものである。墳丘の外部施設としては、墳丘頂部の巨石列、墳丘斜面の石列と円礫帯の存在することが明らかにされた。

内部主体は、木槨を築きその中に木棺を納めるいわゆる木槨墳形式に属するものである。槨・棺材はすべて腐朽していたが、調査の結果、木棺は長さ二メートル・幅は頭部で八〇センチ・足側で六〇センチの大きさを持ち、木槨は長さ三.五メートル、幅一.五メートルの規模のものであることが明らかとなった。これらを納める墓壇は、長さ九メートル・幅五.五メートル・深さ一.八メートルで墓壇内には石組みの排水溝が設けられている。木棺内からは、硬玉製勾玉一・碧玉製管玉二七・瑪瑙製管玉一から成る頸飾、鉄剣一、大量の碧玉製管玉とガラス小玉、三〇キログラムを越える朱が出土している。

埋葬方法についてもほぼ復原されている。それによると、棺・槨を安置し、墓壇内に土をつめ、墳頂を平坦に整えた後に、ほぼ槨のある範囲に円礫が堆まれ、その際埋葬祭礼に使用された弧帯石や人形・土製勾玉管玉などが破壊されてこの円礫堆の中に棄てられたという。なお、墳頂東部には、もう一基の陪葬施設が検出されている。

本遺跡は、突出部のある巨大な墳丘を有すること、石列・円礫帯等の墳丘外部施設を有すること、大型墓壇と排水施設の整備などに古墳時代前期の前方後円墳とのつながりを見ることもできよう。また一方では、木槨の存在、円礫堆、副葬品の組合せの差など、顕著な違いも認められる。本遺跡は、弥生時代から古墳時代への墓制を考える上で、欠くことのできぬものであり、極めて学術的

価値の高いものであり、これを史跡に指定して保存を図ろうとするものである。

指 定 区 域：岡山県倉敷市矢部 826 番地

指 定 告 示：昭和 56 年（1981）12 月 9 日付け文部省告示第 165 号

### （3）史跡指定地及び対象区域の状況

史跡指定地は矢部 826 番地の 1 筆であり、地目は境内地、土地所有は神社有地（鯉喰神社）である。管理は楯築神社氏子中と倉敷市が協力して実施している。

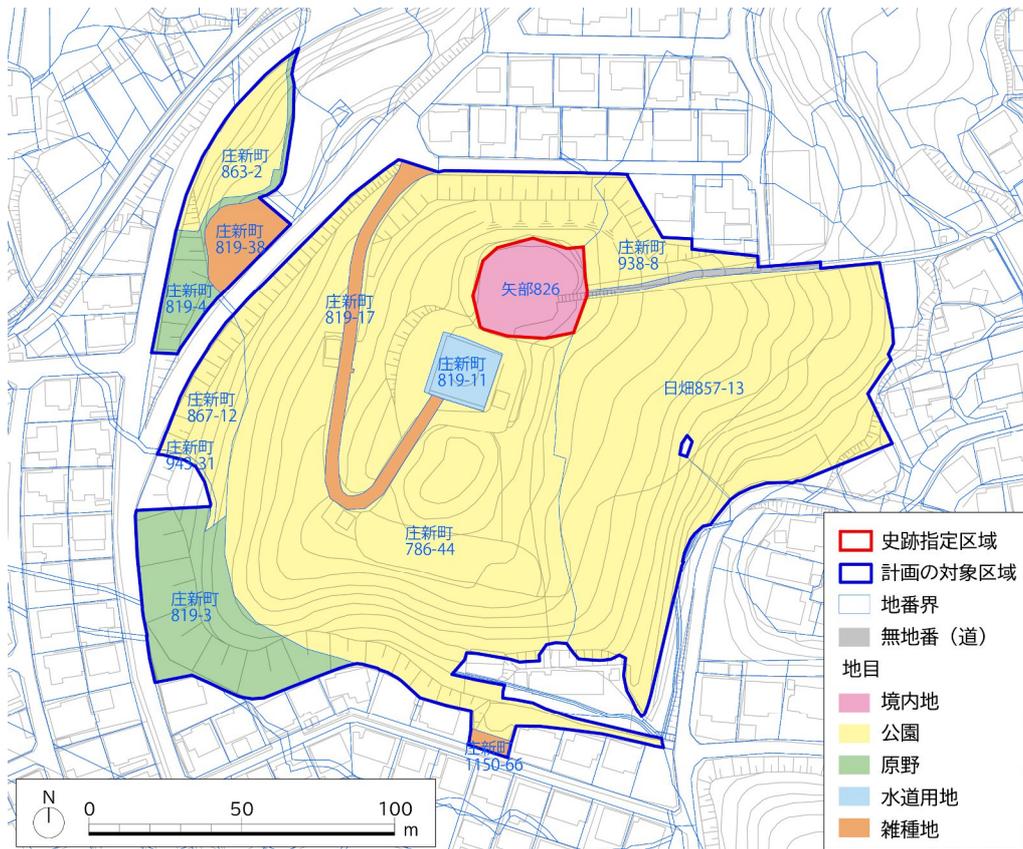
史跡指定地を除く本計画の対象区域は、庄新町 11 筆と日畑 1 筆、楯築神社参道の無地番の道を合わせた範囲である。地目は公園、原野、水道用地、雑種地で構成される。土地所有はいずれも市有地であり、管理は倉敷市が行っている。

なお、面積は対象区域全体が 33,162 m<sup>2</sup>で、このうち史跡指定地が 1,023 m<sup>2</sup>（3.1%）、史跡指定地以外が 32,139 m<sup>2</sup>（96.9%）である。地目では公園が 27,368 m<sup>2</sup>（82.5%）と最も多く、土地所有では倉敷市（市有地）が 31,977 m<sup>2</sup>（96.4%）である。

表 2-3 対象区域の地番一覧

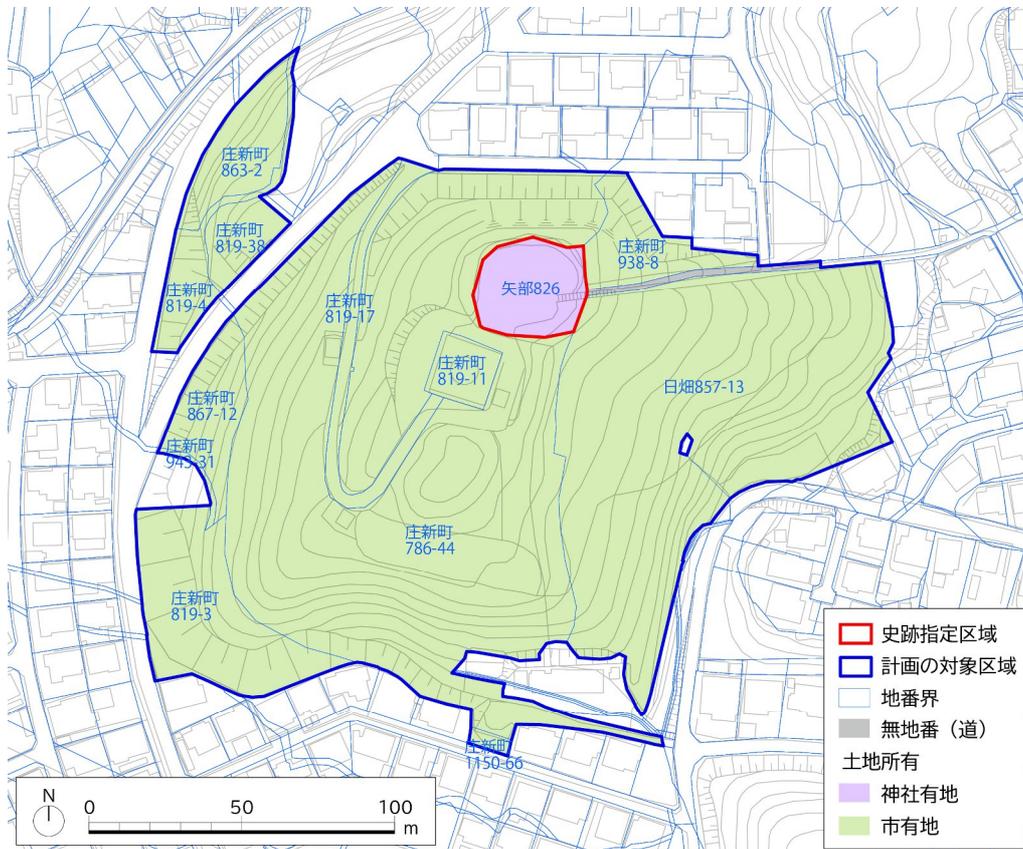
地番	指定等	地目	土地所有	面積（m <sup>2</sup> ）	備考
矢部 826	史 跡	境 内 地	鯉喰神社	1,023	
庄新町 786-44	未指定	公 園	倉 敷 市	15,098	
庄新町 819-11	未指定	水道用地	倉 敷 市	428	
庄新町 819-17	未指定	雑 種 地	倉 敷 市	743	一部区域のみ
庄新町 819-3	未指定	原 野	倉 敷 市	2,195	
庄新町 819-38	未指定	雑 種 地	倉 敷 市	508	
庄新町 819-4	未指定	原 野	倉 敷 市	660	
庄新町 863-2	未指定	公 園	倉 敷 市	977	
庄新町 867-12	未指定	公 園	倉 敷 市	912	
庄新町 938-8	未指定	公 園	倉 敷 市	928	
庄新町 943-31	未指定	公 園	倉 敷 市	57	
庄新町 1150-66	未指定	雑 種 地	倉 敷 市	75	
日畑 857-13	未指定	公 園	倉 敷 市	9,396	
無地番（道）	未指定	—	—	162	楯築神社参道
合 計				33,162	

※面積は、登記簿記載の面積を基本とし、無地番のもの、一部区域のものは図上計測による



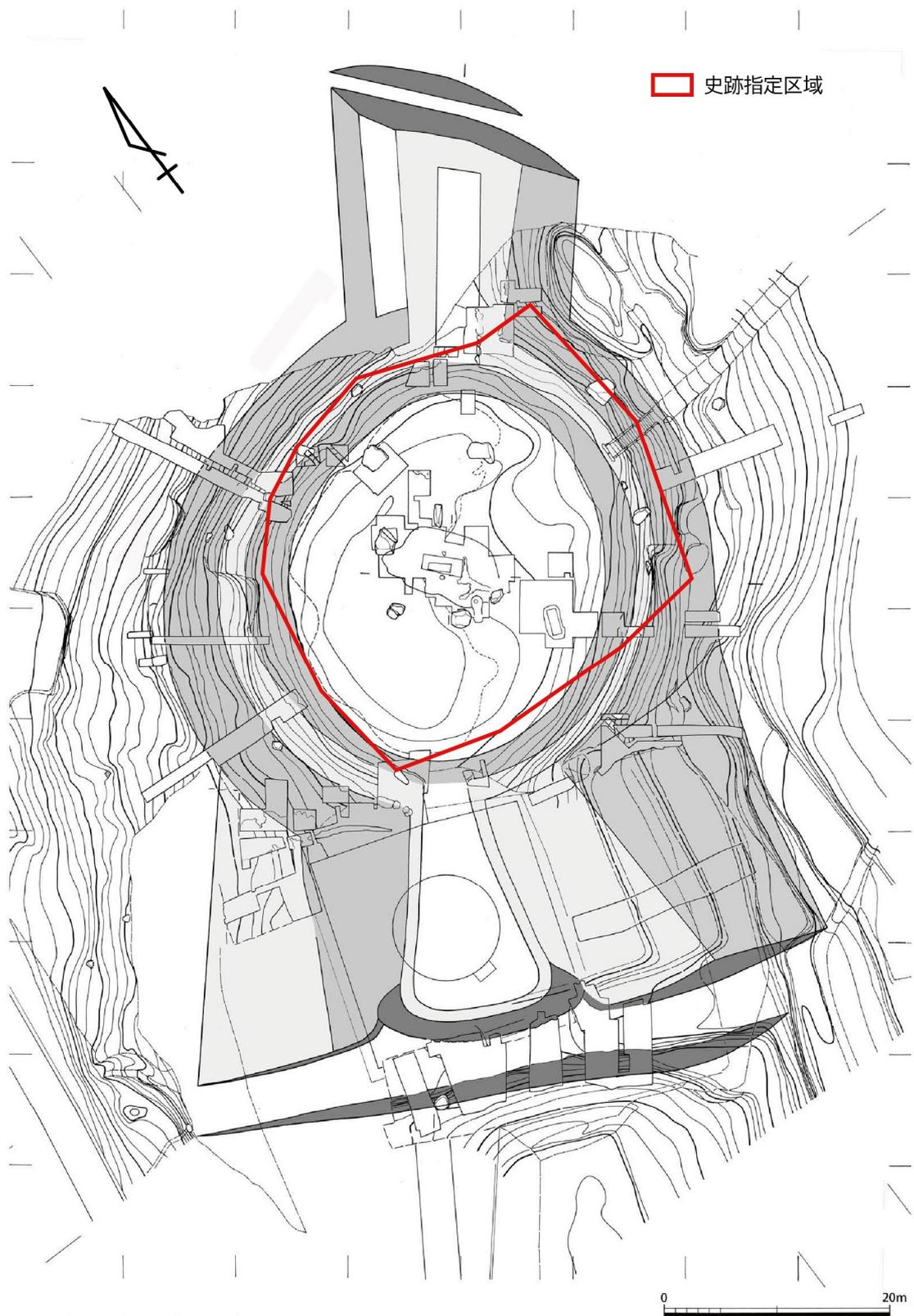
(地番界は、「登記所備付データ倉敷市」(法務省)  
 (<https://www.geospatial.jp/ckan/dataset/houmuyouchizu-2023-1-1541>) を加工して作成)

図 2-21 土地利用図 (地目図)



(地番界は、「登記所備付データ倉敷市」(法務省)  
 (<https://www.geospatial.jp/ckan/dataset/houmuyouchizu-2023-1-1541>) を加工して作成)

図 2-22 土地所有図



※ベース図は、宇垣匡雅 2021『楯築墳丘墓』岡山大学文明動態学研究所、岡山大学考古学研究室発行に示された墳丘復元図を使用している。(墳丘の主軸上の全長は 83m 推定、円丘部の主軸直行方向の直径は 49m とし、斜面の勾配が強くなる順に濃い色を用いている。)

図 2-23 史跡指定区域 (詳細図)

## 2-3 発掘調査の経過と概要

### (1) 調査の経過

楯築遺跡では、昭和51年(1976)から本格的な発掘調査が開始された。調査は近藤義郎が率いる岡山大学考古学研究室が中心となり、そのほか全国各地の大学からの学生や研究者が集まって実施された。これまで合計7次にわたる発掘調査が実施され、その様相が明らかになってきている。各調査の概要は表2-4・2-5、調査箇所は図2-24のとおりである。

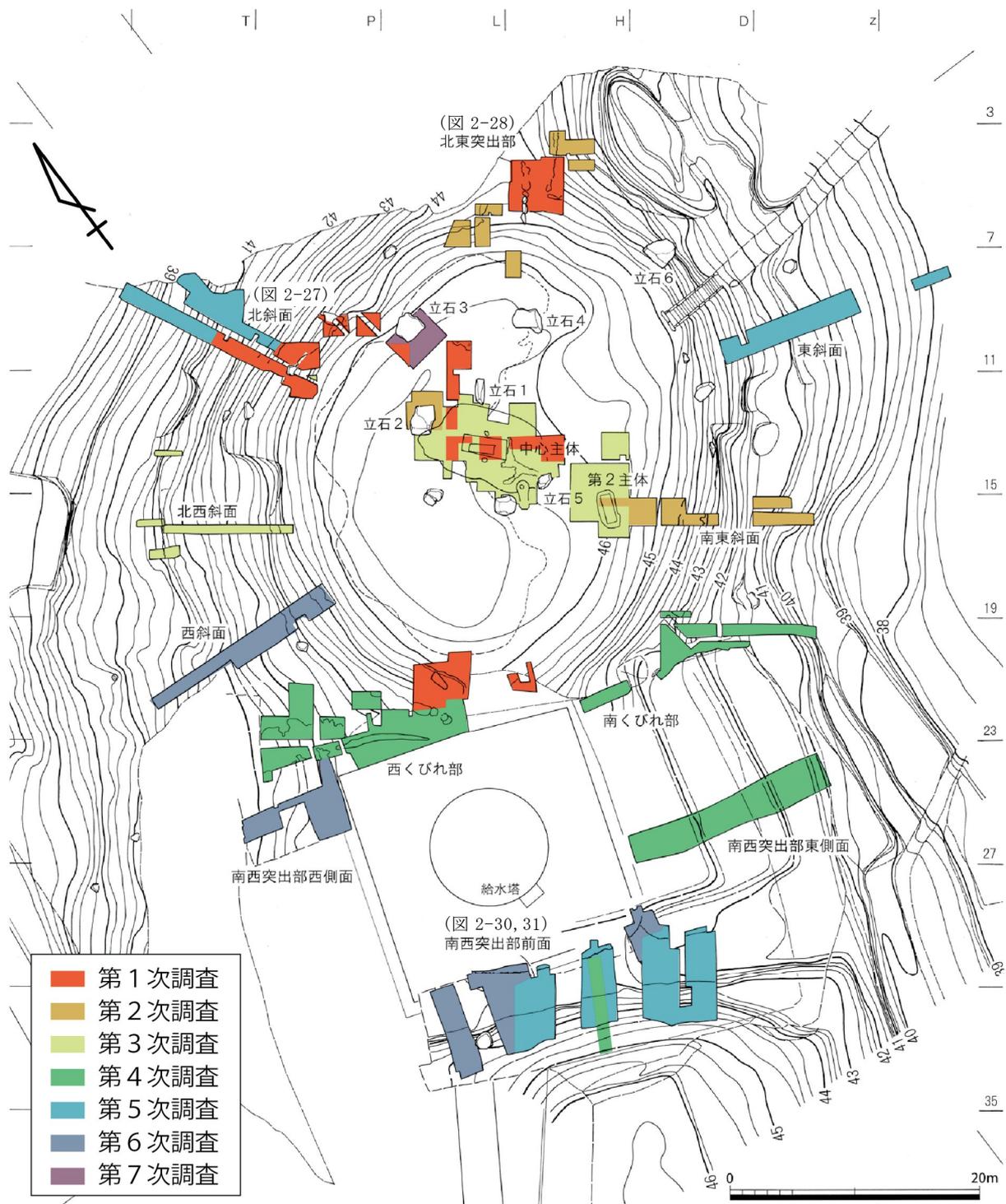
表2-4 楯築遺跡の調査の経過(その1)

調査	調査期間	調査目的	調査箇所・内容及び成果	調査・事業主体
第1次	昭和51年 (1976) 7月15日 ～8月1日	・弥生墳丘墓であることの確認と遺跡の概要の把握	<p>【円丘部：墳頂】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平坦面の盛土と全体に広がる円礫敷を検出。中心部で厚くなった円礫層(円礫堆)の上面に特殊器台片等の土器溜まりを検出。その周囲に墓壇掘方を検出。</li> </ul> <p>【円丘部：北斜面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1列石と円礫帯を検出。第2列石の可能性のある石材(1石)を検出。</li> </ul> <p>【北東突出部：基部東側】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1・第2列石とその間の円礫敷(円礫帯)を検出。第2列石に接して弥生時代後期後葉のほぼ完形の長頸壺を検出。(弥生墳丘墓であることが判明)</li> </ul> <p>【南西突出部：西くびれ部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>円礫帯、第1列石の抜取跡を検出。</li> </ul>	岡山大学
第2次	昭和53年 (1978) 7月17日 ～8月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>円丘部墳頂に所在する立石が墳丘墓に伴うものかの確認</li> <li>北東突出部の形状の解明</li> <li>円丘部斜面施設の把握</li> </ul>	<p>【円丘部：墳頂・立石】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立石2※は後世の改変が大きいこと、立石3は傾斜して生じた隙間に流入した土層を確認。(立石は弥生時代の構造物であることが判明)</li> </ul> <p>【北東突出部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1列石の抜取跡を検出。(北東突出部両側に同じ構造の施設が設けられていたことが判明)</li> </ul> <p>【円丘部：南東斜面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>埋葬施設(第2主体)の一部を検出。</li> </ul>	岡山大学
第3次	昭和54年 (1979) 2月24日 ～5月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心主体と第2主体の調査</li> <li>円丘部北西斜面の石垣の墳端施設の可能性の調査</li> </ul>	<p>【円丘部：墳頂・中心主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>円礫堆から特殊器台などの土器片、土製品等とあわせて弧帯文石片を検出(楯築神社の弧帯文石も弥生時代の遺物であることが判明)。木棺・木槨構造の主体部を検出。棺床より大量の朱及び玉類等の副葬品を検出。埋葬に伴う排水施設を検出。</li> </ul> <p>【円丘部：墳頂・第2主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>墓壇掘方を検出。主体部の構造(枕石を配した剝拔式木棺)を検出。</li> </ul> <p>【円丘部：北西斜面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>石垣状の遺構は中世のものと判明。</li> </ul>	岡山大学

※調査にあたって付した立石の番号は図2-24参照。以下同様。

表 2-5 楯築遺跡の調査の経過（その 2）

調査	調査期間	調査目的	調査内容及び成果	調査・事業主体
第 4 次	昭和 58 年 (1983) 8 月 20 日 ～ 9 月 21 日	・楯築神社弧帯文石の収蔵庫建設予定地の確認調査と南西突出部の残存状況把握	<p>【西くびれ部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 列石の抜取跡と南西突出部から続くと思われる排水溝を検出。下方盛土中に角礫の集積を検出。</li> </ul> <p>【南くびれ部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・斜面下方に達する厚い盛土層を検出。（墳丘構築時に大規模な造作がなされたことが判明）</li> </ul> <p>【南西突出部：前面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前の地表面と、特殊壺等の土器片や円礫・角礫を含む堆積層を検出。（南西突出部の先端部が残存する可能性があることが判明）</li> </ul>	事業主体 ：倉敷市教育委員会 調査主体 ：岡山大学
第 5 次	昭和 60 年 (1985) 9 月 30 日 ～ 10 月 26 日	・南西突出部前面を構成する遺構の把握 ・第 2 列石の状況、墳端施設の把握	<p>【南西突出部：前面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大溝と南西突出部の先端部の列石を検出。堆積土中より円礫・角礫、小型特殊器台や特殊壺等の土器類を検出。</li> </ul> <p>【円丘部：北西斜面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 次調査で第 2 列石の可能性があったとした石材は列石をなすが、第 2 列石ではないことを確認。</li> </ul> <p>【円丘部：東斜面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊器台等の土器片や円礫を含む堆積を検出。</li> </ul>	事業主体 ：倉敷市教育委員会 調査主体 ：岡山大学
第 6 次	昭和 61 年 (1986) 9 月 30 日 ～ 10 月 31 日	・南西突出部前面の列石端部形状と大溝の調査 ・西くびれ部の盛土中の集石の調査 ・円丘部斜面の構造把握と墳端施設の追求	<p>【南西突出部：前面（東端部分）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・突出部前面の列石は緩やかな弧を描き、端部で小形になり、やや上方に向かうことを確認。大溝の埋土中に多量の列石の上方に配されていたと思われる角礫・円礫が混入していることを確認。大溝は掘削後に溝底に整地土が敷かれて平坦にならされていること等を確認。</li> </ul> <p>【西くびれ部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 4 次調査で検出された角礫の堆積の続きは確認できず。墳丘構築時の造成土を検出。</li> </ul> <p>【円丘部：西斜面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1・第 2 列石の抜取跡と掘方を検出。</li> </ul>	事業主体 ：倉敷市教育委員会 調査主体 ：岡山大学
第 7 次	平成元年 (1989) 8 月 23 日 ～ 9 月 5 日	・傾斜する立石 3 と立石 2 の据え直しに伴う調査	<p>【円丘部：墳頂・立石】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立石の掘方を検出。（調査後、立石を元の垂直の状態に復元）</li> </ul>	事業主体 ：倉敷市教育委員会 調査主体 ：岡山大学



(宇垣匡雅 2021『楯築墳丘墓』岡山大学文明動態学研究所、岡山大学考古学研究室発行より作成)

図 2-24 発掘調査の位置

## (2) 遺構・遺物の概要

これまでの調査・研究を通じて明らかになっている楯築遺跡の概要は、『楯築弥生墳丘墓の研究』<sup>6)</sup>、『楯築墳丘墓』<sup>7)</sup>、『吉備の弥生大首長墓』<sup>8)</sup>等の発掘調査・研究成果の報告書や既往文献をもとに、次のように整理できる。なお、図 2-25～図 2-35 は『楯築墳丘墓』<sup>9)</sup>からの転載、写真 2-9～2-20 は岡山大学文学部考古学研究室からの提供による。

### ア 墳丘の構造

#### (ア) 墳形と墳丘の規模

楯築遺跡は、円丘部の北東・南西の2方向に突出部が設けられた双方中円形の墳形であったことが、昭和45年(1970)頃の近藤義郎の現地踏査で確認されており、その後の発掘調査においても明らかにされてきた。

円丘部は、ほぼ完存しており、昭和48年(1973)に岡山大学が実施した地形測量により、楕円形を呈していることが確認されている。墳頂平坦面は主軸方向(北東-南西)が33m、主軸直交方向(北西-南東)が28mである。地形測量では、標高40m前後に傾斜変換点を確認されたことから、その部分を中心に数度にわたり墳端把握の調査が実施されており、傾斜変換点が墳端にあたと考えられている。傾斜変換点は、北斜面は標高40.7m、西斜面は41.75m、南東斜面は標高39.1m、東斜面は標高41.0mで確認されており、円丘部の直径は主軸直行方向で49m、主軸斜交方向(東-西)で51mとなる。円丘部の最高高さは標高46.74mであるが、墳端の高さが異なるため墳丘の高さも場所によって異なり、西側は5m程度と低く、南東側が7.5m程度と高くなる。

一方、突出部では、北東突出部は住宅団地の造成工事により基部から先が完全に失われ、遺構から規模を確認することはできない。しかし、南西突出部は基部と先端部の間が給水塔の基礎工事で削られ、攪乱を受けているものの、第5・6次調査で先端部の列石が確認され、突出部の長さは22mであることが明らかとなっている。また、南西突出部の東西は盛土によって幅広い平面形状となり、突出部の上面は推定幅4.2mで円丘部と接続し、先端に向けて幅を広げていたと考えられている。

なお、消失前の突出部の状況を知ることができる近藤義郎の記録<sup>10)</sup>には、次のように記されている。

#### ・北東突出部

「あたかも前方部状の突出で、およそ10数メートルほどのびていた。その上面は幅約3、4メートルで、わずかに前面に向かって下降気味であったが、ほぼ平坦に近い。突出部の前面はかなり急な傾斜で2、3メートルほど下り、東西に走る小径に達していた。小径の反対側には自然丘の高まりがあり、東ないし北東方向へ下降しながら伸びていた」

#### ・南西突出部

「南西側にもかつて細長い尾根上のものが約20数メートルにわたってのびていた。その<尾根>の向こう側には低い高まりがあるが、その高まりと<尾根>の間は切断され、同じように小径が通っており、<尾根>全体が細長い突出部のような観を呈していた。その南東側には平坦部が上下2段に存在し、北西側はゆるやかな傾斜をつくっていた。<尾根>の上は、北西側寄りに、戦前の<大演習>の折、旧軍隊によって散兵濠が掘られたため、ややくずれて変形していた。<尾根>の幅は推定数メートル、高さ

6) 近藤義郎 1992『楯築弥生墳丘墓の研究』楯築刊行会

7) 宇垣匡雅 2021『楯築墳丘墓』岡山大学文明動態学研究所・岡山大学考古学研究室

8) 福本明 2007『吉備の弥生大首長墓・楯築弥生墳丘墓』シリーズ「遺跡を学ぶ」034, 新泉社

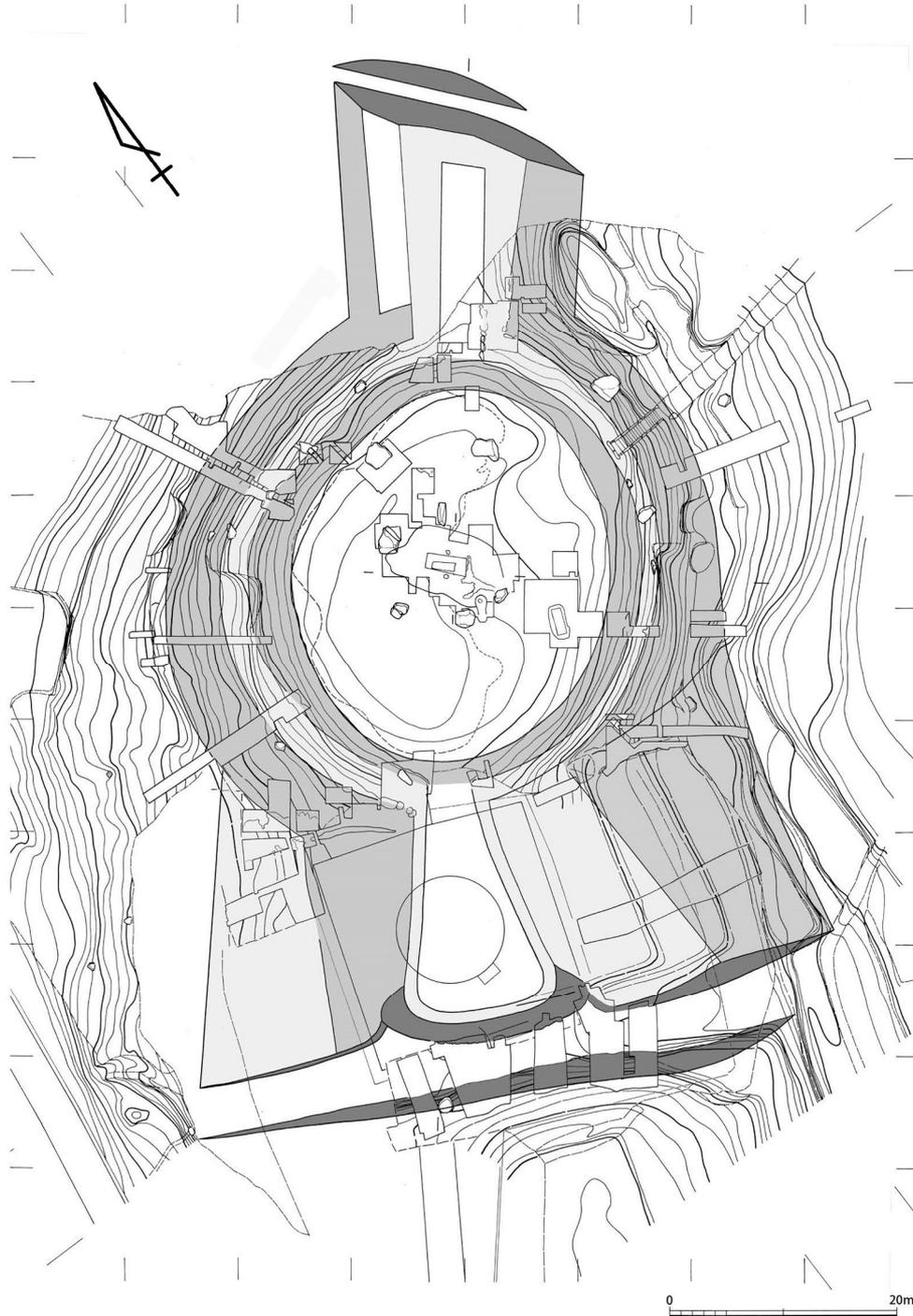
9) 前掲書 7)

10) 近藤義郎 1977「古墳以前の墳丘墓—楯築遺跡をめぐって—」『岡山大学文学部学術紀要』第37号(史学編), 岡山大学法文学部

は2メートル内外ほどであったと記憶する。」

この記録では、北東突出部が小径（山道）に達していたことが記されていることから、宇垣匡雅は丈量図と地形測量図を重ね合わせて小径（山道）の位置及び北東突出部先端の位置を推定し、これまでの調査の成果や近藤の記録を踏まえて、図 2-25 に示す墳丘主軸（北東-南西方向）の墳丘長さ 83m の墳丘復元図を作成している<sup>11)</sup>。

このように、一部推定を含むものの、楯築遺跡は国内最大級の規模を誇る弥生墳丘墓であることが明らかとなっている。



※ 1 : 墳丘の主軸上の全長は 83m 推定、円丘部の主軸直行方向の直径は 49m とする。

※ 2 : 斜面の勾配が強くなる順に濃い色を用いている。

図 2-25 墳丘復元図

11) 宇垣匡雅 2021『楯築墳丘墓』岡山大学文明動態学研究所・岡山大学考古学研究室

## (イ) 円丘部の斜面構造

円丘部の斜面には、上下二段の列石（第1列石・第2列石）がめぐり、その間に円礫敷（円礫帯）が設けられていた。その斜面構造は図2-26のように模式的に示されている。

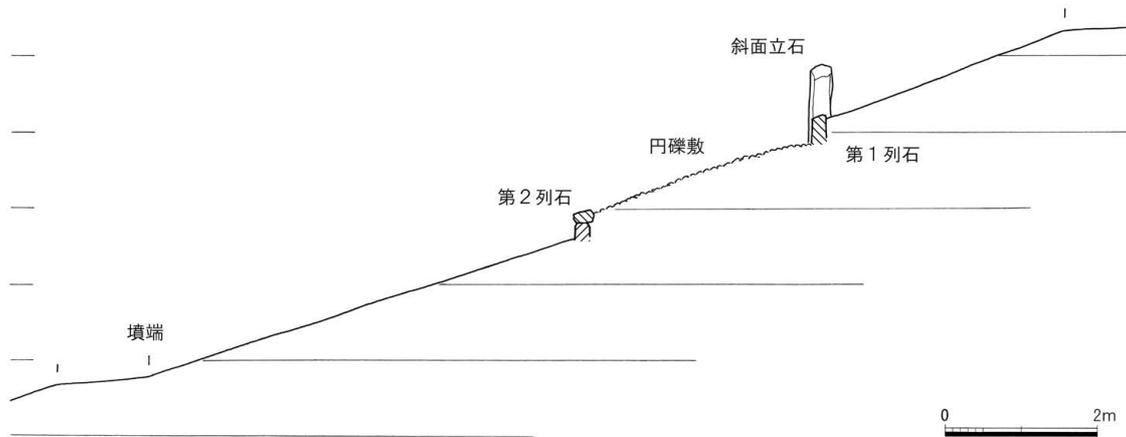


図2-26 円丘部の斜面構造の模式図

図2-26に示されたように、上下二段の列石のうち、上段の第1列石は、墳頂から約2.5m下方、墳頂平坦面肩から1.5~1.8m下方に位置し、水平方向では、墳頂平坦面肩から外側に3.2mに位置している。列石と思われる石は、これまで20個程度が確認されているが、元の位置を保つ石は5個程度であり、他は倒れたり動かされたりしている。第1列石は、主に長さ約2mの大形の板石（斜面立石）と長さ約1mの小形の板石を組み合わせて構成され、斜面立石の間隔は北斜面で5~7m、南東斜面で3m前後と推定されている。現在は土圧で傾いているが（図2-27：断面図）、かつては板石の半分ほどを地中に埋めて垂直に立てられ、大形の板石（斜面立石）は高さ1.1~1.8m、小形の板石による列石は高さ45cm程度であったと考えられている。

下段の第2列石は、円丘部には列石を構成する石材は現存しておらず、南くびれ部の石材にその可能性があるのみである。このため、第2列石の構造は十分に解明できていない。しかし、掘方の痕跡

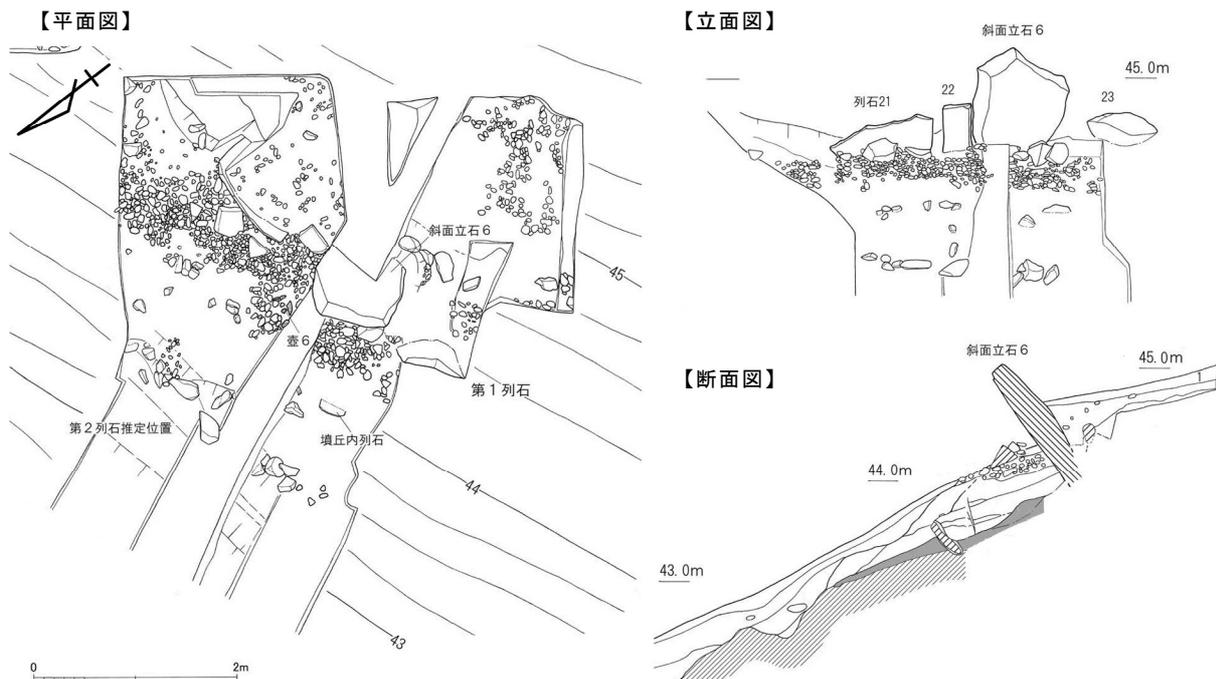


図2-27 円丘部（北斜面）の斜面構造

から、第2列石は、第1列石から1.0～1.5m下方に位置し、両突出部のくびれ部付近では大形の石材を用いた第1列石に近い構造をとり、それ以外の円丘部では小形の石材による石垣状の構造をとっていたと推察されている。

円礫帯は、第1列石と第2列石の間の幅2～3m程度に広がる。握り拳大（長さ10cm以下程度）の川原石が足守川から運び込まれ、厚さ10～15cm程度の層を成していたと考えられている。

### (ウ) 突出部の構造

北東突出部は、斜めに削り取られているため、突出部の基部東側が残存している。同箇所の調査から、図2-28に示すように突出部も円丘部と同様の斜面構造をとることが明らかとなった。すなわち、北東突出部の基部東側に並ぶ3個の板石（円丘部の小形の板石に相当）は第1列石にあたり、その下方には円礫帯を挟んで第2列石がめぐる構造である。円丘部では確認できなかった第2列石の石材5個も検出され、第1列石と第2列石の間の円礫帯は、幅約1.5mで突出部前面に向かって広がることも確認されている。また、基部西側にも、第1列石の掘方の痕跡が確認され、突出部の上面は両側を列石で画された幅約3.2mの平坦面であることが明らかとなっている。さらに、北東突出部では、第2列石の外側に幅60～70cmほどの犬走り状の平坦部が造られていたことが確認されている。

南西突出部は、前述のように先端部の列石が確認されて規模が判明している。この列石は、上方から見ると緩やかな弧を描いている。中央付近には高さ1.1m、幅90cm、厚さ60cmほどの大きな石材が使われ、端に向かうに従い次第に小さくなる。そして、東端では弧はやや急になり、石材も薄い板

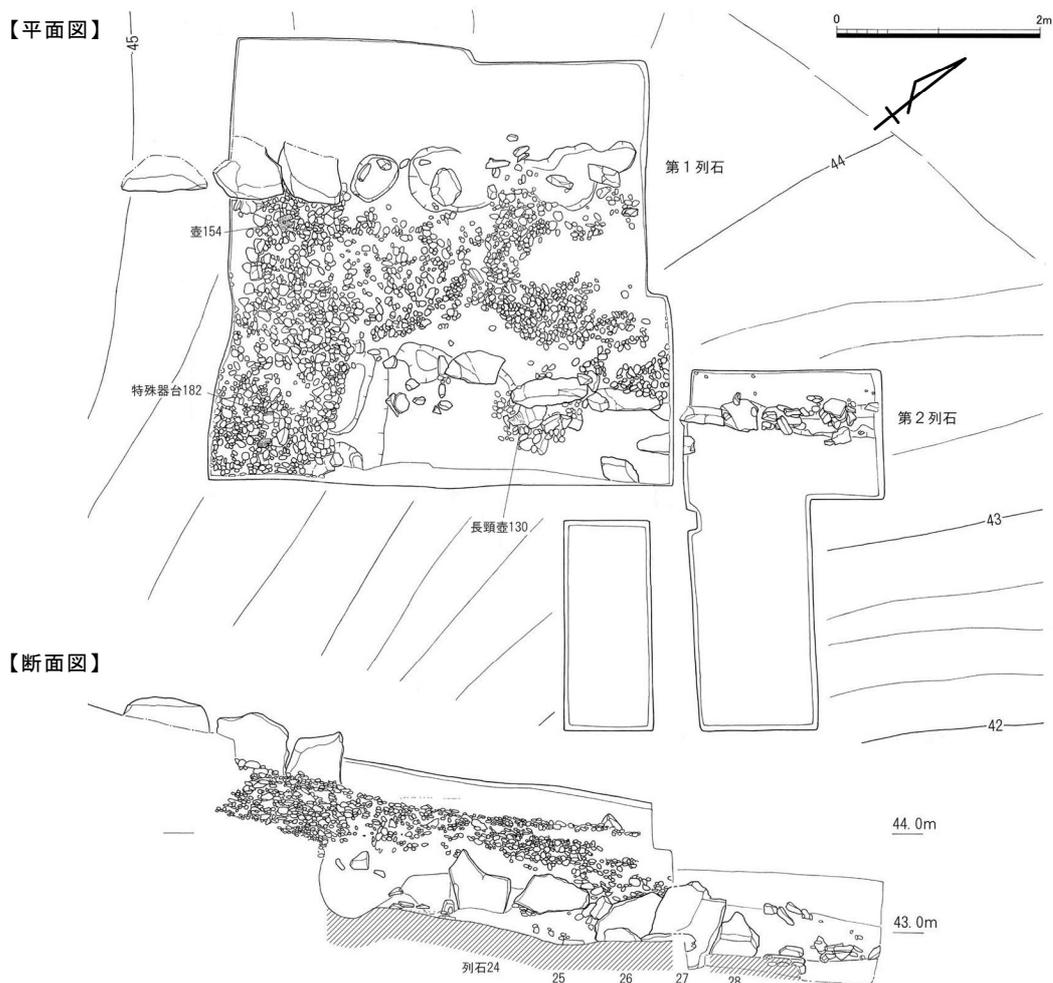


図2-28 北東突出部（南東部）の斜面構造

石となる。造成工事で削られた西端も同様の構造であったと考えられている。この列石は突出部の第2列石へとつながり、突出部前面では3重の列石になっていたと推定されている。

南西突出部の前には大溝が掘られており、その幅は中央部分底面で約3.3m、深さは少なくとも4mはあったとされる。この大溝には突出部前面の上部から崩落したと思われる土器や円礫が堆積していることから、突出部前面にも円丘部と同様に上下二段の列石とその間の円礫帯が設けられていたと考えられている。



写真 2-9 南西突出部前面（列石と堀切状大溝）



写真 2-10 南西突出部前面（列石東端・南から）

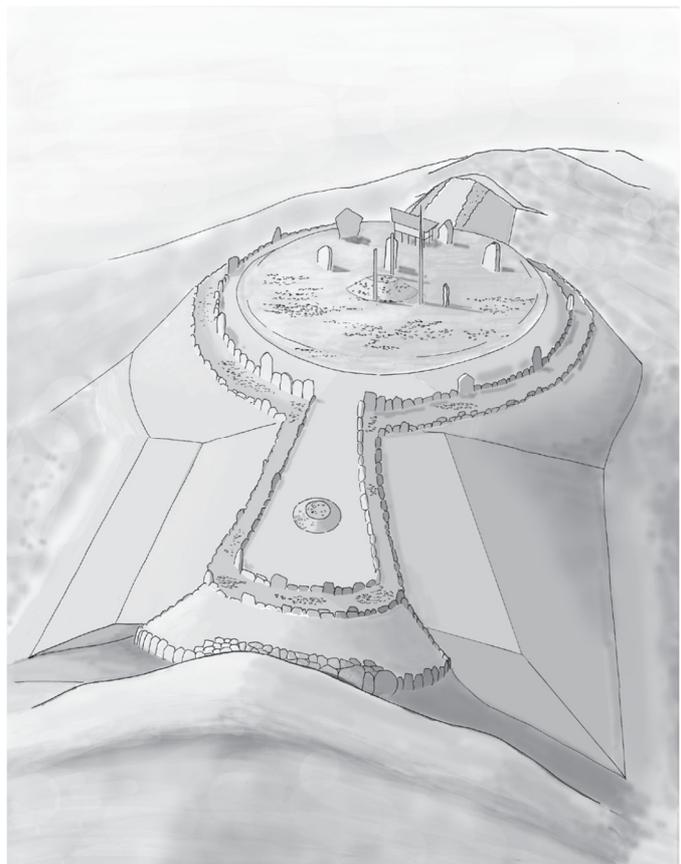
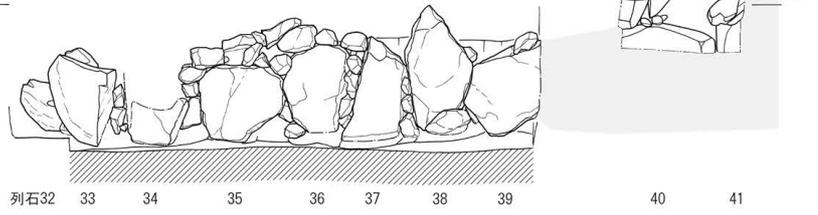


図 2-29 楯築遺跡復元図

【立面图】



【平面图】

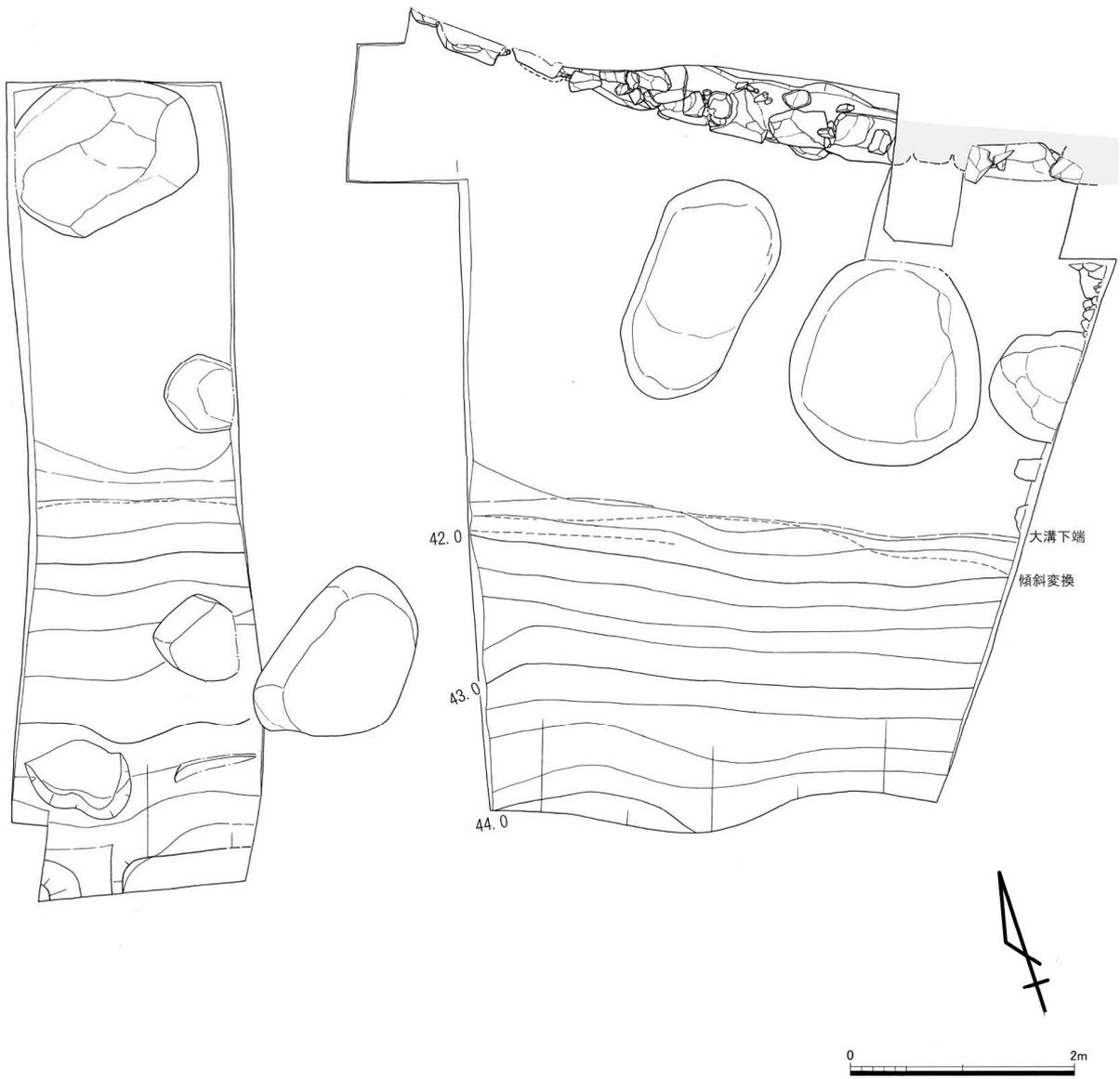


图 2-30 南西突出部（前面部—西侧）

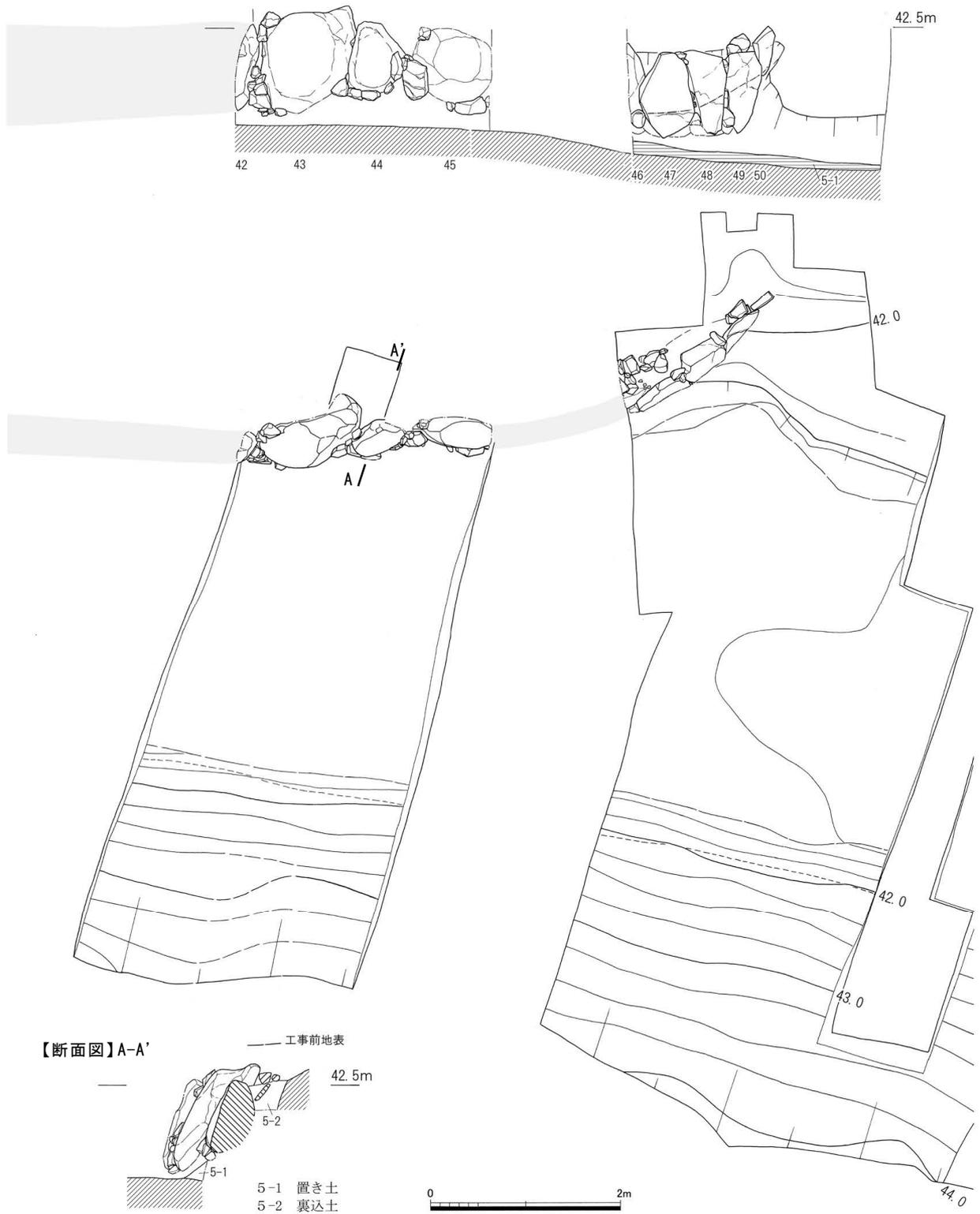


図 2-31 南西突出部（前面部－東側）

## (工) 墳頂構造

墳頂には円礫が敷き詰められ、立石や建物、柱が立てられていた可能性が高い。

墳頂平坦面に敷かれた円礫は長さ5～10 cm程度の川原石で、平坦面の全面に敷き詰められていたと考えられている。しかし、平坦面肩などの多くの円礫が流出している。墳頂のほぼ中央には中心主体が設けられ、調査では、木槨・木棺の腐朽で生じた陥没による不整形円形の中央が浅く窪んだ円礫面が検出されている。

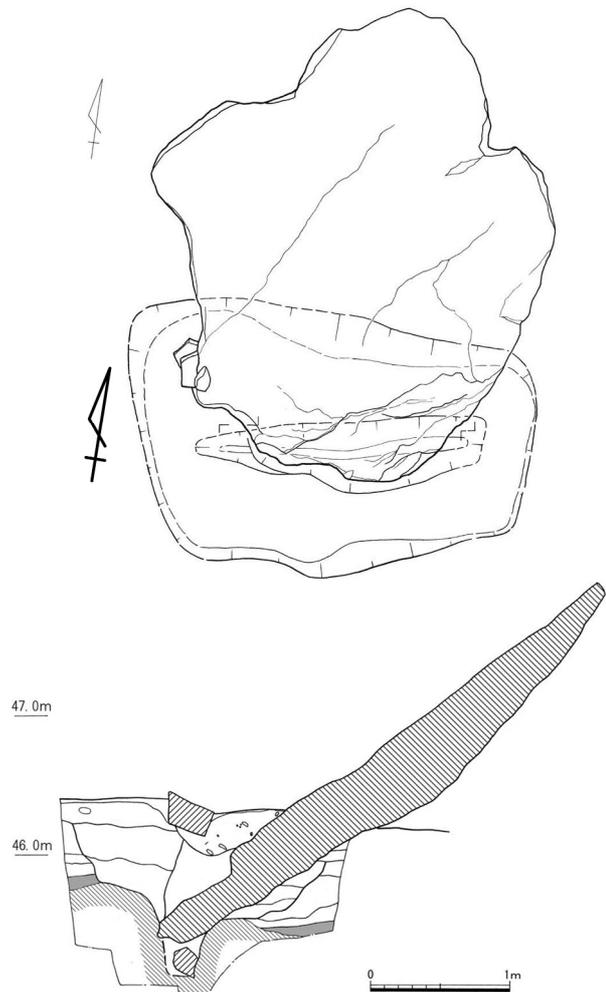
立石は、墳頂平坦面のやや東側に偏って立てられたさまざまな形状の6個の巨大な自然石である(図2-24に示す立石1～6)。いずれも地上部分が2～3 mの大きな花崗閃緑岩又は花崗岩である。立石1・2・4・6は後世の攪乱や横転・落下などで掘方は不明であるが、立石3・5の調査から、これらの立石は墳丘墓の築造に際して立てられたものであることが判明している。立石3は、長さ4.1 m、幅2.87 m、厚さ53 cmで、二段掘りの掘方の中央に据えられている。北側に大きく傾いた隙間に、弥生土器片や円礫を含む土層が流入していたことから、この立石は墳丘墓築造の際には垂直に立てられていたことが判明している。なお、現在は垂直に立て直されている。立石5は長さ2.5 m、幅75 cm、厚さ35 cmで、中心主体に伴う排水溝の上部に位置する。60×80 cmほどの楕円形の掘方を持ち、埋土には円礫を含み、その一部には朱が付着していることも確認されている。

建物跡は、立石1と立石3の間で確認されている。円礫敷の掘削跡は見られず、柱痕に流入したと思われる円礫も見られることから、この建物が建てられた後に円礫が敷かれたと考えられている。

柱跡は、大柱と木柱に分けられる(図2-33:大柱、木柱2、木柱3)。大柱は、中心主体の墓壇南縁に位置し、墓壇を埋め戻した後に埋土を掘削して立てられている。直径29 cm、根入れ深さ1.71 mであり、相当な高さの柱であったと考えられている。柱跡からは朱が付着した円礫が見つかっており、柱穴の埋め戻しにあたっては、円礫が置かれ、朱が撒かれたと考えられている。一方、木柱は、中心主体の木槨の南西側に木柱2、北東側に木柱3がある。根入れ深さは木柱2が66 cm、木柱3が74 cmであり、大柱ほどの高さはなく、2本が1セットで用いられたと考えられている。



写真 2-11 墳頂中心主体部の円礫(南西から)



※現在は復元されて垂直に立つ

図 2-32 立石 3

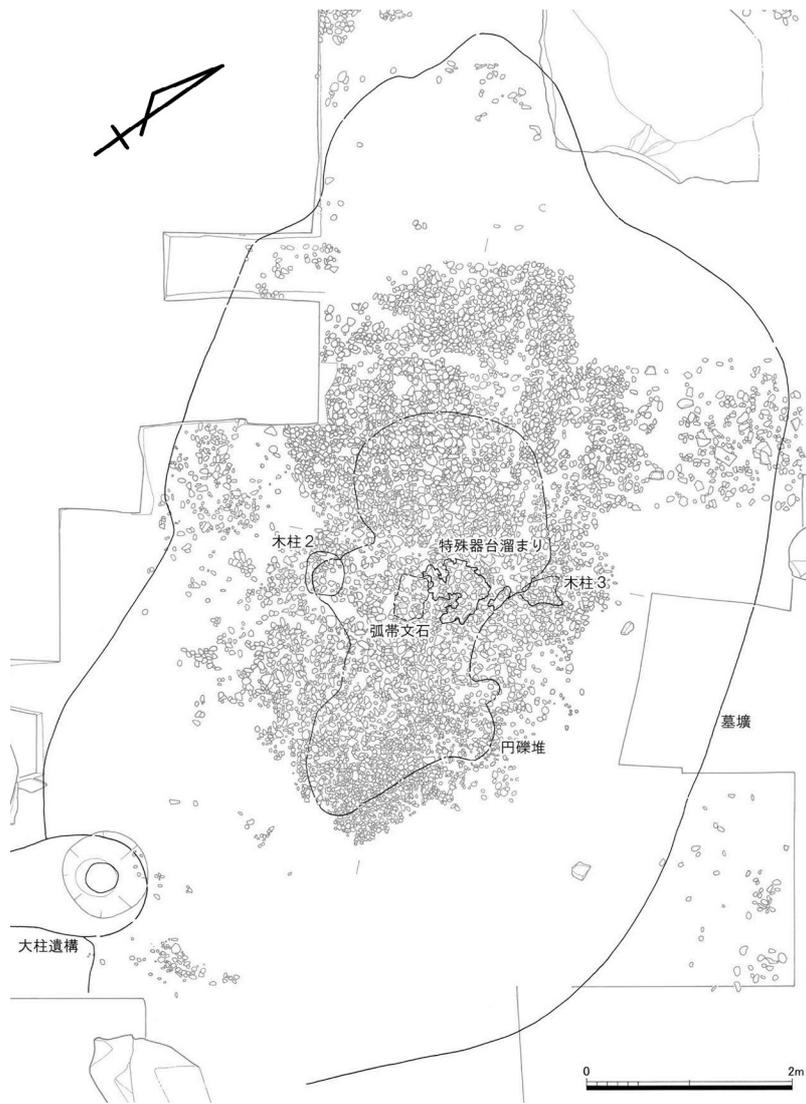


図 2-33 中心主体上の遺構・遺物

## イ 主体部と埋葬施設

### (ア) 中心主体の墓壇

中心主体の墓壇は墳頂平坦面のほぼ中央に位置する。地山面を北西-南東約 10m、北東-南西約 6 m の不整楕円形に掘削して設けられた弥生墳丘墓としては大規模な墓壇である。墓壇は 2 段掘りで、斜面の中ほどに緩傾斜のテラスがある。そこからほぼ垂直に掘り込むことで北西-南東約 5 m、北東-南西約 3 m の底面を形成している。墓壇底面の深さは約 2 m である。なお、墓壇斜面には、直径 1 m 前後の地山の大石（花崗岩）がいくつも取り除かれることなく、そのまま残されている。

### (イ) 中心主体部の円礫等

中心主体の墓壇のほぼ中央には、北西-南東約 6.1m、北東-南西約 3.5m の不整楕円形の円礫面（長さ 6.1m、幅 3.5m）が検出されている。円礫面の中央は浅く窪んでいる。これは主体部が埋め戻された後に、その真上に高く盛られた円礫（円礫壇）が木棺・木槨の腐朽によって落ち込んだものであり、円礫堆と呼ばれている。円礫堆の厚さは 60 cm ～ 1 m ほどあり、用いられた円礫は墳頂部の他の円礫よりも大きい長さ 12 cm 程度のものである。また、円礫堆には、炭とともに、特殊器台や高杯をはじめとした各種土器類、勾玉形や人形などの土製品、鉄製品、そして弧帯文石の石片という多くの遺物が含まれており、墳墓上での葬送儀礼の様子を推測する重要な手がかりとなっている。

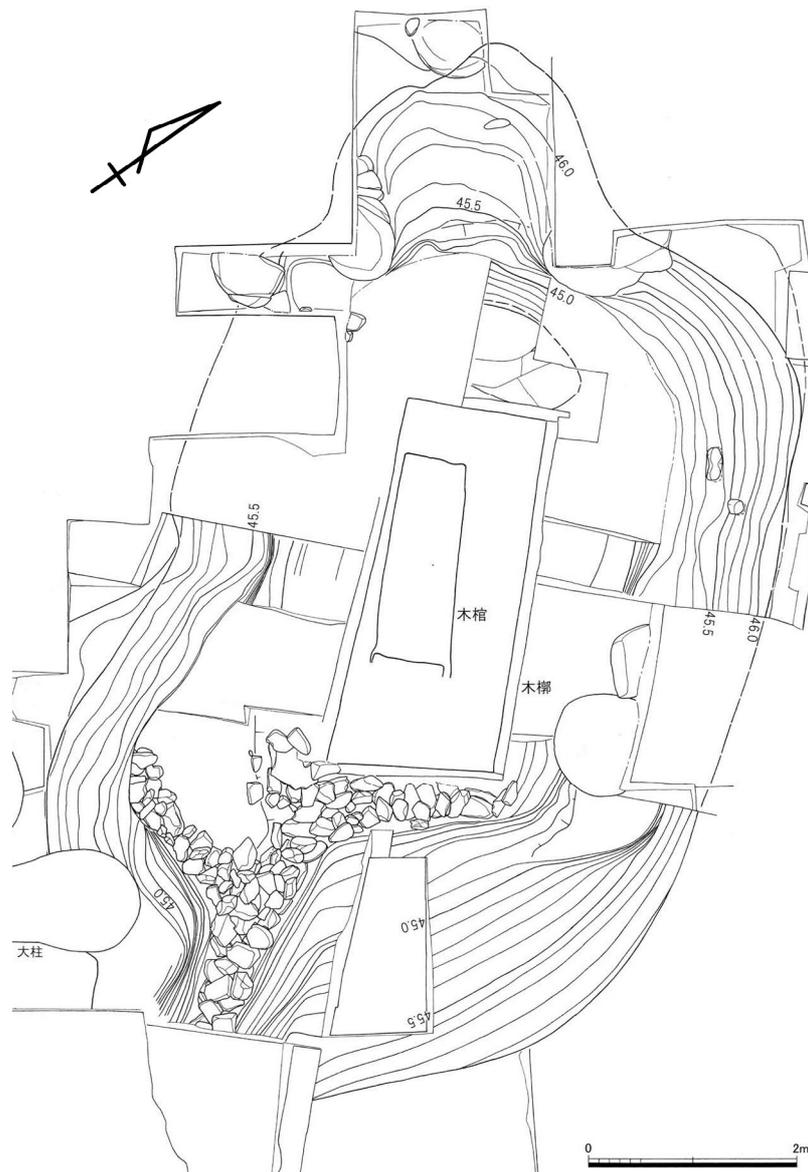


図 2-34 墓壙と木棺・木槨

### (ウ) 木棺・木槨

木棺は、内法の長さは 197 cm、幅は南側 72 cm、北側 59 cm の箱形であり、被葬者の頭部にあたる南側が広がっている。また、頭部が墳頂の中心になるように配置されたと考えられている。木棺の外側には木槨が設けられ、その内法の長さは中央付近で約 353 cm、幅は約 145 cm、高さは約 88 cm と推定される。近藤義郎は『楯築弥生墳丘墓』<sup>12)</sup> で木棺・木槨構造を次のとおり整理している。(図 2-35 参照)

「まず墓壙底に溝を掘り、礎版ともいべき留め板（部分によってはその下に補強の角材が置かれる）の上に側材と小口材を置いて安定を図る。側と小口が作る槨下方の内側部分に二、三十センチの厚さで土を置き、ついで槨の長軸にほぼ直角に角材か丸材かは不明な棧が置かれる。棧の痕跡は八本見つけたが一〇本くらいあったかもしれない。棧の上に槨の下底材が、下底板の上には大小不揃いの自然石の台石が三個ずつ二列に置かれ（高さは置き土や板切れなどで調整され）、その上に上底材が置かれてはじめて、木棺が乗せられ底に多量の朱が敷かれる。さらに木棺に蓋、続いて木槨にも蓋が被せられる。遺骸や副葬品は、木棺の蓋が置かれる前に納められる。」

12) 近藤義郎 2002 『楯築弥生墳丘墓』吉備考古学ライブラリィ・8, 吉備人出版

この記載にもあるように、木棺の底には、全面に朱が敷かれていた。その厚さは平均して1 cm前後であり、南側の頭部付近で最も厚く4～5 cm、北端では数 mm 程度のところもある。朱の総重量は32 kg以上に達するとされ、弥生時代には少量の朱を頭部や胸部などに薄く撒く程度の埋葬が多い中で、楯築遺跡では膨大な量の朱が用いられたことが明らかとなっている。

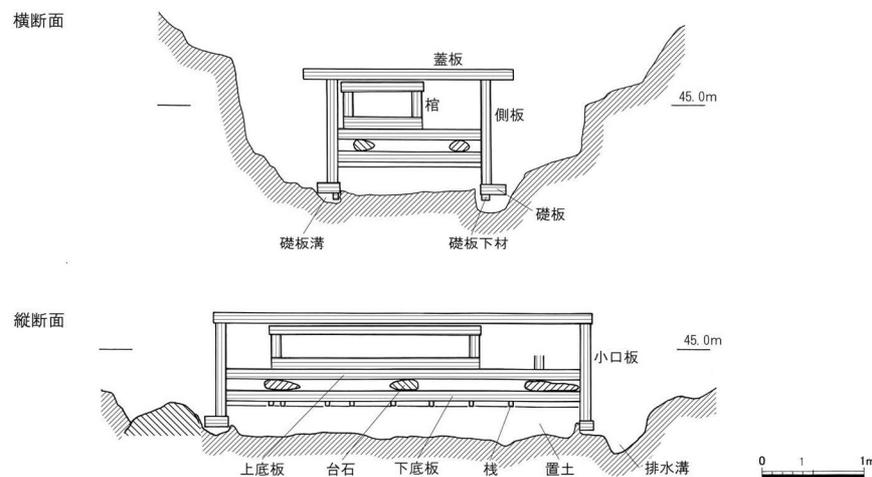


図 2-35 木槨・木棺の復元断面



写真 2-12 木槨・木棺  
(南東から)

## (工) 排水施設

墓壇底には石組の排水溝が設けられており、湧水への配慮がうかがえる。排水溝は、木槨南側の頭部木口部を取り囲むように始まって南東方向へ伸び、墓壇南端の支水路（長さ約 1.5m）と合流して墓壇外へと続いている。溝の幅は、木槨に接した部分で約 40 cm、深さは約 20 cmである。

## (オ) 第2主体等

墳頂平坦面の南東部、中心主体の南東約 11mの場所に位置する。墓壇は上縁で長さ約 3 m、幅約 1.4 mの隅丸長方形を呈し、深さ約 1.0～1.2m、墓壇底部は長さ 2.5m、幅 60～70 cmとなるU字形の断面形状である。埋土に多数の円礫が含まれていることから、墳丘完成後に円礫層を掘削して設けられたものと考えられているが、中心主体の被葬者との関係は不明である。

## ウ 出土遺物

### (ア) 副葬品

中心主体の副葬品は、埋葬時に身に付けていたとされる翡翠製勾玉 1、瑪瑙製棗玉 1、碧玉製管玉 27 からなる一連の首飾り（玉B群）と、傍らに置かれた鉄剣 1、多数のガラス製の細身管玉とガラス製小玉多数の一括（玉C群）である。この玉B群の間から歯の小片が見つかったことから、被葬者の頭部が確定された。この他に、碧玉製管玉 18 個からなる玉一連（玉A群）も出土しており、これは木棺蓋上に置かれたものが棺の腐朽とともに落下したものと考えられている。なお、玉A群の碧玉製管玉は但馬地域の玉谷産、玉B群の翡翠製勾玉は糸魚川



写真 2-13 中心主体の副葬品(玉A群・B群)

産、碧玉製管玉は朝鮮半島産の石材とされる。このように副葬品は簡素ではあるものの、吉備やその周辺地域の弥生墳丘墓と比べると、その種類・量ともに極めて豊かであったと考えられている。

一方、第2主体ではサヌカイトの角礫や小塊、土器片の出土のみで副葬品は確認されていない。

### (イ) 中心主体の円礫堆出土遺物

中心主体の円礫堆には、葬送儀礼に用いられたと考えられる多様な遺物が含まれている。

**土器類** 特殊器台、器台、壺、装飾高杯、高杯、脚付直口壺、家形土器が出土している。このうち特殊器台は3個体、器台は3個体、壺は4個体が確認されており、円礫堆の表層近く、北側に偏って分布している。このため、これらは円礫を積んで円礫壇を形成した葬送儀礼の最後の段階で用いられたと考えられる。一方、装飾高杯、高杯、脚付直口壺は、円礫堆の全体に散らばって出土しており、使用後に円礫とともに積み置かれたと考えられる。高杯と脚付直口壺は、合わせて100個体ほどが確認されており、その多くに焼成後の穿孔が認められる。装飾高杯は11個体、家形土器は2個体が出土している。

**土製品** 土製玉類（土製勾玉、土製管玉）と人形土製品が出土している。土製勾玉は、大小2種類の8又は9個体分が出土している。大形品のなかには三本の沈線間に綾杉文を施した丁字頭のものもある。土製管玉は大中小3種類の10個体分が出土しており、うち5個体は完形である。人形土製品は、いずれも破片であるが9個体分ほどと見られる。そのうち1個体は残りが良く、頭部を欠いた中空の上半身で、残存高は9.5cmである。全面に細かく綾杉文や刺突文などが施されており、肩から胸には勾玉をつけた首飾りが表現され、左手で勾玉を押さえる。右胸には小さな膨らみの表現があり、女性をかたどったものとも思われる。

**弧帯文石** 帯状の文様が表面に線刻された弧帯文石が、大小数百片に壊された状態で出土している。円礫堆の下半部、南側に偏って分布しており、その最下部から母岩となる大きな破片が検出されている。破片を接合した結果、平行四辺形の平面形状を呈し、最大長約60cm、幅約30cm、厚さ約16cm、重量は約48kgであった。また、上半部は細かく割れ、下半部はほぼ完存しており、上面から側面にかけて淡く灰色を呈している。これらから、この弧帯文石は、被葬者の頭部真上で上面から側面が火にかけられ、砕かれた後、その上に円礫とともに土器類や土製品などが積み上げられて円礫壇が形成されたものと考えられる。

**鉄製品** 38点が出土している。いずれも小さく細長い破片である。長さは大きなもので3cm、厚さは1～4mmほどで、折れ曲がったものも多く見られる。弧帯文石の製作などに用いられたノミ状工具でと考えられる。

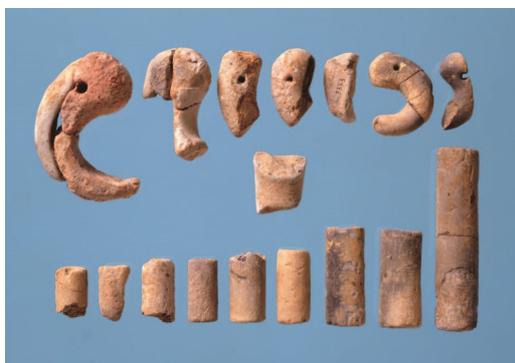


写真 2-14 円礫堆出土の土製玉類



写真 2-15 円礫堆出土の人形土製品（前面）



写真 2-16 円礫堆出土の弧帯文石

種子、炭 円礫堆の中の土には多くの炭が含まれており、弧帯文石の項で前述したように、葬送儀礼の中で火が焚かれていたことを示すものと考えられる。また、円礫堆の土の中には、モモ、クスノキの一種、カジノキなどの種子も含まれていたことが明らかになっている。

### (ウ) 特殊器台・特殊壺

弥生時代後期後半に吉備地方で成立、発展した特殊器台・特殊壺は、近藤義郎と春成秀爾の研究<sup>13)</sup>により、立坂型、向木見型、宮山型の順に移り変わり、都月型埴輪を経て円筒埴輪へと変化発展することが明らかにされている。楯築遺跡で出土した特殊器台・特殊壺は、立坂型の中でも最古の形式にあたるもので、円礫堆や両突出部、円丘部斜面を中心に、それぞれ10個体前後が確認されている。

**特殊器台** ほぼ完形に復元できるものは円礫堆から出土した1個体のみである。高さ1.12mと大形のもので、わずかに中膨れした長い筒部をもつ。筒部の上は口縁部、下は脚部として広がり、径はいずれも46.5cmである。口縁部には突帯や刺突文、波状文、横線文などの多様な文様、脚部には平行沈線文が施されている。筒部は3又は4つの籬(突帯)をもつ5つの間帯によって4つの文様帯が作り出されている。文様帯の文様は、細いへら描沈線により、最上段・最下段は綾杉文、中二段は中を線で埋めた三角文を複雑に組み合わせた文様である。各文様帯の四方には、無文部を伴う長方形の透かし孔が開けられている。色は赤褐色である。

この他の個体も似たような文様をもち、なかには丹が塗られていたものもある。丹が施された土器は特別な儀式に使われた器と考えられており、楯築遺跡でも何らかの儀式に使われたものと考えられる。

**特殊壺** 特殊器台の上に載せられるのが特殊壺であり、器高40cm前後で、ほぼ直立する幅広の口縁部の下に、タマネギ形の長い頸部と大きく広がる胴部をもつ特徴がある。口縁部は平行沈線や鋸歯文、波状文で飾られ、ほとんどのものに丹が塗られている。頸部には沈線がめぐり、中には斜線文などが施されるものもある。胴部には、3条の籬(突帯)がめぐり、その間は鋸歯文などが施される。いずれも底部に焼成後の穿孔(径2~5cm)が認められる。

### (工) 墳頂平坦面及び斜面円礫帯の出土土器

葬送儀礼は墳頂の中心主体付近が主となるが、それを取り囲む墳頂平坦面や斜面円礫帯にも土器類が並び配され、列石とともに葬送儀礼の場となる神聖な舞台をつくり出していたと考えられている。



写真 2-17 特殊器台  
(円礫堆出土)



写真 2-18 特殊壺  
(南西突出部前面出土)

13) 近藤義郎・春成秀爾 1967「埴輪の起源」『考古学研究』第13巻3号, 考古学研究会

墳頂平坦面北側では、高杯、小形器台、直口壺、装飾高杯などの他、特殊器台も出土しており、墳頂平坦面にはこれらの土器群が置かれていたことが明らかとなっている。その配置までは判明していないが、南東斜面裾の堆積土に墳頂平坦面にみられる器種の小片が含まれていたことなどから、墳頂平坦面全体に土器が配置されていたと考えられている。

また、円丘部や突出部をめぐる円礫帯の下方からも、転落・落下したと思われる特殊器台、小形特殊器台、特殊壺、長頸壺、家形土器などの大量の土器が出土しており、これらの土器群が円礫帯上に高密度で配されていたとみられている。なお、第1次調査時に北東突出部基部の第2列石付近で出土したほぼ完形の長頸壺は、弥生時代後期後葉（上東鬼川市Ⅲ式期）のものであり、調査の初期段階において遺跡の時期をほぼ確定するに至ることができた貴重な史料である。



写真 2-19 長頸壺  
(北東突出部基部・第2列石出土)

## エ 重要文化財「旋帯文石」

楯築遺跡のある片岡山に位置する楯築神社の御神体として祀られていた長さ 89.3 cm、幅 91.9 cm、高さ 36.2 cm の大型の石製品である。表面全面に特殊な帯状曲線入組文様が施され、正面には人間の顔のような彫り込みもみられる。

この御神体石は、『都窪郡誌』(大正 11 年(1922))掲載の「楯築神社縁起」によると「白頂馬竜神石」と称され、立石の真ん中に祀られていたことが記されている。この縁起の成立年代は不明であるが、『庄村誌』によると、天和年間(1681~1684)の社殿造営の際に、伝承に因んで西山宮から楯築神社に改名したとされ、この縁起書も同時期に成立したとも考えられる。



写真 2-20 楯築神社御神体の弧帯文石

成立年代が分かる史料での初出は、宝暦 7 年(1757)の『備中集成志』であり、楯築大明神について、「神体は石にて色々の異形の人形を彫りたる物なり」とある。一方、嘉永 6 年(1853)頃の成立とされる『備中誌』では、「近頃平石の青く三尺計り有るに足の形の付たるを何れの地よりか捜し出し是を神体とせり」としている。このように時期の違いはあるものの、江戸時代中期~後期には楯築神社の御神体として祀られていたことが史料で確認できる。

その後、楯築神社は、明治時代末の神社合祀政策により、明治 42 年(1909)に 700m 北西に位置する鯉喰神社に合祀されており、この時に社殿は取り壊され、御神体石も一緒に遷されたと伝わる。しかし、地元の人々の強い願いもあって、大正 5 年(1916)に御神体石だけがふたたび片岡山へと戻り、楯築遺跡の墳頂に御神体を安置するための石の祠が建てられた。

この御神体石は、地域では「亀石」と呼ばれていたが、後に近藤により「弧帯石<sup>14)</sup>」、「弧帯文石<sup>15)</sup>」

14) 近藤義郎 1984「巻頭図版 吉備の弥生墳丘墓」『えとのす』第 25 号, 新日本教育図書株式会社

15) 近藤義郎 1995「弥生墳丘墓における埋葬祭祀」『前方後円墳と弥生墳丘墓』青木書店

と名付けられている。なお、御神体石は、昭和 57 年（1982）6 月 5 日付けで、国の重要文化財（考古資料）に指定されており、その指定名称は「<sup>まひんたいもんせき</sup>旋帯文石」である。

名	称：旋帯文石
種	別：重要文化財（考古資料）
指 定 年 月 日	：昭和 57 年（1982）6 月 5 日
ト	書：岡山県倉敷市矢部楯築遺跡出土
員	数：1 箇
時 代 区 分	：弥生
指 定 理 由	：本遺品は、約三五〇キログラムの石灰岩系の岩石に人面を刻み、体部全体に帯状の紐を旋回させ束縛したような文様を精緻に彫成したものである。この文様は弥生時代の祭祀儀式に用いられた大形器台と同種で、祭祀、呪術的な様相を漂わせた、他に例のない遺品である。弥生時代社会をみるうえで欠かせない重要な遺品であるとともに、原始工芸の一水準をも示している。
指 定 告 示	：昭和 57 年（1982）6 月 5 日付け文部省告示第 98 号

この楯築神社の御神体の弧帯文石（以下、「神社弧帯文石」という。）は、2-2（1）に前述したように、それまで古墳址とされてきた楯築遺跡が弥生墳丘墓の可能性をもつとして注目されるきっかけになった石である。そして、楯築遺跡の中心主体の発掘調査において、神社弧帯文石と酷似した文様の弧帯文石（以下、「出土弧帯文石」という。）の破片が出土したことにより、楯築遺跡に伴う弥生時代後期の遺物であることが確実となった。

この 2 つの弧帯文石の特徴は表 2-6 のように整理できる。注目すべき点は、出土弧帯文石は神社弧帯文石に比べて小さく、体積比では 9 分の 1 ほどであること、また、神社弧帯文石のみに人の顔が描かれていることである。さらに、出土弧帯文石は葬送儀礼の中で火にかけて砕かれているのに対し、神社弧帯文石はほぼ完全な形で残されていることである。これらから、それぞれの弧帯文石のもつ役割が異なっていたと考えることができる。

なお、平成 11 年（1999）には、楯築遺跡に近接し、楯築遺跡に続く時期の弥生墳丘墓とみられる鯉喰神社弥生墳丘墓からも弧帯文石の破片が発見されており、弧帯文石は弥生時代後期後葉における吉備の大首長の座を示す一種の呪術的威具であったとも考えられている。

表 2-6 神社弧帯文石と出土弧帯文石の特徴

	神社弧帯文石	出土弧帯文石
共通点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上面、側面、小口に弧帯文を浮彫で刻む。</li> <li>・下面は帯の輪郭を彫り出すが、以後の工程を止め未完成とする。</li> <li>・帯の横断面形は凹型が基本である。</li> <li>・2 種類の切削方法を用いる。</li> <li>・原石を反映した形状である。</li> <li>・石材は同一（紅柱石質蠟石）である。</li> </ul>	
相違点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・完形で遺存する。</li> <li>・大きい。（重さ 400kg）</li> <li>・顔を表現する。</li> <li>・帯には太い沈線で中心線と側線を表示する。</li> <li>・側面の渦心円には基本的に帯を表現しない。内壁を十分整えないものが見られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼き割られる。</li> <li>・小さい。（復元重さ 49kg）</li> <li>・帯は細い沈線で表現され、中心線や側線はない。</li> <li>・帯の端をバチ形に広げ、帯の終わりを表現した箇所が多数見られる。</li> <li>・渦心円の斜面・内壁は平滑に仕上げ、側面の渦心円の中にも帯を表現する。</li> <li>・下面の渦心円には稜線・斜面を設けない。</li> </ul>

※宇垣匡雅 2021『楯築墳丘墓』岡山大学文明動態学研究所・岡山大学考古学研究室の「出土弧帯文石と神社弧帯文石」の諸要素の対比より作成

## 2-4 楯築遺跡の特徴と歴史的意義

### (1) 楯築遺跡の特徴

吉備における弥生時代の墓制は、土壇墓や木棺墓が群集して存在する形態から、ひとつの丘に基本的には等質的とされる複数の埋葬が行われるようになり、やがて中心となる埋葬主体が明確になって独立した墳丘墓へと発展していくという流れがある。その中において楯築遺跡は、人々が仰ぎ見る位置に墳丘を築き、特定のひとりの首長を埋葬した最も初期の例である。その墳丘は北東・南西の2方向に突出部をもち、主軸上で全長80mを超すという、それまでにはない巨大な墳丘墓であったことが特徴である。併せて、二重の列石・立石・円礫敷を配した墳丘構造、大規模な墓壇に複雑な構造をもつ木棺・木槨を納めて石組排水路を配した重厚な埋葬施設、木棺に敷かれた大量の朱、他地域との交流を物語る玉類や鉄剣などの副葬品も重要な特徴であり、これらから楯築遺跡は吉備における大首長を埋葬した墳墓であったと考えられている。そして、その墳丘上において、大首長の葬送のために、特殊器台や特殊壺、弧帯文石などを用いた墳墓祭祀が執り行われたのである。

その墳墓祭祀の全体像を明らかにすることは不可能であるが、調査によって得られた情報から、祭祀の流れは次のようなものであったと推定されている<sup>16)</sup>。

#### 楯築遺跡における祭祀の流れ（推定）

##### ① 儀器・用具の製作

- ・墳丘の築造に並行してさまざまな器財の製作がなされる。特殊器台をはじめとする大量の土器が製作され、弧帯文石石材の採取と加工が進められる。

##### ② 集落での祭祀

- ・葬送にかかわる祭祀すべてが墓上で行われたわけではなく、被葬者の死亡直後から集落内で祭祀がなされたと考えられる。

##### ③ 埋葬施設の構築と墓壇の埋め戻し

- ・墓壇掘削の後、木槨を構築する。
- ・墓壇を埋め戻す。墓壇がほぼ埋まった段階で大柱を設置する。（棺設置と大柱構築の先後関係は確定できないため順序は推定）
- ・木棺を納める。
- ・木槨の蓋が設置された後に墓壇上部を埋め戻し、それに合わせて木柱2・3を設置する。木槨上では埋め戻しの過程で朱を撒く。
- ・墳頂部上層盛土を敷設し円礫を敷く。これで墳丘が完成する。
- ・大柱、木柱の根元に朱を撒く。

##### ④ 埋葬施設上の儀式

- ・木柱2・3の位置をもとに被葬者の頭部位置を判断して弧帯文石を置く。高杯等5点ほどを穿孔ののち配置する。割った土製勾玉・管玉をその周囲に置く。
- ・燃料を持ち込み、弧帯文石と上記の土器・土製品を囲んで火を焚く。やがて弧帯文石が割れる。
- ・火が落ちた後に弧帯文石上部の破片を払い落とす。
- ・高杯の1つを近くに埋める。残りの高杯は破砕する。

##### ⑤ 円礫壇の形成

- ・割れた弧帯文石の上に、集落での祀りに用いた高杯をはじめとする土器類、モモ等の果実、鉄器などを円礫とともに積み上げる。円礫堆はかなりの量の朱を含むが、円礫壇構築の過程で撒かれた可能性とともに、集落での祀りに用いたものが入った可能性も考えられる。

##### ⑥ 特殊器台等の納置

- ・円礫壇の上面に大きめの円礫を敷く。
- ・特殊器台、壺、器台等の大形器種を中心に割り砕き円礫壇上に置く。

16) 宇垣匡雅 2021『楯築墳丘墓』岡山大学文明動態学研究所・岡山大学考古学研究室

## (2) 楯築遺跡の歴史的意義

宇垣匡雅は『楯築墳丘墓』において、楯築墳丘墓築造の歴史的意義を「祭祀の形成と伝播」の視点から、「楯築墳丘墓の構成要素」、「諸要素の統合」、「祭祀の伝播」、「前方後円墳成立の基盤」の4点で整理している。同書による整理に従い、「ア 3つの系譜をもつ構成要素と諸要素の融合・波及」、「イ 楯築遺跡の祭祀の伝播」、「ウ 前方後円墳成立の基盤」の3つの視点から、『楯築墳丘墓』において宇垣が記述している楯築遺跡の歴史的意義を次に示す<sup>17)</sup>。

### ア 3つの系譜をもつ構成要素と諸要素の融合・波及

楯築遺跡を構成する要素は、「①吉備以外の地域から導入された要素」、「②吉備に起源をもつ要素」、「③楯築遺跡の築造に際して新たに創出された要素」の3つの系譜に区分して整理できる。

#### ①吉備地域以外の地域から導入された要素

円丘と突出部からなる墳形、これは東の地域、播磨あるいは摂津に原形となる意匠があり、ここから導入された要素である。西の地域から導入した要素は多い。副葬行為そのものが後期前半の吉備地域では明瞭でなく、まれに玉類や鉄鏃1点を伴うものが見られる程度であったが、楯築遺跡では棺内、棺外それぞれに玉類が副葬される。副葬された玉類の代表となる棺内副葬のB群の勾玉は北部九州で盛行した丁字頭定形勾玉であり<sup>18)</sup>、鉄剣も北部九州製と推定されている。このため、副葬行為と副葬品の故地は北部九州としてよい。楯築での副葬の後、吉備地域の埋葬において副葬品の出土例は飛躍的に増加していく。北部九州では副葬をはじめとする葬送の思想、儀礼が長くつちかわれてきた。導入された大柱もそこでの長い歴史をもつ構造物であり、朱の使用もここが故地となる。また、甕棺の合わせ目に施される粘土の目張りの検討によって、被葬者遺体保護の思想は弥生時代前期末にさかのぼることが明らかとなっている<sup>19)</sup>。

北部九州にとどまらず、さらに西の地域、朝鮮半島から導入したのが木棺であるが、それだけでなく、石組排水溝も国内に事例が見られない以上ここに求めるべきであろう。石組みを設けて盛土を行う墳丘内列石の構築についても同様に考える。

#### ②吉備地域に起源をもつ要素

後期前葉以来、この地域では墓は山の上に築かれており、それを踏襲する。2重の列石は例がないが、列石を設けること、特に石材の配置手法は吉備地域の先行する墳墓で系譜を追うことができる。特殊器台・特殊壺や弧帯文は、いうまでもなく吉備地域で成立、展開した器種、文様であり、いずれもこの地域の祭祀を表象するものといえる。特殊器台については先行する型式があるが、楯築の段階で一回り大形化しそれが以降の標準の大きさになるとみられる。

#### ③楯築遺跡の築造に際して新たに創出された要素

大きく立体的な墳丘を築き、それを見せるということは、それまでの墳墓には認められない要素である。突出部は前記のように元になる意匠はあるとしても、新たな機能と形状を備えて作り出されたものである。遺構では円礫敷と立石は類例がなく、これも新たに作り出されたと考えら

17) 宇垣匡雅 2021『楯築墳丘墓』(岡山大学文明動態学研究所・岡山大学考古学研究室)からの転載による。ただし、「楯築墳丘墓」の「楯築遺跡」への表現の置換と遺跡所在地の記載の追加、アの楯築遺跡の構成要素への番号の付加及び四角囲み部分の項目立て整理の修正を加えている。

18) 米田克彦 2009「勾玉祭祀の波及—弥生時代の中国地方を中心に—」『考古学と地域文化』一山典選歴記念論集刊行会

19) 瀬戸田佳男 2019『農耕文化の形成と近畿弥生社会』同成社

れる。弧帯文石の設置位置や副葬品の配置から読み取ることができる被葬者頭部の重視はそれ以前からの思想であるかもしれないが、墳丘と被葬者頭位を関係づけることはここにはじまるとみられる。このほか、大量の土器を用いた圍繞もそうであるし、起伏に富んだ地形の中での大石の運搬や大量の円礫の搬入はそれまでの手法や技術の延長ではむずかしかったと思われる。これらは他から導入されたのではないとすれば、新たに編み出されたものとなる。

また、地域の内外にそれぞれの祖型はあるが、それを著しく大規模化しているのもこの遺跡の特性であり、朱の大量使用や2重の斜面列石の構築、特殊器台をはじめとする土器の大量使用など、随所に見ることができる。

このように、瀬戸内海沿岸から北部九州、朝鮮半島に至る範囲から多様な要素を取り込み、必要に応じて改変、拡大し、かつてなかった形状、構造をもつ墓として築かれたのが楯築遺跡である。これの築造にあたって留意されたのは、1つは墓を見せるということで、平野側からの景観を意識した墳端や斜面立石の配置からそれをうかがうことができる。もう1つは、被葬者の遺体保護で、木柵と排水溝でなされる防湿、排水といういわば技術的な部分とともに、斜面立石や列石で表示される遮蔽の観念からなる。これらで達成される遺体保護の目的は被葬者をいつまでも墳丘にとどめることであり、神と一体になった被葬者を祀ることであったと考える。

大柱の導入に象徴されるように、大陸の影響を受けつつ北部九州で形成された葬送の思想にかなりの部分を依拠する。しかし、思想や祭祀の単なる移植ではなかったことは、特殊器台に代表される吉備地域の思想がもう一つの柱となっていることや、新たな要素が付加されることから明らかである。吉備地域では武器崇拜の思想が発達せず、その一方で、農耕に関わる祭祀を大きく発展させており、それは器台の盛行や器台をはじめとする土器での鋸歯文の多用などで示される。これを受け皿として西の地域の思想や祭祀を受容したと考えることができる。中期末にはじまる製塩の急速な拡大は、鉄をはじめとする物資の対価を生産するものであろうし、広域にわたる交易は高塚遺跡（岡山市）での貨泉の一括出土などで裏付けることができる。そうした外部地域との頻繁な接触が他地域の思想の移入を容易なものとしたとみられる。

楯築遺跡の諸要素とそれらの波及状況を概観すれば、各要素が徐々に吉備地域に蓄積され、その集大成として楯築遺跡が成立したのではなく、要素全体を備えた王墓楯築がまず出現し、それが地域の内外に作用するという形をとったことがわかる。ただし、朱の使用については、みそのお墳墓群（岡山市）に先行する事例があり、黒住山遺跡（岡山市）資料も楯築に先立つとみられる。

前方後円墳の成立をめぐる議論において、それを構成する要素を保持する各地域なり集団が前方後円墳の創出に参画したとの見解がある。楯築遺跡の場合もここで述べたように構成要素の故地は広範囲にわたるが、要素の改変が自在になされており、それを保持していた集団が関与した形跡は見出しがたい。他地域の要素すなわち他地域の関与とみなす必要はないと考える。

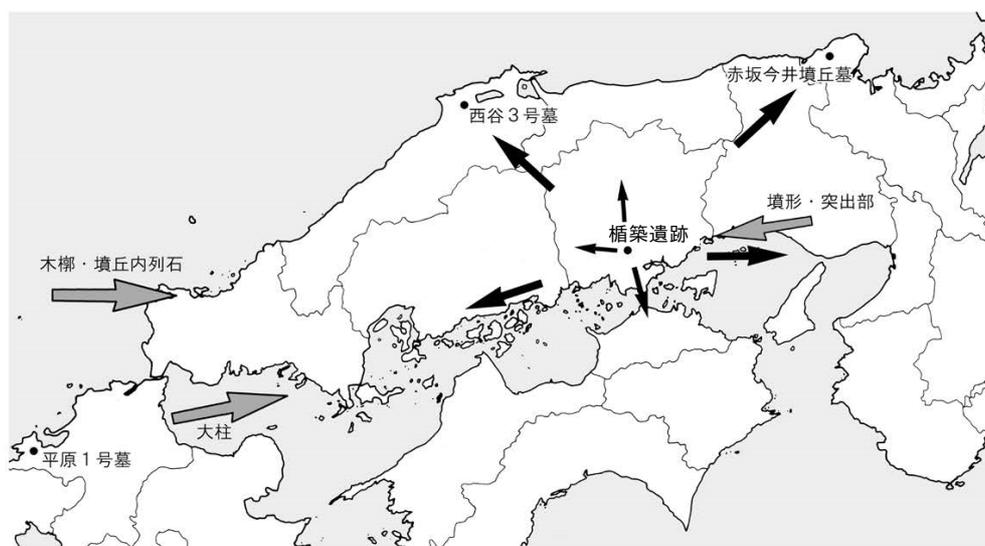
楯築遺跡の副葬品は玉を主体としており、玉を中心的なアイテムとしたことが明らかであり、これは地域内の立坂墳丘墓（総社市）、あるいは西谷3号墓（島根県出雲市）や赤坂今井墳丘墓（京都府京丹後市）なども同じである。北部九州で長く重視されてきた鏡ではなく玉を採用した理由について考察が必要となる。なお、平原1号墓（福岡県糸島市）も鏡は棺外足側に破碎して置かれており、棺内に副葬されるのは玉類である。

## イ 楯築遺跡の祭祀の伝播

こうして形成された葬送の思想、これは一種の宗教といえるものと考えている。物的な構成要素、大きく立体的な墳丘、木柱、防湿機能をもつ埋葬施設、特殊器台、弧帯文などであるが、そうした要素が広域に波及する。これらの要素は、単体で役割を果たすものではなく、祭祀のなかではじめて機能するものであることから、楯築の祭祀なり思想が伝わったと理解すべきである。波及の形は大きくは2つある。1つは首長間のネットワークを通じて伝わったとみられるものであり、北近畿の赤坂今井墳丘墓（京都府京丹後市）への木柱の伝播がその代表となり、西条52号墓（兵庫県加古川市）の墳形、列石についての評価が妥当とすれば、それらも含まれる。もう1つは地域内への面的な波及である。当然のことながら楯築遺跡築造の母体となった備中南部地域では木槨や立石を伴う墳丘墓が出現し、備中北部をはじめ備前でも木柱が採用される。特殊器台は楯築成立以前に一定の広がりをもつが、楯築遺跡築造を契機に備前へ広がる可能性がある。

興味深いのは出雲の様相である。西谷3号墓（島根県出雲市）には特殊器台・特殊壺が持ち込まれていることが明らかになっているが、特殊器台等の搬入はこの墳墓に限った葬儀への参会といった個別の事柄ではなく、後期後葉の出雲地域全体の様相である。後期後葉の出雲では、四隅突出形というそれまでの墳形は維持しながらも、それまで集落域と同一の面に築かれていた墳墓を丘陵上に築くようになり、飛躍的に大形かつ立体的な墳丘が出現する<sup>20)</sup>。木柱なり木槨といった個別の要素が部分的に伝播したのではなく、吉備の墳墓の要素が総体として伝わっている。出雲の特殊器台資料のなかで西谷3号墓が最も古く位置付けられるのではないことに留意すれば、まず特殊器台祭祀が波及したのちにいわゆる王墓が形成されるわけであり、地域全体への祭祀の波及に加えて、首長間のネットワークを介しての伝播があったと考えられる。

吉備で後期後葉に生み出された祭祀は葬送儀礼を中心とするが、特殊器台の用い方、あるいは弧帯文の使用、それが墳墓と集落の双方にまたがることからわかるように、葬送儀礼に特化したものではなく農耕儀礼を含むものである。葬送以外の吉備の祭祀の構成要素が、瀬戸内海を經由して東西の広範な地域に波及する状況が見られる。たとえば、新谷古新谷遺跡（愛媛県今治市）からは弧帯文を詳



(宇垣匡雅 2021『楯築墳丘墓』岡山大学文明動態学研究所、岡山大学考古学研究室発行に加筆)

図 2-36 楯築遺跡に見られる諸要素の導入と伝播

20) 宇垣匡雅 2016「特殊器台祭祀の性格とその波及」『古代吉備』第27集

細に描いた壺が出土しており、吉野ヶ里遺跡（佐賀県吉野ヶ里町）では特殊壺を模倣した土器が出土している。また、唐古・鍵遺跡（奈良県田原本町）などで弧帯文を刻む土器が多数出土しているが、この場合は、一方的な影響ではなく情報が行き来している可能性がある。

## ウ 前方後円墳成立の基盤

楯築の築造に際して形成された墳墓祭祀を中核とする吉備の祭祀は、吉備の縁辺部のみならず、中四国を中心に西日本各地に波及する。後期後半の西日本各地域のシンボルとして突線鈕式銅鐸や広形銅矛などが取り上げられる<sup>21)</sup>。これは各地域での農耕祭祀がそれぞれの形をとることを示すが、吉備で生成された祭祀はそうした地域性をこえた共通性をもたらすことになる。死した首長のためにそれまでになかった巨大な墳丘を人々が仰ぎ見る箇所に築き、神を招いて祀るという葬送の考え方が、最高首長間のネットワークを通じ、また、地域間の交流のなかで伝播し共有される。後期後葉における大形墳丘墓の築造は、各地で首長権が伸張し傑出した首長が誕生して王墓が叢生するのではなく、それを行うことによってそれぞれの地域社会に益をもたらすと観念された思想、宗教が波及したことを示すと考えるべきである。北部九州は思想の淵源の地としてこれに連なるが、いわばバージョンアップした祭祀の里帰りがあったことを前記の吉野ヶ里遺跡例や雀居遺跡（福岡県福岡市）木製短甲の弧帯文が示している。

葬送の思想が広範囲で共有されたからこそ、墓の形や棺の形式、副葬品などの斉一も可能となる。短期間のうちに西日本各地に前期古墳の築造がなされた理由はここにある。

後期後葉の吉備地域の墳丘墓は、一定の約束事はあるとはいえ墳形や外表施設の自由度が高く、斉一性のなかでの差異によって首長間関係を表示する前方後円墳のあり方との差は大きい。また、墳丘の規模をはじめとして、正円形の墳丘を形成する土木技術や巨大な墓を代々築く思想など多くの点で墳丘墓と前方後円墳の差は明らかである。しかし、墓の威容を見せるという楯築遺跡の築造の考え方は、続く前方後円墳のそれと同じである。圧倒的な大きさを築造工程を含めて示すことは既に政治性の発露といえるし、木槨の規模に一定の格差を見ることがもできる。前方後円墳が墳丘の規模と形で首長間関係を表示し、王権の在り処を示すものであるとすれば、そうした思想の原形は楯築遺跡ですべて用意されたということができ、それには突出部など個別の要素とともに祭祀そのものが含まれる。楯築遺跡は後に展開する古墳の起点となる存在であり、前方後円墳の祖型となる王墓である。楯築遺跡の築造は、長い墳墓の歴史のなかで大きな画期となる。

21) 松木武彦 1998 「戦い」から「戦争」へ『古代国家はこうして生まれた』角川書店

## 第3章 楯築遺跡の価値

### 3-1 本質的価値

楯築遺跡の本質的価値は、史跡の指定理由から、

#### 「弥生時代から古墳時代への墓制を考える上での貴重な遺跡」

と集約できる。

これは弥生時代の墓制の展開や吉備地域の繁栄の中で形成され、後に祭祀や葬送の思想とともに広域へと伝播・波及していくこととなる楯築遺跡の諸要素に深く関係づけられるものであり、前章に整理した楯築遺跡の特徴及び歴史的意義を踏まえ、次の5点で構成されるものと整理できる。

#### ア 弥生時代後期における全国最大級の墳丘墓

楯築遺跡は、円丘部から北東と南西に突出部をもつ墳形を呈し、その全長は80mを超えると推定される弥生時代後期における全国最大級の墳丘墓である。こうした規模の墳丘墓の築造から、楯築遺跡は地域の代表的な首長の墓と考えられ、弥生時代後期の吉備地域における大きな勢力の成立を裏付けるものとなっている。

首長のために巨大な墳丘を人々が仰ぎ見る位置に築き、墓の威容をみせるという葬送の思想は、後の時代に展開する古墳の起点となるものであり、楯築遺跡は前方後円墳の祖型になるとも考えられている。

#### イ 現在に残る神聖な墳墓祭祀の場

弥生時代後期における首長層の形成に伴い築造されるようになった首長墓の出現と同時に、墳墓祭祀が成立したものとみられる。

楯築遺跡の墳墓祭祀の中心は立石や列石に囲まれた円丘部の中央であり、中心主体部の円礫堆からは特殊器台や器台、壺、装飾高杯、脚付直口壺、家形土器などの土器、人形・勾玉形・管玉形の土製品、鉄製品、そして火を受けて砕かれた弧帯文石などの遺物が出土している。これらは、かつて墳丘上で執り行われた墳墓祭祀の一端を示し、その様子を想像する手掛かりとなっている。そして、円丘上に現存する立石や墳丘斜面にわずかに残る斜面立石は、墳墓祭祀の神聖な空間を現在に伝えている。

#### ウ 楯築遺跡において新たに編み出された墳丘構造

円丘部上に残る立石や円礫敷、墳丘斜面に残る二重の列石や円礫帯は、かつての円丘部の墳丘構造を現在に伝える。また、円丘部平坦面には大柱遺構や木柱跡、建物跡も確認されており、墳丘上には何らかの構造物が設けられていたと考えられている。

さらに、北東・南西へと伸びる2つの突出部は、住宅団地の造成及び給水塔の建設に伴い破壊されたものの、突出部の基部の遺構や奇跡的に遺存する南西突出部前面の遺構から、墳丘の規模・墳形に加え、その構造が明らかになっているが、突出部においても二重の列石と円礫帯がめぐり、突出部前面では三重の列石構造となっている。

二重の列石を配し、円礫敷と立石を設ける墳丘構造は楯築遺跡において新たに編み出された墳丘構造であり、楯築遺跡を特徴づけるものである。

## エ 首長の威勢を示す大規模かつ重厚な埋葬施設

楯築遺跡は、南北約9m、東西約5.5～6.25m、深さ約2.1mという大規模な墓壙をもつ。その中に、複雑な構造をもつ木棺・木槨を置き、石組の排水溝を取り付けて湿気対策を講じるという丁寧な埋葬施設である。

さらに、吉備地域の弥生墳丘墓の内部主体に置かれる朱の量は、一般的にごく微量であるが、楯築遺跡の中心主体では棺床面の全面に30kgを超える大量の朱が敷かれ、埋葬された首長の権威の大きさを物語る。

弥生時代後期におけるこのような大量の朱を用いた大規模かつ重厚な埋葬施設は、他に類をみない楯築遺跡の特徴である。

## オ 吉備地域の特徴と他地域との交流を示す出土遺物

楯築遺跡の副葬品は簡素であるが、翡翠製勾玉・瑪瑙製棗玉・碧玉製管玉の玉類は丁寧な仕上げがなされた当時の第一級の優品であり、岡山県及び周辺地域の弥生時代の墳墓の副葬品からすると群を抜いて豊かであるとも考えられる。これらの石材には、但馬地域や糸魚川地域、朝鮮半島などのものが用いられており、他地域との交流を示す。

また、弥生時代後期後半に吉備地域で成立・発展した特殊器台及び特殊壺が、中心主体部の円礫堆、円丘斜面部、両突出部を中心に、それぞれ10個体前後出土しており、吉備地域の墳丘墓の特色を表す遺跡の好例である。特に、特殊器台は最古の形式のものであり、特殊器台・特殊壺の成立と墳墓祭礼との関係を知る上でも貴重である。

さらに、墳墓祭祀に用いられ、墳丘上の円礫堆から出土した弧帯文石は、楯築神社の御神体である弧帯文石とともに、吉備の大首長の座を示す呪術的威具であったとも考えられている。

このように、吉備地域の特徴と他地域との交流を示す豊富な出土遺物から、埋葬された首長が有した強大な勢力と、そのもとに展開した他地域との交流の中で発展を遂げた吉備地域固有の文化を顕著に感じることができる。

## 3-2 副次的価値

楯築遺跡は、本質的価値に加え、次に示す副次的価値を有することにより、楯築遺跡固有の価値をより一層高め、魅力的な遺跡となっている。楯築遺跡の価値は、本質的価値と副次的価値の総体からなるものといえる。

### ア 弥生時代から古代にかけての吉備の勢力の痕跡を示す関連文化財群

楯築遺跡の周辺には、続く時代にも鯉喰神社弥生墳丘墓、女男岩遺跡、辻山田遺跡などの墳墓が築造されている。古墳時代前期には、矢部丘陵に矢部大塚古墳、中山茶臼山古墳など、中期には造山古墳、作山古墳などの前方後円墳が築造された。西山丘陵には中期に法伝山古墳、後期に王墓山古墳が築造される。また、楯築遺跡の石材の供給地であったとされる岩倉遺跡（岩倉神社）も楯築遺跡南東部に位置する。このように楯築遺跡の周辺では数多くの墳墓・古墳が築造されている。

弥生時代において群集墓から独立した墳丘墓へと展開する最も初期にあたる楯築遺跡は、吉備地域の墳墓・墓制を考える上での重要な転換点になる遺跡であったことに相違なく、これらの墳墓・古墳等と一体として捉えて「関連文化財群」として位置付け、活用していくことで、楯築遺跡はより一層、魅力的なものとなる。

### イ 地域住民に受け継がれる信仰の場

墳墓祭祀の場であった楯築遺跡は、弥生時代後期の人々の信仰を伝えるが、時代は下り、江戸時代には御神体の弧帯文石が楯築神社に祀られ、地域の信仰の対象になっていた。明治末期には楯築神社は鯉喰神社に合祀され、社殿は取り壊され、御神体の石も遷された。しかし、地元の人々の強い願いもあって、大正初期には合祀されたまま御神体の石はふたたび片岡山に戻り、石祠が建てられて祀られている。

現在、御神体の重要文化財「施帯文石」は収蔵庫に遷されており、鑑賞者は収蔵庫の小窓から垣間見ることができる。また、現在も円丘部中央には楯築神社の石祠や鯉喰神社跡の石碑や参道の鳥居が残り、地域の人々の信仰の場であり続けている。

### ウ 丘陵の樹林がつくる神聖な場の雰囲気と豊かな自然景観

丘陵上に位置する楯築遺跡は、円丘部の周囲を樹林が取り囲み、立ち並ぶ立石とともに神聖の雰囲気を感じられる景観が作りだされている。

また、この樹林は、遺跡周辺の住宅団地との緩衝帯としての役割を担うとともに、遠方からは緑の塊・帯として視認でき、吉備地域の歴史的な雰囲気を感じさせる自然景観をつくり出す要素となっている。

### エ 墳丘上からの眺め

かつての楯築遺跡の墳丘上は、東・北・西の3方向に視界が開け、眼下に足守川流域の平野が広がり、遠方の山々を望むことができたと考えられる。そして、現在も丘陵上の木々の間からは、鬼城山や吉備中山などの山々を望むことができる。

楯築遺跡の墳丘上からの眺め（眺望）は、視覚的な美しさだけでなく、楯築遺跡と周辺の地域や遺跡とのつながりを感じることができる点でも貴重である。

## オ 吉備津彦命の温羅退治伝説の舞台の一つとして人々に語り継がれる遺跡

吉備津彦命の温羅退治の伝説は中世後半には成立していたと考えられているが、楯築遺跡は、立石を配した特異な景観から、伝説の舞台として人々に語り継がれ、地域に根付いてきた。

このため、吉備地域のさまざまな文化財が関連して構成されるこの伝説をもとに設定したストーリー「桃太郎伝説」の生まれたまち おかやま ～古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語～」は日本遺産に認定されており、今後の楯築遺跡の活用を推進していく上で、温羅退治伝説の舞台の一つであることは重要な役割を担う。

### 3-3 地区区分

楯築遺跡の価値の確実な保存と遺跡の積極的な活用を図るために、史跡指定区域や楯築遺跡の価値を構成する諸要素の現状などを踏まえ、本計画の対象区域をA地区・B地区・C地区の3地区に区分する。

表 3-1 地区区分と地区の概要

区分	地区の概要	
A地区	史跡地区 (史跡指定区域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>楯築遺跡の中心をなす区域であり、本質的価値を構成する遺構（立石や円礫堆、墓壇・中心主体等）が集中している。</li> <li>史跡指定区域であり、これまでも継続的に発掘調査を実施している。</li> <li>史跡の中心地区として日常的な保存管理などを行う必要がある地区である。</li> </ul>
B地区	遺構地区 (史跡指定区域外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>楯築遺跡の想定される墳端の周縁 10mを含む区域であり、本質的価値を構成する遺構・遺物を包蔵する。</li> <li>これまでに発掘調査等の学術調査を実施しており、また、給水塔の撤去が予定されている。このため、学術調査の結果を受けて、史跡区域の追加指定について検討する必要がある地区である。</li> </ul>
C地区	調整地区 (史跡指定区域外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡指定区域外で、これまでの発掘調査他学術調査は限定的であるが、8基の古墳などの遺構が確認されているため、土地の改変などの行為があれば試掘調査等の措置を執り、保護措置等の方法を検討する必要がある地区である。</li> <li>史跡指定区域外で四阿や史跡の説明板・園路・公園利用者のための便所や駐車場等、史跡の活用のための各種施設の整備が想定される地区である。今後の施設整備の検討にあたっては、計画の対象範囲の拡大と併せた区域拡大も想定される。</li> </ul>

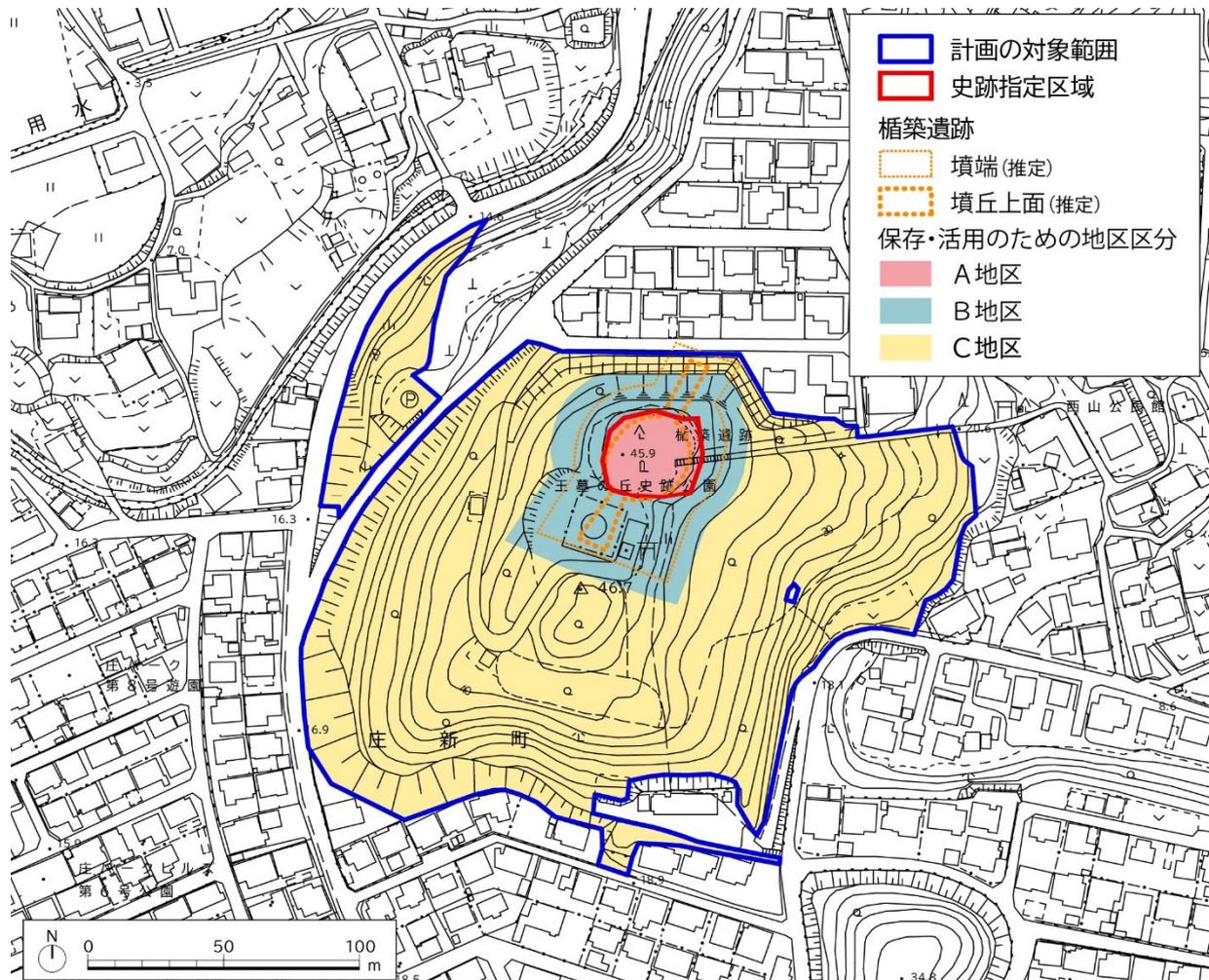


図 3-1 地区区分図

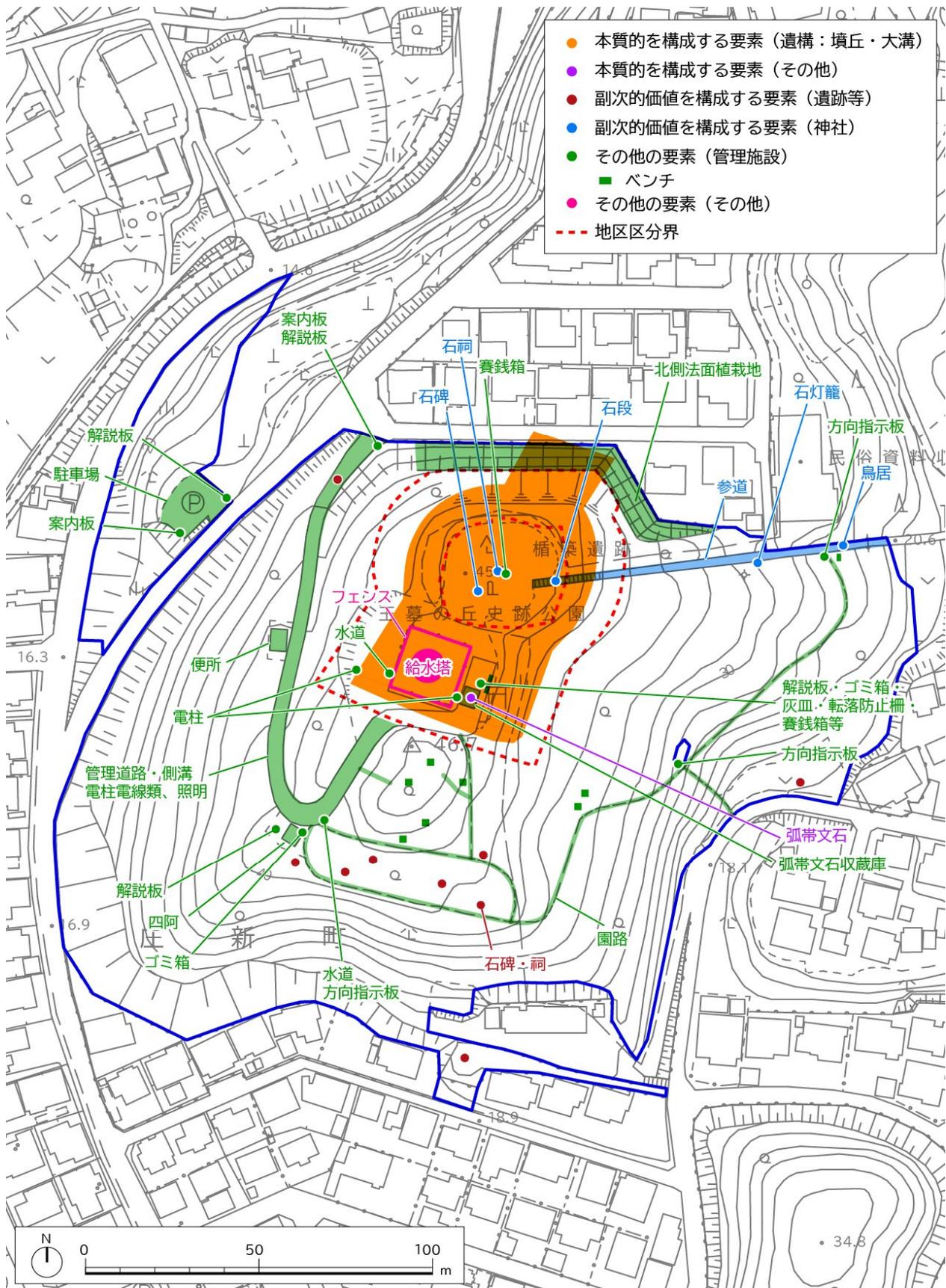
### 3-4 構成要素

楯築遺跡の本質的価値を構成する要素としては、墳丘、埋葬施設、出土遺物などが該当する。また、副次的価値を構成する要素、その他の要素を含め、楯築遺跡の価値を構成する要素は下表のとおりに整理できる。また、本計画対象区域外ではあるが、楯築遺跡周辺の関連文化財群も副次的価値を構成する要素といえる。

表 3-2 地区区分と価値を構成する要素

地区区分		分類	内容		構成要素		
史跡指定区域	A地区 (史跡地区)	本質的価値を構成する要素	遺構	墳丘	・ 円丘平坦部（円礫敷、立石、建物跡、柱跡） ・ 北～東の円丘斜面部及び北東突出部基部（第1列石、第2列石、円礫帯）		
				埋葬施設	・ 中心主体（墓壇、円礫堆、木棺・木槨の遺構・朱、石組排水溝） ・ 第2主体（墓壇、木棺）		
			出土遺物	・ 副葬品（玉類、鉄剣） ・ 円礫堆出土品（特殊器台、特殊壺、高杯、脚付小壺、装飾高杯、勾玉形・管玉形・人形・家形の土製品、弧帯文石、鉄製品、種子、炭等） ・ 墳頂部出土品（特殊器台、特殊壺、小形壺、小形器台、高杯、脚付直口壺等）			
		副次的価値を構成する要素	立地地形	・ 片岡山、地山の花崗岩石			
			神社	・ 楯築神社の石祠、参道石段（一部） ・ 石碑（楯築神社跡地）			
			樹林	・ 樹木			
		その他の要素	管理施設	・ 賽銭箱			
		史跡指定区域外	B地区 (遺構地区)	本質的価値を構成する要素	遺構	墳丘	・ 上記を除く円丘斜面部及び突出部基部（第1列石、第2列石、円礫帯） ・ 南西突出部前面（列石、大溝等）
						出土遺物	・ 特殊器台、特殊壺、長頸壺等
					その他	・ 弧帯文石（楯築神社御神体）	
副次的価値を構成する要素	神社			・ 楯築神社の参道石段（一部）			
	樹林			・ 樹木			
その他の要素	管理施設			・ 弧帯文石収蔵庫、賽銭箱 ・ 公園施設（照明、ベンチ、転落防止柵、ゴミ箱、灰皿、水道等） ・ 電柱電線類 ・ 管理道路			
	その他		・ 給水塔、フェンス				
C地区 (調整地区)	副次的価値を構成する要素		遺跡等	・ 王墓山向山1・8・9・11・14・15・16号墳 ・ 王墓山西山2号墳 ・ 石碑（3基）、石祠			
			神社	・ 楯築神社の参道、鳥居、石灯籠			
			樹林	・ 樹木			
	その他の要素	管理施設	・ 公園施設（園路、四阿、解説板、案内板、方向指示板、水道、便所、照明、ベンチ、ゴミ箱、駐車場等） ・ 電柱電線類 ・ 管理道路・側溝 ・ 北側法面植栽地				

注：対象区域に限る



※「本質的価値を構成する要素」は墳丘とその他のみ表示、「副次的価値を構成する要素」は樹林を除く

図 3-2 構成要素の分布



## 第4章 楯築遺跡の現状と課題

### 4-1 保存

#### (1) 保存の現状

#### ア 遺構の保存

##### (ア) A地区

A地区は、史跡に指定されている区域であり、双方中円形の墳丘墓の円丘頂部と北側から東側にかけての円丘斜面部及び北東突出部基部にあたる。概ね平坦な円丘頂部は、その大半が草地と裸地であり、部分的に樹木が生育する。また、立石が建ち並び、楯築神社の石祠や石碑も立地する。立石のうち、立石2・3は大きく傾いていたため、垂直に立て直されている。なお、史跡標柱は設置されていない。円丘頂部の樹木は立石1・2・4の付近や石段に付近にサカキ、立石4・5の外側にカイツカイブキが見られる他、西北部にはスギの大木なども見られ、円丘斜面部の樹林へと続く。発掘調査により確認された埋葬施設や円礫敷等の遺構は埋め戻され、これらの地下で保存されている。また、円丘頂部の端には、現存する数個の第1列石が見られ、北側から東側の地下には列石掘方と円礫帯が保存されている。

##### (イ) B地区

B地区は、双方中円形の墳丘墓の円丘斜面部と突出部を中心とする区域であるが、史跡には指定されていない。円丘斜面部には、クス、アラカシ、コナラ、クヌギ等の樹木が茂ってA地区の円丘頂部を取り囲み、西側から南側の地下には列石掘方と円礫帯が保存されている。

昭和40年代後半の住宅団地の開発により、北東突出部は破壊され、南西突出部には給水塔が建設されている。南西突出部は、給水塔建設の際に大きく削られ、その切土を用いて造成されたため、給水塔基礎部とその付近の遺構は失われ、遺物は攪乱を受けている。しかし、給水塔南側の南西突出部先端から列石等の遺構が検出されており、給水塔周辺には一部遺構が残る可能性がある。なお、給水塔の撤去工事は、令和6年度(2024年度)からの実施を予定している。

住宅団地・給水塔の建設後は、「王墓の丘史跡公園」となり倉敷市所有地であることから、開発等を受けずに公園として保存されている。

##### (ウ) C地区

C地区は、楯築遺跡の周辺地域にあたり、樹林が大半を占める。王墓山向山古墳群等の埋蔵文化財包蔵地が位置し、B地区と同様に、現在は「王墓の丘史跡公園」として保存されている。また、南側斜面には、慶応3年(1867)の銘のある墓碑等の石碑3基や石祠が残されている。

#### イ 出土遺物の保存

中心主体が埋葬された木棺から出土した土製品や特殊器台等の土器類などの出土遺物は岡山大学が所有している。保存処理は終了し、岡山大学考古資料展示室等に展示・保管されている。

#### ウ 維持管理

史跡指定地(A地区)は鯉喰神社の神社有地であり、楯築神社の氏子中と倉敷市が協力して管理している。

史跡指定地周辺(B地区・C地区)は倉敷市所有の公有地である。A地区とあわせて王墓の丘史跡公園として整

備されており、公園の維持管理の主管課は倉敷市教育委員会文化財保護課（以下、本章において「文化財保護課」という。）である。なお、給水塔の区域は、現在は倉敷市水道局の所管である（給水塔の撤去後に文化財保護課に移管予定）。

## エ 調査・研究の現状

昭和 51 年（1976）から倉敷市や岡山大学により合計 7 次わたる発掘調査を実施し、墳丘の規模や構造、埋葬施設の状況など、楯築遺跡の価値の解明に向けた成果をあげてきた。出土遺物についても、所有・保管する岡山大学により整理が行われてきた。調査・研究の成果をもとに、平成 4 年（1992）には『楯築弥生墳丘墓の研究』（近藤義郎、楯築刊行会発行）、令和 3 年（2021）には『楯築墳丘墓』（宇垣匡雅、岡山大学文明動態学研究所・岡山大学考古学研究室発行）などの報告書が刊行されている。

## （2）保存の課題

### ア 遺跡の価値の保存に関する課題

- ・これまでの調査により、円丘部の規模や構造は明らかとなり、大半が失われている突出部も、南西突出部先端の遺構が良好な状態で残ることが確認されてきたが、現在の史跡指定は双方中円形の墳丘墓の円丘頂部を中心とした一部区域のみにとどまっている。また、給水塔撤去に伴う調査により、今後新たに遺構が検出される可能性もある。

### イ 給水塔の撤去に伴う課題

- ・給水塔の撤去工事では、地下に遺構が残る可能性がある区域にも重機が入ることとなるため、地下遺構への影響が危惧される。
- ・給水塔の撤去工事の振動等が、立石・列石の転倒・崩落を引き起こすおそれがある。
- ・給水塔は地下深く（約 3.6m）まで基礎が設けられているが、地下構造物に関する詳細は資料が現存していない。

### ウ 調査・研究に関する課題

- ・発掘調査は遺跡の価値の解明には不可欠である一方、調査自体が必然的にその破壊を伴うという側面があるため、今後の発掘調査はその必要性を十分に検討した上で実施することが求められる。
- ・給水塔の建設により、その基礎部と付近の遺跡は破壊されているが、その周辺区域には南西突出部に関わる遺構等が残る可能性がある。このため、給水塔の周辺区域の発掘調査による遺跡の残存状況の確認が求められる。
- ・楯築遺跡のさらなる価値の解明に向けた出土遺物の研究が求められる。

### エ 維持管理に関する課題

- ・円丘頂部の表層では、遺物や円礫が、見学者の増加や雨水による表土の流出などにより、墳丘表面が侵食され露出している。また、端部では、丘陵を支える樹木の根が露出し、表土の流出が斜面部にも影響すると遺跡の崩壊を招くおそれがある。
- ・立石や列石の中には、既に大きく傾いているものもあり、転倒・崩落のおそれがある。
- ・楯築遺跡を含む本計画の対象区域は、周囲を樹林に囲まれた人目につきにくい場所であるため、盗難やき損などの犯罪の発生リスクが高い。

- ・近年は大型の台風や局地的短期間豪雨が増加するなど、災害の危険性がより一層高まっている。遺跡の価値を損なわないよう、防災・減災のための措置や緊急時の対応のあり方を明確にしておくことが求められる。
- ・本計画の対象区域の大半は市有地ではあるが、楯築遺跡の保存を永続的なものとするためには、現状変更についての取扱の考え方を明確にして、引き継いでいくことが求められる。

#### オ 景観に関する課題

- ・楯築遺跡の活用に向けた各種施設が景観への配慮がなく整備されると、現在の緑豊かな自然と調和した景観が損なわれるおそれがある。
- ・楯築遺跡は、人々が仰ぎ見る丘陵上に築かれた象徴的な墳丘墓であることが特徴の一つであり、現在も周辺地域から丘陵を仰ぎ見ることができる。また、墳丘上からも周囲を見渡すことができる。しかし、丘陵の周辺地域に大規模な建築物等が立地すると、それらの眺望が失われてしまうおそれがある。

## 4-2 活用

### (1) 活用の現状

#### ア 地域住民等による活用

楯築遺跡の円丘頂部には楯築神社の石祠があり、給水塔傍らの収蔵庫には御神体の弧帯文石が保管されている。江戸時代に円丘頂部の楯築神社社殿に御神体石が祀られた後、明治末期には社殿は取り壊され、一時的に御神体石は鯉喰神社に移されたが、大正初期には円丘頂部に石祠が建てられ、御神体石はふたたび片岡山へと戻された。そして、御神体石の「旋帯文石」としての重要文化財指定に伴って収蔵庫に遷されたが、地域の信仰の対象であることから小窓が付けられ、外部からも目にできるよう配慮されている。このように、楯築神社の氏子にとっての「信仰の場」であることは活用の重要な一側面といえる。

一方、楯築遺跡とその周辺区域は、「王墓の丘史跡公園」として、四阿やベンチ、散策路等が設けられており、近隣住民の散歩や憩いの場としても利用されている。また、地域の歴史を物語る大切な資源でもあることから、小学校の副読本に掲載され、地元の小・中学校では地域学習の場としても利用されており、市職員の出前講座や児童・生徒による新聞づくりなどの対象として取り上げられている。

#### イ 観光資源としての活用

「王墓の丘史跡公園」としての公園整備により、解説板等も来訪者に利用されている。平成30年(2018)5月、楯築遺跡を構成文化財の一つとする「桃太郎伝説」の生まれたまち おかやま ～古代規模の遺産が誘う鬼退治の物語～が日本遺産に認定されると、岡山県、倉敷市、岡山市、総社市、赤磐市の各自治体や観光協会等のホームページをはじめとした各種媒体やシンポジウムの開催等を通じた情報発信がなされてきた。また、倉敷市では、VR動画やパンフレットの作成、来訪者用の駐車場の整備や解説板の設置などを実施してきた。さらに、旅行会社などの民間団体においても、楯築遺跡と近隣の古墳や遺跡をあわせてめぐるバスツアーやウォーキングイベントなども開催されてきた。このように、現在、楯築遺跡には、全国各地から多くの観光客が訪れており、これらの観光客を案内する観光ガイドも造山古墳蘇生会により実施されている。

#### ウ 出土遺物の活用

楯築遺跡の発掘調査において出土した遺物は、岡山大学考古資料展示室で常設展示しており、見学申請を行うことで誰でも見学することができる。

### (2) 活用の課題

#### ア 情報発信に関する課題

- ・倉敷市のホームページ等における楯築遺跡の情報は位置や概要等に限られており、VR動画の配信等の新たな取組は実施しているものの、楯築遺跡の価値や魅力の発信が十分であるとは言い難い。
- ・倉敷市には、美観地区をはじめ、児島、玉島、真備などの市内各地域に数多くの観光資源が見られる中で、観光情報(パンフレットやホームページ等)では、大きく取り上げられることは少なく、埋もれてしまっている。

## イ 活用メニューに関する課題

- ・現在、楯築遺跡の現地では、遺跡を見学し、解説板から情報を得るのみで、その価値や魅力を十分に理解し、体感できるものとなっていない。
- ・地域住民が観光ガイドとなって解説を行い、観光客と交流するなど、地域住民が積極的に参画できるような活用ができていない。

## ウ 観光客等の増加に関する課題

- ・日本遺産の認定等により観光客等が急増し、多くの人々が墳丘上に足を踏み入れることによって、円丘頂部の裸地化が進行し、表土の流出による遺構への影響が顕著になってきている。
- ・楯築遺跡の周辺には住宅市街地が広がることから、観光客等の増加に伴い観光公害が生じるおそれもある。
- ・楯築遺跡の観光ニーズが高まる一方で、楯築遺跡への公共交通機関によるアクセス環境が整っていないことが観光活用を促進する上での課題となっている。

## エ 周辺の文化財との連携に関する課題

- ・日本遺産として、関連する構成文化財との一体的な活用に対して、より一層力を入れて取り組んでいくことが求められる。
- ・楯築遺跡の周辺地域には、王墓山古墳や日畑廃寺、鯉喰神社弥生墳丘墓をはじめとした数多くの特徴的な遺跡が位置する他、鯉喰神社などの神社や祭り・行事、古くからの佇まいを残す集落景観などの数多くの文化財（未指定を含む）が伝わるが、これらを関連づけた効果的な活用が実施できていない。

## オ 地域資源としての活用に関する課題

- ・楯築遺跡は、地域の歴史を伝えるとともに、信仰の場、憩いの場などの役割を併せ持つ地域資源でもあることから、観光活用だけでなく、地域住民による日常的な活用の視点も重視することが求められる。
- ・これまでも学校教育や生涯学習等と連携した活用は見られるものの、その取組は限定的であったため、より積極的な活用を展開することが求められる。

## 4-3 整備

### (1) 整備の現状

#### ア 保存のための整備

これまでの遺跡の保存のための整備は、第7次調査（平成元年（1989）8月23日～9月5日）の際に実施した大きく傾斜している立石2・立石3の立て直しと安全のための基部のコンクリート固定のみである。

なお、遺跡自体の保存ではないが、楯築神社の御神体石である弧帯文石が、昭和57年（1982）6月に「旋帯文石」として重要文化財に指定されたことを受けて、昭和58年（1983）に保管のための収蔵庫を整備している。

#### イ 活用のための整備

楯築遺跡とその周辺区域は、住宅団地の開発の際に、市が開発業者から寄付を受けて「王墓の丘史跡公園」として整備した。公園内には遺跡の解説板、便益施設としての四阿、ベンチ、園路、トイレ等を整備している。

また、日本遺産の認定を受けて、公園に隣接した区域に来園者用の駐車場（8台程度）を整備し、解説板も新設した。駐車場に設置した解説板及び四阿に隣接する解説板は、外国人向けに英語表記による概要も掲載している。

### (2) 整備の課題

#### ア 保存のための整備に関する課題

- ・墳丘の表土や円礫の流出が進む中で、遺跡の保存のための応急措置が緊急の課題となっている。また、立石や列石は、転倒・崩落のおそれも考えられるため、遺跡の価値の保存や来訪者の安全確保のための転倒・崩落防止対策の検討が課題となっている。
- ・大型の台風や局地的短期間豪雨などが増加する中で、表土や遺物の流出を防ぐための必要な保存整備方策等を検討し、実施しておく必要がある。

#### イ 弧帯文石の保管・展示に関する課題

- ・現在の弧帯文石の収蔵庫は、防犯上の視点から、弧帯文石を取り出すことのできない大きさの小窓から辛うじて目にすることができる状況であり、弧帯文石を目にしようと訪れる人も多い中で、その価値や魅力を発信できていない。
- ・現在の収蔵庫が位置する場所は南西突出部に近接するため、今後の史跡の追加指定の検討や墳丘の復元整備の方法等との調整のもと、保管・展示場所を再検討することが求められる。

#### ウ 遺跡の価値を発信するための整備に関する課題

- ・現地における楯築遺跡の価値や魅力の解説や情報発信は解説板のみであり、観光客等に価値や魅力を十分に伝えることができていない。
- ・楯築遺跡は、北東突出部が失われ、南西突出部も給水塔の建設のために削られた後、盛り土によって平坦に整地されているため、その特徴の一つである双方中円形の墳形や墳丘規模を現地で目にすることができない。また、かつて墳丘墓に巡らされた2つの列石は、その一部を残して大半は失われ、地下に掘り方の遺構を残すのみであ

り、現状からは墳丘墓の構造を想起することも難しい。このように、楯築遺跡の価値を最も分かりやすく示す墳形や墳丘規模、墳丘構造を現地で視覚的に捉えることができないことが課題である。

## エ 遺跡の復元整備に関する課題

・楯築遺跡の墳形、墳丘規模、墳丘構造を表現するためには、遺跡の復元整備をすることが考えられるが、そのためには次のような課題がある。

- ①北東突出部は、住宅地方向へと伸びており、全体像を復元することは難しい。
- ②南西突出部は、給水塔建設時に南西突出部の切土を使って造成されているため、土中には攪拌された土器や玉類などの遺物が多数含まれる。南西突出部の形状を復元するためには、この造成土を撤去して搬出する必要があるが、土中に含まれる土器や玉類の回収に多くの年月を要することが想定される。このため、南西突出部の復元整備にあたっては、その方法や期間などを慎重に検討する必要がある。
- ③列石の復元は、現存する列石掘方をき損する恐れがある。このため、列石の復元整備を行う場合は、整備箇所や手法などを十分に検討することが必要である。

## オ 遺跡の活用のための整備に関する課題

- ・駐車場は整備されているものの、駐車可能台数は8台のみであり、十分な駐車台数が確保できていない。また、観光バス等の大型車両が駐車できないことが、観光活用を妨げる一因となっている。
- ・来訪者は遺跡を見学して解説板から概要の情報を得るだけで、楯築遺跡の価値や魅力を味わえるさまざまなメニューを体験・体感しながら、学び・楽しむことができる環境が整っていない。
- ・駐車場やガイダンス施設等の規模等によっては、計画の対象区域を拡大して適地を検討することも必要である。
- ・楯築遺跡は丘陵上に位置することから、高齢者や身体障がい者等のアクセス性への配慮が必要である。また、日本遺産の構成文化財の一つとして、海外からの外国人観光客の増加も見込まれる。また、小・中学生等の校外学習の場としての活用も期待される。さらに、楯築神社としての信仰の場でもあることから、地域住民からはさまざまな活用の要望もある。このため、各種施設は、多様な層の意見を聴きながら、ユニバーサルデザインにより整備していくことが求められる。

## カ 周辺環境との調和に関する課題

- ・隣接する住宅市街地における生活環境との調和に十分に配慮して各種整備を実施する必要がある。
- ・丘陵を構成する樹木の維持管理や、施設整備にあたっての修景・植栽など、周辺地域からの墳丘への眺望や墳丘上の景観などに配慮する必要がある。

## 4-4 運営・体制

### (1) 運営・体制の現状

楯築遺跡の史跡指定地（A地区）の土地所有者は鯉喰神社であり、その維持管理は鯉喰神社の氏子中と倉敷市が協力して実施している。史跡指定地以外の区域（B地区・C地区）の土地所有者は倉敷市であり、王墓の丘史跡公園として整備されていることから、給水塔の区域（倉敷市水道局所管、給水塔の撤去後に文化財保護課に移管予定）を除き、維持管理の主管課は文化財保護課である。史跡指定区域の保存については、文化庁、岡山県教育委員会文化財課の指導をもとに実施している。楯築遺跡は、吉備史跡県立自然公園の区域内であり、必要に応じて岡山県自然環境課との連携・調整を図っている。

これまでの遺跡の調査については、第1次調査から第3次調査は岡山大学が中心となって実施し、史跡指定後の第4次調査から第7次調査は倉敷市が事業主体となって岡山大学等と連携して実施してきた。このため、出土遺物の多くは岡山大学が所有し、保管・展示等されている。

活用面では、日本遺産は倉敷市企画財政局企画財政部日本遺産推進室との調整のもとに、岡山市、総社市、赤磐市との連携をとっている。また、観光は倉敷市文化産業局文化観光部観光課、まちづくりは倉敷市建設局まちづくり部まちづくり推進課など、観光やまちづくりを所管する庁内関係各課に加え、地元の鯉喰神社・楯築神社の氏子中と連携をとっている。

### (2) 運営・体制の課題

- ・史跡楯築遺跡では、これまで管理団体は定めていない。しかし、今後、B地区の史跡への追加指定を目指す場合、多様な主体間の連携・調整を図りながら確実な保存と積極的な活用・整備を実施していくためには、倉敷市が管理団体となり、本計画の適切な運用・進行管理を行うことが望ましいと考えられる。
- ・これまでの発掘調査は、岡山大学が調査の実施主体であったが、今後は史跡整備に向けて、岡山大学等との連携を図りつつも、倉敷市が中心的な役割を担いながら調査を推進する必要がある。このため、倉敷市教育委員会は、遺跡の発掘調査を中心となって担える人員を確保・育成することが求められる。
- ・倉敷市教育委員会は、これまでも地域住民や大学、文化庁や岡山県、倉敷市の関係部局等との連携のもとに、保存・活用に取り組んできた。遺跡の確実な保存及び効果的な活用を推進していくためには、調査・研究、保存・管理、情報発信、観光・教育等の多様な活用に向けて、文化財保護課・埋蔵文化財センターの体制の充実に加えて、これまで以上に関係主体とのより密接な連携体制を構築することが求められる。特に、人口減少や少子高齢化、生活様式の変化等に伴い、遺跡のみならず、文化財の保存・活用の担い手が減少する中で、楯築遺跡を将来世代にわたって大切に守り、受け継いでいくためには、氏子中をはじめとした地域住民等や、次世代の担い手を育む地元の小・中学校等との連携体制を強化していくことが求められる。
- ・楯築遺跡は全国的にも注目される遺跡であり、全国各地に楯築遺跡を大切に思う愛好家がいる。また、民間のボランティア団体等も組織され、活動が展開されている。また、情報発信や観光活用においては、各種メディアや観光業者・交通機関、最新の科学技術をもつ企業等が重要な役割を担う。しかし、これまでは、これらの各主体との連携を十分に図ることができていなかった。楯築遺跡の価値や魅力を多様な形で発信し、活用していくことができる体制を構築することが求められる。

## 第5章 大綱・基本方針

### 5-1 大綱（基本理念）

楯築遺跡は、「弥生時代から古墳時代への墓制を考える上での貴重な遺跡」であり、「弥生時代後期における全国最大級の墳丘墓」、「現在に残る神聖な墳墓祭祀の場」、「楯築遺跡において新たに編み出された墳丘構造」、「首長の威勢を示す大規模かつ重厚な埋葬施設」、「吉備地域の特徴と他地域との交流を示す出土遺物」を本質的価値とする。

しかし、現在の楯築遺跡は、特徴を成す両突出部の大半を失い、南西突出部には給水塔がそびえるなど、その価値が伝わり難い状況にある。このため、日本の歴史の転換点を示す貴重な遺跡であるにもかかわらず、これまで十分な活用を進めることができなかった。

倉敷市では、令和4年（2022）6月議会において給水塔撤去の方針を打ち出し、今後、給水塔の撤去が進められる中で、遺跡の保存と活用の調和を図りながら、多くの人々が遺跡の価値を享受できる整備を進めていくことが求められる。特に、楯築遺跡は、日本遺産の構成文化財としての積極的な観光活用及び「地域の宝」として教育やまちづくり等への活用を通じて、地域住民の遺跡や地域への誇り・愛着を育み、生き活きとした地域づくりを担っていくことが期待される。

したがって、楯築遺跡の確実な保存及び周辺環境との調和のもとに、多くの人々が集い、憩い、学ぶ、まちづくりの核として磨きをかけていくことを目指し、次の大綱（基本理念）を設定する。

#### 大綱（基本理念）

**弥生時代から古墳時代への墓制を考える上での貴重な遺跡として、  
その価値を確実に守り、分かりやすく伝え、まちづくりへと効果的に活かす**

## 5-2 基本方針

大綱（基本理念）の実現に向けて、「保存」、「活用」、「整備」、「管理・運営」の各分野を図 5-1 のように関係づけながら、次の基本方針のもとに各種取組を実施する。

### 基本方針

#### ■ 保存

楯築遺跡の本質的価値を構成する遺構や遺物の確実な保存に万全を期し、楯築遺跡がもつ多様な価値を未来へと伝える。

#### ■ 活用

楯築遺跡の価値の発信や現地における魅力づくり、周辺の文化財等との連携等のもとに、観光、教育、まちづくりへと活用し、その取組を持続的に発展させる。

#### ■ 整備

楯築遺跡を確実に保存するための整備と、楯築遺跡を訪れる人々にその価値を分かりやすく伝え、効果的に活用するための整備の双方の調和を図り、相乗効果を生み出すことができる整備を行う。

#### ■ 運営・体制の整備

楯築遺跡に関係するさまざまな主体との連携の強化を図り、保存・活用の担い手の育成や官民協働の体制づくりを通じて、将来にわたって持続的な運営を行う。

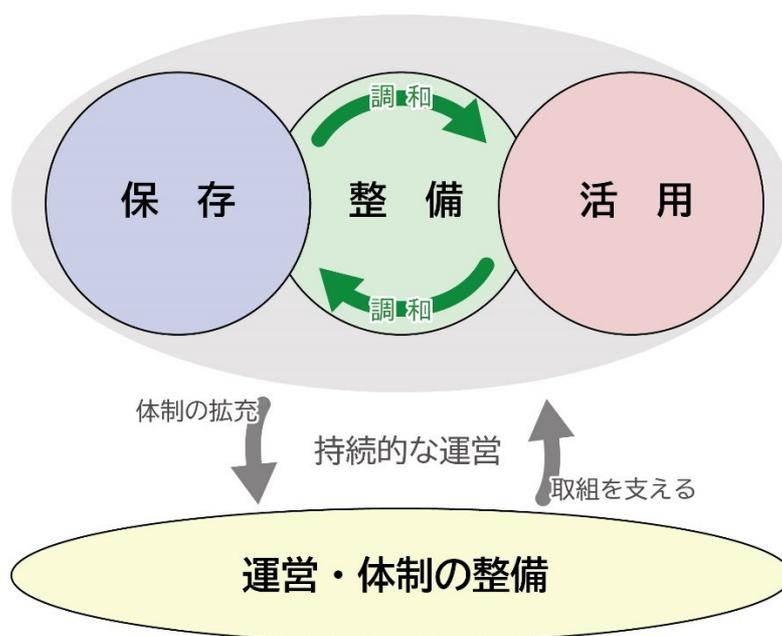


図 5-1 保存、活用、整備、運営・体制の整備の各分野の関係

## 第6章 保存

### 6-1 保存の方向性

楯築遺跡は、史跡指定地は神社有地、その他は公有地である。また、楯築遺跡の周辺には住宅市街地が近接している。このため、楯築遺跡の保存は、倉敷市教育委員会文化財保護課（以下、本章において「文化財保護課」という。）が中心となり、周辺地域の住民（楯築神社氏子など）との協議・調整のもとに協力して実施することを基本とし、次の5項目を柱とした保存の取組を実施する。

- ① 弥生時代後期における全国最大級の双方中円形の墳丘墓である楯築遺跡の価値を確実に保存するため、史跡指定地の追加指定を検討する。
- ② 給水塔の撤去は、給水塔周辺区域の地下に残る可能性がある遺構に対して、十分な保存の措置を講じた上で実施する。
- ③ 出土遺物の研究及び必要に応じた発掘調査を通じて、楯築遺跡のさらなる価値の解明に向けた取組を進め、その成果を今後の保存・活用・整備に活かす。
- ④ 遺跡の保存のための必要な措置を講じるとともに、適切な通常管理と緊急時の対応及び地区区分に応じた保存の方法を明確にし、楯築遺跡の本質的価値を構成する遺構・遺物を確実に保存する。
- ⑤ 史跡に相応しい景観並びに人々が仰ぎ見る丘陵上に築かれた楯築遺跡への眺望を保存する。

65 ページに前述したA地区、B地区、C地区の3つの地区区分に応じた保存の方針は次のとおりとする。

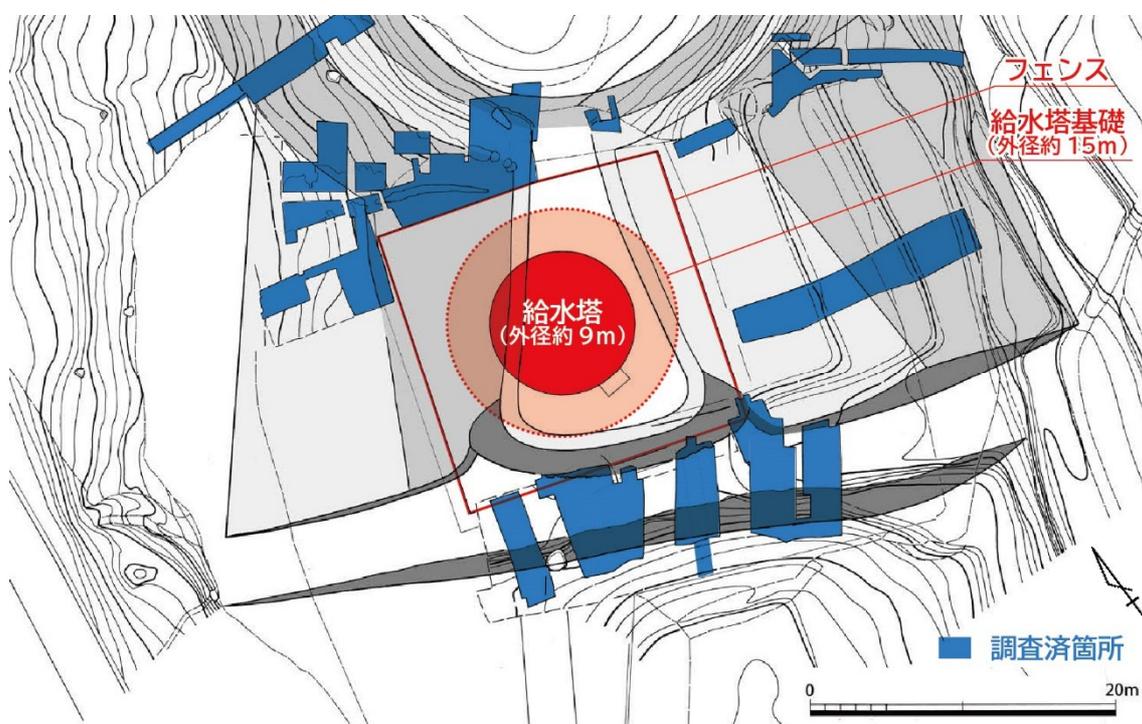
#### A地区

- ・ 史跡楯築遺跡の本質的価値を構成する要素を確実に保存する。また、副次的価値を構成する要素として楯築遺跡の保存や活用に資するものは適切に管理する。
- ・ 現状変更等の取扱方針・取扱基準を定め、法令等に基づき適切に対応する。
- ・ 墳丘表土の保全や立石の転倒防止のための対策を検討する（盛土や草本による表土保全、落葉清掃の頻度の調整など）。
- ・ 三次元測量データ等を用いながら、墳丘表土や立石の状況をモニタリングし、必要に応じて、立ち入りを制限する区域の設定を行うとともに、中長期的な整備及び維持・管理の方法を継続的に検討する。
- ・ 樹木については、遺構の保存に大きな影響を及ぼす場合を除き、伐採・伐根しないことを原則とし、遺構の保存及び防災、史跡内外からの景観に考慮しながら、剪定・枝打ち・つる切り等の適切な管理を行う。
- ・ 当面は土地の公有化を行わない。

#### B地区

- ・ 楯築遺跡の本質的価値を構成する要素が多く位置することから、保存すべき範囲の検討を踏まえて、史跡の追加指定を目指す。

- ・埋蔵文化財包蔵地としての保存を前提とした上で、現状を変更することとなる各種行為への対応は、A地区の現状変更等の取扱方針・取扱基準に準じた考え方を採用する。
- ・給水塔の撤去は、次の点に留意して実施する。
  - ①給水塔周辺区域で確認されている遺構（南西突出部前面の列石、西くびれ部の第1・第2列石の抜取跡・掘方等）及び地下に残る可能性がある遺構（図6-1に示す給水塔基礎よりも外側区域に想定される遺構）に影響を及ぼさないよう養生鉄板を設置するとともに、重機の重量や配置等に配慮する。
  - ②撤去工事に伴う振動等で立石・列石が転倒・崩落しないよう配慮する。
  - ③給水塔の地下構造物を撤去する場合は、その状況を確認しながら、撤去深さの検討を含めて慎重に進める。
- ・給水塔周辺区域については、遺構の残存状況を確認するための発掘調査を実施することを検討する。調査の具体的な箇所と方法については、今後、専門家の意見を聴きながら決定していく。



※ベース図は、宇垣匡雅『楯築墳丘墓』（2021、岡山大学文明動態学研究所、岡山大学考古学研究室発行）に示された墳丘復元図を使用している。（墳丘の主軸上の全長は83m推定、円丘部の主軸直行方向の直径は49mとし、斜面の勾配が強くなる順に濃い色を用いている。）

図6-1 給水塔基礎の範囲と給水塔周辺のこれまでの調査箇所

## C地区

- ・王墓山向山古墳群等の古墳が位置することから、これらに関する区域における土木工事や調査を目的とした発掘を行う場合には、文化財保護法第93条、第94条の規定により取り扱い、必要な保存措置を講じる。
- ・C地区は楯築遺跡の保存・活用に必要となる各種施設の整備が想定される区域である。周辺からの楯築遺跡の見え方に大きく影響する区域でもあるため、新たな施設整備にあたっての樹木の伐採・伐根は必要最小限にとどめる。また、既存の施設並びに今後設置する施設の適切な管理を実施するとともに、定期的な除草・清掃などを実施し、史跡に相応しい景観の保存を図る。

## 6-2 保存の方法

### (1) 通常管理

通常管理とは、遺構や施設のき損、遺物の盗難などの遺跡の価値が損なわれる状況を未然に防ぎ、また、遺跡を保護し快適な空間を維持するための管理である。遺跡の価値を構成する諸要素の定期的な点検・見回り、説明板などの施設の管理、定期的な除草・清掃などがあげられる。

定期的な見回り・点検や施設の管理は文化財保護課が行う。定期的な除草・清掃などは文化財保護課と地域住民（楯築神社氏子等）が協力して行うこととし、分担は文化財保護課と地域住民の協議により決定する。この他、不法投棄、違法駐車、有害動物等への対処については、倉敷市の関連部局と連携し、地域住民等と協議して実施する。異常や破損等を地域住民や来訪者が確認した際は、文化財保護課への速やかな連絡を求める。

定期的な見回り・点検では、円礫敷等の遺構の露出の状況、枯損木・倒木・危険木の有無や樹木の生育状況、管理施設等の工作物の破損・劣化の有無などを点検する。特に、遺構の保存に経年的に影響を及ぼす恐れのある墳丘上の樹木の生育状況、墳丘表土の浸食・流失の状況、崩落等の危険性のある箇所は、観察・確認に留意する。

定期的な見回り・点検において破損や異常が確認され、史跡の保存のための適切な措置を講じる必要がある場合は、岡山県教育委員会文化財課に報告して協議を行う。文化財保護課では必要に応じ、き損届等の事務処理を速やかに行い、復旧が必要な場合は復旧届、終了後に完了報告の提出を行う。また、墳丘表土の浸食・流失などの管理方法に起因する課題への対処が求められる場合には、専門家の意見を聴きながら管理方法を検討して改善する。

### (2) 緊急時の対応

緊急時の対応とは、風水害や震災など自然災害、遺構や管理施設の破壊やき損、盗難などの人的災害が発生した後に行う臨時的な管理方法である。

臨時的な措置が必要となる事態を未然に防ぐため、前項に示す通常管理を適切に実施しておくとともに、自然災害（強風、豪雨、地震、落雷・火災等）による被害が予想される危険箇所の抽出を行い、予防や拡大防止のための措置を検討・実施する。また、発災時に備えて、関係機関・組織や地域住民等との間での情報収集・伝達体制を整える。

大雨や強風が予想される場合は、文化財保護課職員等が巡回し、崩落等の危険が予想される箇所等については、シートでの養生などのき損を最小限に抑えるための対策をとる。

強風や大雨及び揺れが強かった地震後は状況確認を行い、被害を確認した場合は、被害状況を文化財保護課から岡山県教育委員会文化財課を通じて文化庁に報告し、緊急的な対策方法や、災害復旧等の方法について協議を行う。その後、遺構の破壊等が確認された場合にはき損届など必要な行政事務を迅速に行う。

来訪者等の安全が確保できない危険箇所等が確認された場合は、一般者の立ち入りを制限するなどの安全対策を講じるとともに、地域住民への説明を行い、安全対策や遺跡の保存対策への協力を依頼する。

通常管理による定期的な見回り・点検や地域住民・来訪者等からの報告により、破壊やき損、盗難などの人的災害による被害を確認した場合は、速やかに警察へ連絡するとともに、地域住民やその他の文化財所有者・管理者、岡山県及び周辺市町村に対して被害状況等を連絡・報告し、第二・第三の被害の発生を食い止める。

なお、緊急時の対応後の復旧に際しては、遺構の保存を大前提とした上で、十分な調査をふまえ、遺跡の本質的価値や周辺景観との調和等の整備効果を検討し、専門家等の指導のもとに適切な手法で行う。

### (3) 調査・研究

これまでの発掘調査により、楯築遺跡の規模や構造等は概ね解明できている。このため、今後は遺構の保存を第一義とした上で、必要に応じて専門的知見を踏まえた調査計画を作成し、必要最小限かつ効果的な調査を実施する。

出土遺物については、文化財保護課・埋蔵文化財センターと岡山大学との連携・協力のもとに研究を進め、楯築遺跡のさらなる価値の解明に向けた出土遺物の研究を進める。

なお、調査・研究の成果については、今後の保存・活用・整備の基礎資料となることから、速やかに報告書を刊行する。

### (4) 景観及び周辺環境の保全

楯築遺跡を含む本計画の対象区域は吉備史跡県立自然公園(普通地域)に指定されている。本計画の対象区域は、神社有地である史跡指定地を除き市有地であり、(5)に後述するように、史跡指定地(A地区)では、現状変更等を厳しく制限することから、区域内における行為の主体は倉敷市となる。倉敷市が公園事業を執行する場合には知事との協議を行う必要がある。従って、今後、遺跡の保存・活用のために必要となる施設(園路やガイダンス施設、解説板・説明板、休憩施設、駐車場などの便益施設等)を整備していく際には、岡山県立自然公園条例との整合を図りながら、知事との協議により、遺跡内外の景観及び周辺環境の保全に十分に配慮した規模・配置・形態・意匠・色彩等としていくこととする。

また、景観法・倉敷市都市景観条例に基づく行為の届出(倉敷市が実施する行為は通知)制度にも従いながら、良好な景観の保全・形成を図るものとする。特に、楯築遺跡は人々が仰ぎ見る位置に築かれた巨大な墳丘であり、周辺地域からの墳丘への眺望及び墳丘上からの眺望が重要であることから、双方の調和を図りつつ、担当課との連携・調整のもとに、楯築遺跡の周辺地域における景観の保全・形成の方策を検討していくこととする。

### (5) 現状変更等の取扱

#### ア 地区ごとの制限方法

文化財保護法第125条第1項の規定に基づき、史跡指定地において現状変更等を行おうとする場合は、原則として文化庁長官の許可が必要となる。なお、文化財保護法施行令第5条第4項に規定された現状変更等については、都道府県又は市の教育委員会(本史跡では倉敷市教育委員会)がその事務を行うこととなっている。

楯築遺跡では、現在、A地区のみが史跡に指定されていることから、当該許可制度の対象はA地区である。

一方、B地区では楯築遺跡の史跡指定地以外の区域、C地区では王墓山向山1・8・9・11・14・15・16号墳と王墓山西山2号墳の8基の古墳が、周知の埋蔵文化財包蔵地にあたる。これらの区域においては、文化財保護法第93条、第94条の規定により、土木工事等や調査を目的として発掘する場合には、文化庁長官への届出(倉敷市が行う行為は通知)が必要とされ、その事務は都道府県又は市の教育委員会(倉敷市教育委員会)が行うこととなっている。従って、B地区及びC地区では、当該届出(通知)制度の規定に基づき、埋蔵文化財の保存等の措置を講じることを基本とする。

ただし、B地区では、楯築遺跡の本質的価値を構成する要素が多く見られ、現状変更等に対して適切な保存の措置を講じることが求められることから、A地区を対象に設定する「ウ 現状変更等の取扱方針」及び「エ 現状変更等の取扱基準」の内容に即して、現状変更等に対応(法令に基づく制限なし)していくものとする。

## イ 現状変更等の対象行為と許可申請

文化財保護法第 125 条第 1 項では、「現状変更等」は、「現状を変更する行為」と「保存に影響を及ぼす行為」としている。「現状を変更する行為」は、現状の物理的変更を伴う一切の行為をいう。また、「保存に影響を及ぼす行為」は、物理的に現状に変更を及ぼすものではないが、史跡の保護の見地から将来にわたり支障をきたす行為をいう。

楯築遺跡の史跡指定区域（A 地区）における現状変更等の許可が必要な行為は、次のものが例示できる。

### 現状変更等の許可を必要とする行為の例

#### ① 文化庁長官による許可が必要な行為（②に示す行為を除く）

- ・ 地形・土地の形状の変更
- ・ 樹木の伐根・植栽
- ・ 工作物の設置、改修、除却（現在は、石祠、賽銭箱、参道石段、石碑が設置されている）
- ・ 史跡の活用に伴う遺跡整備事業
- ・ 史跡の発掘調査 など

#### ② 倉敷市教育委員会による許可が必要な行為

- ・ 盛土や掘削を伴わない現状を変更する行為及び保存に影響を及ぼす行為
- ・ 樹木の伐採（伐根を伴わないものに限る）
- ・ 工作物の設置、改修、除却（改修は、設置日から 50 年を経過していないものに限る）
- ・ 史跡の管理に必要な施設（標識、説明板、境界標、囲いその他の施設）の設置、改修
- ・ 史跡の保存のため必要な試験材料の採取 など

一方で、文化財保護法第 125 条第 1 項には「ただし書」があり、「維持の措置」、「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」、「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は、許可を不要としている。ただし、これらの行為を実施する際には、倉敷市教育委員会と事前協議するものとし許可を不要とする行為に該当するかどうかは、具体的な行為の内容を勘案して判断する。

### 現状変更等の許可を必要としない行為の例

#### ① 維持の措置

- ・ 史跡が部分的にき損している場合の原状復旧（価値に影響を及ぼすことがない場合に限る）
- ・ 史跡のき損の拡大を防止するための応急措置
- ・ 史跡の一部がき損し、当該部分の復旧が明らかに不可能な場合における当該部分の除去（保存に影響を及ぼす伐根等は除く） など

#### ② 非常災害のために必要な応急措置

- ・ シートによる遺構の保護
- ・ 立入禁止柵などの設置
- ・ 倒木の撤去 など

#### ③ 保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの

- ・ 清掃、除草・下草刈り
- ・ 樹木の管理（枯損木・倒木・危険木の伐採・撤去、枝打ち・つる切り、添え木等の設置等であって、景観や周辺環境への配慮又は安全性の確保のために実施するもの） など

## ウ 現状変更等の取扱方針

楯築遺跡においては、史跡の保存・活用のための整備や管理・運営のための整備などの現状変更の行為等が想定される。史跡指定地であるA地区は、本質的価値を構成する要素が集積する区域であるため、A地区（史跡楯築遺跡）における現状変更等は、史跡の保存・活用に資するもの又は防災・安全の確保に関するもの以外は認めないことを原則とする。

## エ 現状変更等の取扱基準

「現状変更等の取扱方針」を踏まえ、史跡指定区域（A地区）において現状変更等の許可を要する行為の「現状変更等の取扱基準」を表6-1のとおり定める。取扱基準の運用にあたっては、必要に応じて文化庁及び岡山県教育委員会文化財課の指導・助言を受けて具体的な取扱を判断し、適切に対応する。

表 6-1 現状変更等の取扱基準（史跡指定区域：A地区）

区分	取扱基準
共通事項	○原則として、現状変更は認めない。 ただし、史跡の保存・活用に資するもの又は防災・安全の確保に関するものであり、かつ史跡の保存及び史跡として相応しい景観に及ぼす影響が軽微であるものについては、適切な保存の措置をとった上で認める。なお、影響が軽微なものかどうかは、具体的な行為の内容を勘案して判断する。
建築物の新築	○建築物の新築は認めない。
工作物の設置（新設）	○史跡の保存や防災・安全の確保に必要な工作物又は史跡の管理に必要な施設（標識、説明板、境界標、囲いその他の施設）の設置（新設）以外は認めない。 ○工作物を設置（新設）する場合は、遺構の保存や史跡景観に配慮した工法・材料によることとする。
工作物の改修・撤去	○既設又は今後整備する工作物については、適切な維持管理や改修等を行う。 ○き損や老朽化などによる工作物の撤去は認める。
園路等の敷設	○原則として、園路等の敷設は認めない。 ただし、史跡の保存・活用や防災・安全の確保に必要なものであり、遺構の保存に影響を与えないものであり、かつ史跡景観に及ぼす影響が軽微なものについては認めることがある。
地形・土地の形質の変更	○原則として、地形・土地の形質の変更は認めない。 ただし、墳丘の保存や調査成果に基づく修復・復元、遺構の表現、史跡の保存・活用や防災・安全の確保のために必要な小規模の土地の形質の変更については、遺構の保存に影響を与えない範囲で認めることがある。
樹木の伐採等	○原則として、樹木の伐採・伐根・植栽は認めない。 ただし、史跡の保存や防災・安全の確保に必要なものについては、遺構の保存及び史跡内外の景観に影響を与えない範囲で認めることがある。
発掘調査	○発掘調査は、調査の目的が適切であり、それに応じた必要最小限の範囲であるものは認める。
試験材料の採取	○史跡の保存のため必要な試験材料の採取は、必要最小限の規模にとどめ、遺構への影響が軽微なものは認める。

## 第7章 活用

### 7-1 活用の方向性

楯築遺跡では、給水塔の撤去が予定され、活用に向けた環境が整うこととなる。これにより、特に観光面においては、さらなる注目を集め、これまで以上に多くの観光客が訪れることも予想され、遺跡の保存や周辺地域の生活環境の保全との調整が必要となる。一方で、楯築遺跡は「王墓の丘史跡公園」としての地域住民の憩いの場、楯築神社が位置する信仰の場でもあり、地域への誇りや愛着の源となり得る「地域の宝」でもある。これらの活用に係るさまざまな要素を調整しながら、次の5項目を柱とした活用の取組を実施する。

- ① 楯築遺跡の価値を的確に伝え、多くの人々が訪れたいと思える魅力的な情報発信を行う。
- ② 楯築遺跡の解説や活用メニューの充実、最新の科学技術の活用等を通じて、現地だからこそ味わうことができる楯築遺跡の魅力づくりを行う。
- ③ 遺跡の保存や周辺地域の生活環境の保全に配慮した観光活用を行う。
- ④ 日本遺産や周辺地域の観光資源等とのつながりを構築し、広域や周辺地域の観光やまちづくりの拠点として活用する。
- ⑤ 楯築遺跡を舞台に学校教育や生涯学習等を積極的に実施するなど、地域住民等の保存・活用や地域づくりに対する意識の向上や、次世代の担い手の育成に資する活用を行う。

## 7-2 活用の方法

### (1) 楯築遺跡の価値の理解促進

#### ア 的確かつ最新の情報の発信

活用の推進にあたっては、楯築遺跡に対する正しい理解と認知度の向上が重要であることから、本計画の内容をもとに、多様な主体が発信する情報の基礎となる楯築遺跡の価値や諸元を再整理し、インターネット等を利用した発信や解説パンフレット等の作成・改訂を進める。また、継続的な調査・研究により新たな価値や魅力が明らかとなった場合には、速やかに情報の更新を行う。

情報発信にあたっては、地域住民等や小・中学生などのより多くの人々が楯築遺跡の価値や魅力の概要を理解するための情報に加え、より詳しく知りたいと思う人々を対象とした、周辺の遺跡等との関係などの歴史的背景、発掘調査による出土遺物の内容、地下に埋まって目に見ることができない埋葬施設の状況などを含めた詳細な情報も公開するなど、多様な人々の閲覧・利用を想定し、対象とする人々に応じた的確な情報を提供する。

#### イ 現地における解説の充実と理解促進のための仕掛けづくり

楯築遺跡の現地における解説の充実を図るため、ガイダンス施設を整備する。ガイダンス施設では、遺跡の解説に加え、出土遺物等の展示、体験学習やイベントの開催などを通じて、楯築遺跡の価値の理解促進を図る取組を実施していく。

また、地下に保存されて見ることのできない埋葬施設等の遺構やかつての祭祀の様子などをAR・VR技術を活用して視覚化し、実際の楯築遺跡を背景に見ることができるなど、現地において楯築遺跡の価値や魅力をより一層理解できるような仕掛けづくりを継続的に検討する。

さらに、地域住民や造山古墳蘇生会などによる観光ガイドの充実、民間団体や岡山大学をはじめとした専門家等との連携によるウォーキングイベント等の定期的な開催を通じて、現地でより詳しい解説を受けることができる機会を継続的に設ける。

### (2) 観光資源としての活用

#### ア 戦略的な観光情報の発信

楯築遺跡は、今後、給水塔の撤去や整備等を進め、これまで以上に魅力的な観光資源となる。まずは、楯築遺跡を取り巻く環境が大きく変化するこの機会を活かし、積極的な観光情報の発信を行った上で、何度も訪れたいと思われるような魅力的な情報発信のあり方を継続的に検討・実施していく。

観光情報の発信は、倉敷市や倉敷観光コンベンションビューロー、岡山県などのホームページやSNSなどでの情報発信、観光パンフレット等の配布などに加え、テレビや新聞、雑誌などのマスメディアの活用、観光業者・交通機関とのタイアップなどのさまざまな方法により実施する。

倉敷市のホームページや観光パンフレット等においては、観光部局や関係機関との連携及び市内の観光資源とのバランスの調整のもとに、日本遺産や周辺地域の観光資源等と関連づけながら、楯築遺跡の観光資源としての魅力を積極的に発信していくこととする。

## イ 遺跡の保存と周辺地域の生活環境の保全に配慮した観光活用

楯築遺跡のより一層の観光活用の推進にあたっては、観光客の増加に伴う遺跡のき損や周辺地域への観光公害が生じないように十分に配慮する。

遺跡の保存と活用を両立するために、活用に向けた整備基本計画の作成と併せて、見学ルートの設定や立入禁止区域の設定等について検討する。また、地域住民等の意見を聴きながら、路上駐車等を防ぐために十分な駐車場の整備や緩衝緑地の機能を果たす墳丘上の樹林の保全等の措置を実施するとともに、ゴミのポイ捨ての抑制などの来訪者のマナー向上のための周知・啓発や対策の検討等を行う。

## ウ 関連する文化財や観光資源等との連携

日本遺産「『桃太郎伝説』の生まれたまち おかやま ～古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語～」や『倉敷市歴史文化保存活用計画』に示す「古代吉備に関連する遺跡群（庄エリア）」のまとまり等を活かして、楯築遺跡に関連する文化財をつなぎ、一体的な活用を推進していく。特に、後者については、楯築遺跡・王墓山古墳・日畑廃寺が位置する「王墓の丘史跡公園」を核として、周辺地域の遺跡群（鯉喰神社弥生墳丘墓、矢部大冢古墳、岩倉遺跡、上東遺跡など）をはじめとした庄地区の有形・無形のさまざまな文化財をストーリー立ててつなぎ、それらを巡る周遊ルートを設定していく。このストーリーは、岡山市、倉敷市、総社市、赤磐市にまたがる日本遺産のサブストーリーとして、日本遺産の活用の取組と連携していくことで、日本遺産の魅力の増進並びに周遊ルートの活用効果の向上を図るものとする。そして、観光ガイドの団体や専門家等との連携を図りながら、周遊ルートを活かしたウォーキングイベントを開催するなどの観光活用に加え、学校教育や生涯学習への活用、教育旅行の誘致なども積極的に実施し、楯築遺跡を中心として庄地区全体の魅力的な歴史文化環境の創出やまちづくりへの展開を目指す。

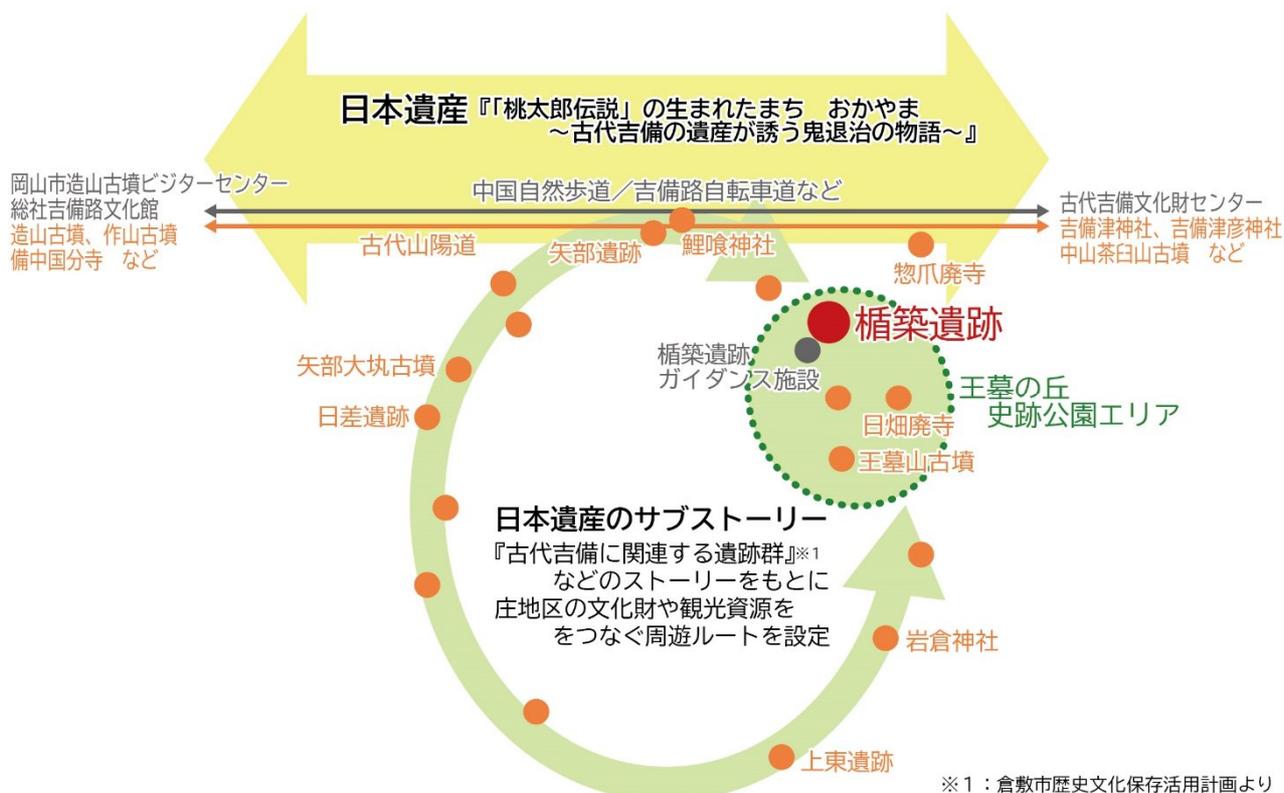


図 7-1 「王墓の丘史跡公園」を核とした周遊ルート（イメージ）と日本遺産との連携

### (3) 地域資源としての活用

#### ア 地域住民等による活用

楯築遺跡は我が国にとっての貴重な遺跡であると同時に、地域の歴史を伝える「地域の宝」でもある。そして、楯築遺跡が位置する王墓の丘史跡公園は、これまでも地域住民等により憩いの場として利用されるとともに、楯築神社は信仰の対象として大切に管理されていた。

今後も地域住民の暮らしと遺跡の保存・活用の両立を図り、C地区を中心に、地域住民等の日常的な利用を支え、身近に位置する楯築遺跡の価値や魅力を知り、誇りや愛着の醸成につながる環境を維持する。また、信仰の場としての楯築神社の石祠等は現在地に存置し、引き続き地域住民等が参拝できる状態を維持することを基本的な考え方とする。

#### イ 学校教育・生涯学習等との連携

庄小学校・庄中学校での地域学習の場としての利用や、倉敷市教育委員会文化財保護課の職員による出前講座などの取組を継続し、将来の楯築遺跡の保存・活用や地域のまちづくりを担っていく子ども達の楯築遺跡に対する理解を深め、地域に対する誇りや愛着の醸成を図る。

また、出土遺物のレプリカを作成して小・中学校や公民館等への展示を検討するなど、地域住民等が楯築遺跡をより身近に感じられる取組を推進する。

さらに、市内で実施されている生涯学習の講座においても楯築遺跡を積極的に取り上げ、倉敷市全体として、楯築遺跡の価値や魅力の共有を図っていく。

## 第8章 整備

### 8-1 整備の方向性

調査・研究の成果を踏まえた史跡の価値の確実な保存と、観光・教育・まちづくり等と連動した効果的な活用の両立を図るため、楯築遺跡の保存・活用のための整備に関する計画（整備基本計画）を策定し、次の6項目を柱とした計画的な整備を実施する。

- ① 表土および円礫の流出防止の措置や、立石や斜面列石の転倒・崩落防止対策の検討などを通じて、遺跡の価値を確実に保存するための整備を行う。
- ② 調査・研究の成果を踏まえた復元整備や、十分な防犯対策を講じた上での弧帯文石の効果的な展示など、楯築遺跡の価値（第3章参照）をさまざまな方法で分かりやすく表現し、その魅力を体感し、学ぶことができる環境を整備する。
- ③ 活用に必要となるガイダンス施設や休憩・便益施設等の各種施設を整備する。これらの施設整備は原則として、史跡指定区域外において行う。
- ④ 地域住民等の日常的な利用や観光、学校教育、イベントなどのさまざまな活用の形態を想定し、子どもから高齢者、外国人、身体障がい者などの多様な属性の人々が、快適かつ安全に利用できるようユニバーサルデザインによる整備を行う。
- ⑤ 地域住民等との協力のもとに、楯築遺跡の保存・活用と周辺地域の良好な生活環境の保全との調和を図り、観光客の誘致と地域住民の誇りや愛着の醸成の相乗効果を生み出すことができる整備を行う。
- ⑥ 周辺地域との調和や史跡内外の良好な景観の保全に配慮した施設の整備を行う。

## 8-2 整備の方法

### (1) 保存のための整備

短期計画における整備として、墳丘の保存のための次の整備を行う。

- ・墳丘については、表土や円礫が流出している箇所の補修を行うとともに、墳丘全体に盛土を施して保護層を形成して表土や円礫の流出を防ぐべきである。
- ・現存する立石や列石のうち、傾いているものは転倒・崩落の危険があるため、掘方の保存への影響を最小限に抑えた上で、基部の固定や支柱の設置等の転倒・崩落防止対策を検討して講じる。

これらの短期計画に基づく保存整備の上で、活用方策との調整のもとに、見学ルートの設定や墳丘部への立入制限のための施設整備の検討等を含めて、中長期的な視点からの保存整備の方法を検討する。

定期的な点検や清掃・除草等の通常管理等を行うために必要な諸施設は、原則として、史跡指定区域外のうちC地区に整備する。

この他、楯築遺跡の本質的価値を構成する諸要素を保存するために、標識・説明板・境界標・囲さく等の施設を整備し、適切に維持・管理する。

### (2) 活用のための整備

楯築遺跡の活用に向けて、中長期計画として次の整備を実施する。

#### ア 楯築遺跡の価値を顕在化するための整備

##### (ア) 墳丘の復元整備

発掘調査の成果をもとに、遺跡の価値を来訪者に伝えられるよう墳丘の復元整備を行うことが望ましい。

具体的な整備の内容・方法は、次の考え方のもとに楯築遺跡保存整備委員会で検討し、整備基本計画に定めることとする。

- ・両突出部は立体的・視覚的に表現し、来訪者が双方中円形の墳形を理解できるような整備方法を検討する。
- ・大溝の全面的な復元・露出展示は遺跡保護の観点から慎重に検討する。保護層を設けて表土の保護を図った上で、給水塔築造前（1970年頃）の地形を表現するなど、墳形を立体的に分かりやすく表現する方法を検討する。
- ・保護層により列石掘方を保護した上で、その上部に列石・円礫敷を復元することを検討する。

##### (イ) 弧帯文石収蔵庫の取扱等

弧帯文石は楯築遺跡に附帯するものであるとともに地域の信仰の対象であることから、本計画の区域内（図1-1参照）において保管・展示することとする。

弧帯文石の保管・展示の方法については、次の3案をベースとして、墳丘の復元整備の方法、公開のあり方、管理体制の整備、適切な防犯対策などの調整を図りながら検討する。

- ① 今後整備を予定するガイダンス施設に収蔵機能を移転して、新たな方法により保管・展示する。
- ② 今後整備を予定するガイダンス施設の近接地に現在の収蔵庫を移設して保管・展示する。
- ③ 現在の収蔵庫を存置する。

##### (ウ) ビューポイント等の整備

復元整備する墳丘を象徴的に眺めることができるビューポイントを整備する。また、ビューポイントからAR・

VRなどの技術を用いて、墳丘の往時の姿、葬送儀礼や墳丘築造の様子などを視覚的に再現するなど、最新の科学技術等を取り入れた整備も継続的に検討し、楯築遺跡の価値の顕在化を図る。

## イ 地域住民等による活用のための整備

地域住民等による日常的な利用に加え、祭りやイベントなどの集会用地あるいは災害緊急時における避難用地としての活用など、多様な活用のあり方を想定して広場空間を設けるなど、汎用性の高い整備を行う。これまでも「王墓の丘史跡公園」として、さまざまな公園施設の整備が実施されていることから、整備にあたっては、これらの施設を可能な限り利用しながら、今後作成する整備基本計画に基づき、必要に応じて再整備していくことを基本とする。

なお、墳丘上に位置する楯築神社関連施設（石祠、賽銭箱、参道石段、石碑）は現在地に存置する。ただし、今後作成する整備基本計画の内容によっては、必要に応じて移設や撤去等を検討する。

## ウ ガイダンス施設、案内板・解説板等の整備

楯築遺跡の価値や魅力を解説するためのガイダンス施設は、史跡指定区域外のうちC地区（現在の四阿付近を想定）に整備する。整備にあたっては、王墓山向山古墳群などの関連する遺跡の保護や周辺地域からの見え方等に十分に配慮する。ガイダンス施設は、楯築遺跡の遺構や出土遺物の内容、我が国の歴史の中での位置づけ、周辺地域の遺跡等との関係などをパネルや模型などを用いて解説するとともに、さまざまな体験やイベント・研修会の開催が可能なスペースを設けるなど、楯築遺跡の保存・活用に加え、周辺地域のまちづくりの拠点としての機能を持たせたものとする。また、倉敷市教育委員会、地域住民、岡山大学の連携・調整のもとに、十分な管理体制を構築した上で、出土遺物等の展示を行うことも検討する。なお、想定される施設規模等によっては、計画の対象範囲の拡大（C地区の拡大）による適地の検討を行う。

案内板・解説板等は、これまで整備してきた既設の案内板・解説板を可能な限り利用しながら、今後作成する整備基本計画をもとに、必要に応じて再整備する。また、情報内容については、必要に応じて随時更新する。また、整備にあたっては、多言語での案内・解説の併記や、情報通信インフラ（無料Wi-Fi環境等）の整備とあわせたAR・VRやQRコード等の技術の活用などにより、楯築遺跡の価値を多様な層のより多くの人々に対して、効果的に伝えることができるものとする。

## エ 休憩・便益施設の整備

ベンチ、四阿、便所、給水施設、ゴミ箱等は、史跡指定区域外のうちC地区に整備するものとする。王墓の丘史跡公園として整備してきた既設の休憩・便益施設を可能な限り利用しながら、今後作成する整備基本計画をもとに、必要に応じて再整備する。

駐車場は、既設の駐車場（8台分）との調整を図りつつ、広域的な観光の視点等を踏まえた必要台数や配置等を検討した上で、史跡指定区域外のうちC地区への整備を検討する。整備にあたっては、歴史的な環境を阻害しないよう植栽等による必要な修景措置を講じるとともに、周辺住宅地への観光公害が生じないように十分に配慮する。また、必要に応じて、計画の対象範囲の拡大（C地区の拡大）による適地の検討や、観光バス等による来訪者のアクセス方法やパーク・アンドライド等の活用の検討等を行う。

## オ 管理道路・園路・安全管理施設の整備

管理道路・園路・安全管理施設（車止め、照明灯、転落防止柵等）については、史跡指定区域外のうちC地区への整備を原則とする。ただし、効果的な活用や安全確保のために必要不可欠な園路や転落防止柵等については、遺

跡及び史跡景観の保存に十分に配慮した上で、A地区・B地区においても整備することとする。

整備にあたっては、これまで整備してきた既設の管理道路・園路・安全管理施設等を可能な限り利用しながら、今後作成する整備基本計画をもとに、必要に応じて再整備する。特に新たに整備する駐車場から楯築遺跡へのアクセスについては、安全確保やバリアフリーなどの視点を踏まえて、より効果的な動線のあり方を検討した上で整備する。

#### カ 植栽・修景整備

「第6章 保存」で示したように、A地区及びB地区では、原則として樹木の伐採・伐根・植栽は禁止するが、C地区においては、施設整備等に必要な範囲で認めることとしている。C地区における樹木の伐採・伐根・植栽は、墳丘上から周辺地域の遺跡等への眺望確保と、取り囲む樹林がつくる神聖な雰囲気への保全及び周辺地域から眺められる丘陵の姿の維持との調整を図りつつ実施する。特に墳丘北側の樹林については、足守川流域の平野や遠方の山並み等への眺望保全と、隣接する住宅市街地との緩衝緑地としての機能確保（視線の遮蔽等）の双方の調整を図りつつ、適切な範囲で枝打ち等の管理を行う。

## 第9章 運営・体制の整備

### 9-1 運営・体制の整備の方向性

倉敷市教育委員会文化財保護課（以下、本章において「文化財保護課」という。）が中心となり、次の4項目を柱として運営・体制の整備の取組を実施する。

- ① 倉敷市教育委員会では、楯築遺跡の保存・活用・整備を的確かつ着実に進めるため、必要となる人材の確保・育成を図る。
- ② 倉敷市教育委員会文化財保護課と地域住民、大学、文化庁や岡山県、倉敷市の関係部局等とのこれまで以上に密接な連携体制を構築するとともに、全国各地の楯築遺跡を大切に思うファン層、民間のボランティア団体や企業等などとも積極的な連携を図る。
- ③ 楯築遺跡の価値や魅力の発信を通じて、楯築遺跡を大切に思う人のすそ野を広げ、現在並びに将来に向けた楯築遺跡の保存・活用を担う人材を育成する。
- ④ 本計画に示す「保存」・「活用」・「整備」の各方針等を分かりやすく発信し、さまざまな主体の理解と協力のもとに、適切な管理・運営を行うことができる仕組みを整える。

## 9-2 運営・体制の整備の方法

### (1) 史跡指定区域の管理体制

楯築遺跡の史跡指定区域（A地区）は、楯築神社を合祀した鯉喰神社が所有者である。従って、史跡指定区域の管理は楯築神社氏子中が中心となって担うことが基本となる。しかし、史跡指定区域を含む本計画の対象区域は、倉敷市が「王墓の丘史跡公園」に設定して管理していることから、これまでも史跡指定区域の管理は、文化財保護課と楯築神社氏子中が協力して実施しているのが現状である。

当面は、現在の管理体制を継続することとし、B地区を史跡に追加指定した際には、倉敷市を管理団体に位置付けた上で、楯築神社氏子中と連携して管理を行うことを検討する。

なお、現状変更等の対応や保存・活用・整備の各施策は、倉敷市教育委員会が中心となって、文化庁や岡山県教育委員会と相談・協議し、指導を受けながら実施する。

### (2) 楯築遺跡の保存・活用・整備の体制

#### ア 倉敷市の体制

本計画に定める「保存」「活用」「整備」の各方針に基づく施策は、文化財保護課が中心となって実施する。このため、倉敷市教育委員会では、楯築遺跡の整備に向けた発掘調査や保存・活用の取組を中心となって担える人材の確保・育成を目指す。

倉敷市市内においては、楯築遺跡の保存・活用を円滑に進めるため、楯築遺跡に関する情報の共有化を図りながら、まちづくりや観光、教育、産業、防災などの関係部局との連携体制の強化を図る。特に、観光活用に向けた観光部局との連携、楯築遺跡の次世代の担い手を育成していくための庄小学校・庄中学校等との連携の強化を図る。

給水塔の撤去は、遺跡のき損等を防ぐため、水道局との十分な調整のもとに実施する。

#### イ 主体間の連携体制

各施策の実施にあたっては、文化財保護課が中心となって、楯築遺跡保存整備委員会を通じて地域住民、専門家、関係機関との連携を図り、図9-1に示す連携体制を構築する。

##### (ア) 地域住民等との連携

楯築神社氏子中をはじめとした地域住民等との連携については、(1)に示した史跡指定区域の管理における協力に加え、観光及びまちづくりの拠点としての魅力向上に向けて、王墓の丘史跡公園区域やガイダンス施設における地域住民等によるさまざまな活動を積極的に支援する。また、現地で楯築遺跡について解説できる人材（観光ガイド）や観光・まちづくりをコーディネートできる人材など、楯築遺跡の保存・活用を中心となって担う人材の育成を支援する。

なお、保存・活用・整備の各種取組は、楯築神社を合祀する鯉喰神社との調整のもとに実施する。

##### (イ) 関係機関や専門家との連携

楯築遺跡の確実な保存と効果的な活用のために、文化庁や岡山県、古代吉備文化財センター、大学等の研究機関など、関係機関や専門家の助言・指導や協力、支援のもとに各種施策を推進する。

特に、楯築遺跡についての継続的な調査・研究や出土遺物の展示等の活用に向けて、これまでの発掘調査を中心

となって担い、多くの出土遺物を保管する岡山大学との連携強化を図る。また、日本遺産としての広域的な視点からの魅力の向上・発信や観光振興等に向けて、引き続き岡山県、岡山市、総社市、赤磐市と連携しながら各種取組を推進する。

(ウ) 地域外の人々や民間企業等との連携

楯築遺跡の保存・活用の取組を持続的なものとしていくため、地域内のみならず、地域外の人々とも積極的な連携を図る。

保存・活用の活動や整備におけるクラウドファンディングの活用、定期的なイベント開催や情報発信など、観光客や全国各地の楯築遺跡を大切に思うファン層が、楯築遺跡に対してより一層の愛着を持ち、継続的に保存・活用に関われる仕組み等を検討する。また、魅力的な観光商品の開発に向けた各種メディア、観光業者・交通機関、民間のボランティア団体等との連携や、分かりやすい価値の伝達・情報発信等に向けたレプリカ制作やAR・VRなどの最新の科学技術をもつ企業等との連携も検討する。

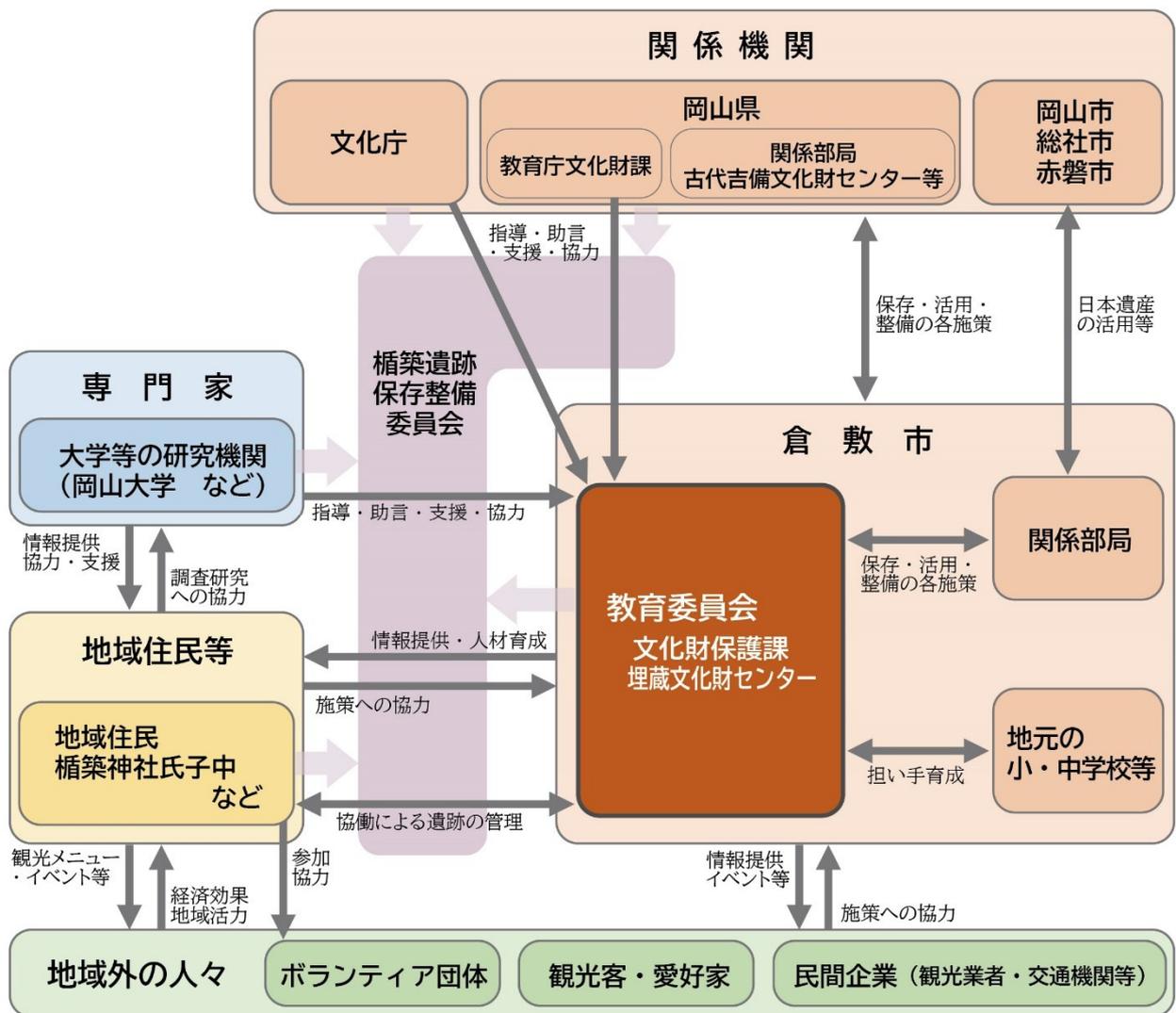


図 9-1 運営・体制の整備イメージ



## 第10章 実施計画及び経過観察

### 10-1 実施計画

今後実施する各種施策について、給水塔撤去並びに計画した保存、活用、整備、運営・体制の整備の内容を、当面（5ヶ年）実施する前期計画、それ以降に実施する後期計画に整理して示す。

なお、本計画については、史跡追加指定にあわせて内容の一部更新を行い、改定計画を策定することを予定する。

表 10-1 事業計画

分野	事業計画	前期計画					後期計画
		R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)	R9年度 (2027年度)	R10年度 (2028年度)	R11年度 (2029年度)	R12年度～ (2030年度～)
全般	給水塔撤去	■					
	保存活用計画の改定						■
保存	発掘調査 (南西突出部周辺等)	■	■	■			
	史跡追加指定				■		
	墳丘の保存のための措置の検討・実施	■	■	(モニタリング～適宜補修・修繕措置等の実施)			
活用	インターネット等による情報発信体制の整備	■	■	■	■	■	■
	解説パンフレットの作成					■	
	関連する資源との連携方策の検討・実施	■	■	■	■	■	■
	学校教育・生涯学習での活用	■	■	■	■	■	■
整備	整備方法の検討・整備基本計画の作成	■	■	■			
	基本設計 (対象区域全域)				■		
	実施設計 (段階的に実施)					■	■
	整備工事 (段階的に実施)					■	■
運営・体制の整備	関係機関等との連携方策の検討・実施	■	■	■	■	■	■
	保存整備委員会等 (発掘調査・整備等の検討)						■

## 10-2 経過観察

### (1) 経過観察の方向性

遺跡の確実な保存と効果的な活用は、将来にわたって継続的に取り組むべきものである。倉敷市教育委員会文化財保護課は、その過程において、自主的な経過観察を定期的に行うことにより、当初の理念に立ち返って現状を把握・分析し、問題点を改善していくことが求められる。

本計画に示す大綱・基本方針及び各分野の方針に従い経過観察を行い、点検・分析の結果を保存・活用の活動内容に反映させて運営方法の改善に役立てる。

### (2) 経過観察の方法

倉敷市教育委員会文化財保護課による経過観察（自己評価）を実施する。経過観察は、表 10-2 に示す点検項目に従って課題を整理し、継続的に改善しながら施策を展開する。

表 10-2 点検項目

	No.	点検項目案
①保存	①-1	本質的価値を構成する要素（円礫敷、立石、列石など）は確実に保護されているか。
	①-2	日常的な維持管理は適切になされているか。
	①-3	現状変更に対して適切に対処し、遺構の保存が図られているか。
	①-4	災害対策はなされているか。
	①-5	法・条例や計画など、史跡の環境や景観の保全の措置を定め、実行されているか。
②活用	②-1	史跡の価値を普及するための適切な情報や機会を提供できているか。
	②-2	学校教育や生涯学習との連携は図られているか。
	②-3	地域住民等の交流・憩いの場として活用されているか。
	②-4	周辺地域の文化財や文化施設等と連携した効果的な活用が図られているか。
	②-5	観光産業等と連携した活用が図られているか。
③整備	③-1	遺構を確実に保存するための整備が行われているか。
	③-2	遺構の表示・解説は調査研究成果に基づき、分かりやすく説得力のあるものとなっているか。
	③-3	整備された施設の管理及び修繕は適切に行われているか。
	③-4	庄地区のまちづくりと連携した整備が行われているか。
④運営・体制 の整備	④-1	保存・活用に必要な庁内の体制（予算・人員等）が整えられているか。
	④-2	地域住民等と協働での保存・活用の運営は、適切な方法で行われているか。
	④-3	活動団体や観光ガイド等の育成が図られているか。
	④-4	国・県・市の関係部局や専門家、関係機関等との連携が図られているか。
	④-5	周辺公共施設・交通機関との連携が図られているか。

---

史跡楯築遺跡保存活用計画

令和6年(2024年)11月

発行 倉敷市教育委員会  
〒710-8565 倉敷市西中新田 640 番地

---